			-	平成人人	十皮、	计划于	来能》	<b>对外</b> 对		你	えエレ 2	
事務事	業名	(歳入)	市有地等境界確認	認証明書交付	寸手数	料		<b>-</b> 1*	04450004	•		
事業	名	(歳入)	市有地等境界確認	認証明書交付	寸手数	料		コード	01150201	- 0	000	
所管部	18署	財政局則	才政部 用地管財詞	<b>*</b>	責	壬者		丸山 彦文	問い合わせ先	048 - 829 - 1	188	
事業	類型	□ 県との見直	や手法が適正から し協議が必要な事 しによる見直しが必	業(B)		' '	艮拠法令					
メルク	マール	<b>☑</b> (1) □ (2)	□ (3) □	(3)	(3)	□ (3	) [	(4) [(5)	□ (6) □ (7	) □該当なし	J	
1 事業	美の概.	<b>.</b>										
	方法		□ 2.一部委託	3.全部	部委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他	<u>!</u> (		)	
事業開	始年度	▼ 平成13年5	月1日前(旧市(	3市	) •		年度)	□ 平成	13年5月1日以後(	年度)	)	
事業	概要	市有地と民有地のにより、1件につき			証明書	の発行依	頼が生	じた場合は、さい	たま市事務手数料条	例第2条の各種	証明	
特定	財源	▼ 有		根拠	さいた	ま市事務	手数料	<del></del> 条例				
2 事業	黄の点	繪		<u>-</u>	•							
<del></del>		の必要性 【メルクマ	7ール(4)]			左記とし	て判断し	た根拠				
		₹に必要な事業 ₹に必要ではない事	業									
	2 役割	分担の徹底 【メルタ	フマール(2)]			左記とし	て判断し	た根拠				
妥当性	□ 市:	が実施すべき事業 や県、民間で同様又	は類似の事業を	実施している	事業							
	3 職員	に対する公費支出の	の妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断し	た根拠				
		が職員に対して支出 来職員自らが負担す										
	4 サー	ビス水準の妥当性	【メルクマール(3)	]		左記とし						
		東指定都市を上回るサービス水準 東指定都市と同レベル以下のサービス水準					相模原	たりの手数料は、ホ 〔市:300円で、本 5料金が低い。	横浜市:300円、川崎 市は200円となって	計市:300円、千葉 おり、関東地方の	桌市 D指定	
有効性	5 類似	事業との統合及び代替	替制度の検討 【メル	クマール(3)	]	左記とし	て判断し	た根拠				
		似事業と統合可能 似事業なし	□ 類似事業 □ 代替制度		מנע							
	6 費用	対効果の妥当性【	メルクマール(3)	1		左記とし	て判断し	た根拠				
		月対効果が低い事業 月対効果を満たして(										
		活力の活用 【メルク	マール(6)]			左記とし	て判断し	た根拠				
効率性	民	間委託済み 間委託(全部又は一 スト削減可能 問委託不可能					を避ける	るためにも民間に	っかりと把握する必§ 委託するのではなく、			
	<ul><li>区間委託不可能</li><li>区間に担わせる</li><li>※ 公平公正の原則 【メルクマール(1)】</li></ul>						て判断し	た根拠				
		∖未済や不納欠損 <i>あ</i> 益者負担の見直し等		能					干ではあるが低めな 入確保は可能である		<b>万手数</b>	
3 見]	<u>-</u>											
J 元皇	<u> </u>	ア 廃止又は凍結					事務	收善				
点検征	_	イ 縮 小				カ ·	拡大					
方向	性	ウ 統廃合       エ 移 管				キ	終了			_		
		工 移管				ク	継続	<u> </u>				
見直し		意界確認証明書の発 は、1課だけではでき						後の見直しの余り	也はあるが、さいたま	市手数料条例の	改正	

	T						- >   < ,				137.202
事務事	業名							コード			_
事業	名		自動販売機の行政	 攺財産目的外使	用料			١ -			-
所管部	[图	財政局	引財政部 用地管	財課	責任	者	1	丸山 彦文	問い合わせ先	048 -	829 - 1188
事業	類型	□ 県との見	ストや手法が適正 直し協議が必要な - ルによる見直し;	\$事業(B)		<b>€</b> (A)	根拠法令				
メルクラ	マール	□(1) □	(2) [(3)	□ (3)	□ (3)		(3)	□ (4) □ (5	) [ (6)	(7)	□該当なし
1 事業	もの概要	更									
実施			営 □ 2.一部	委託 □ 3.全	部委託		1.補助金	□ 5.その他	,		)
事業開	始年度	□ 平成13年	5月1日前(旧市	ī (	)	•	年度	₹) □ 平成1	3年5月1日以後(		年度)
事業	概要	行政財産に設置 目的外使用料を		販売機について	は、設置	<b>置希望</b> 有	ちの申し出	出により、条例、規則	川等に従い各施設(	管理者が	許可を行い、
特定	財源	□ 有	·	根拠							
2 事業	*の占は	· ·									
<u></u>		<del>ス</del> の必要性 【メル・	<b>ウマール</b> (4)]			左記と	して判断し	た根拠			
		ミに必要な事業 ミに必要ではない	事業								
	2 役割	分担の徹底 【メ	ルクマール(2)]			左記と	して判断し	)た根拠			
妥当性	□ 市 <i>7</i>	が実施すべき事業 や県、民間で同榜	≹ ₹又は類似の事業	を実施している	事業						
妥当性 [ ] 3	3 職員	に対する公費支	出の妥当性 【メノ	レクマール(7)]		左記と	して判断し	)た根拠			
		が職員に対して支 来職員自らが負担									
	4 サー	ビス水準の妥当性	生【メルクマール	(3)		左記と	して判断し	)た根拠			
<del></del>		東指定都市を上回 東指定都市と同し									
有効性	5 類似	事業との統合及び何	代替制度の検討	【メルクマール(3)	1	左記と	して判断し	)た根拠			
		似事業と統合可能 以事業なし	〖 □ 類似事 □ 代替制	፤業と統合不可能 引度の検討	能						
	6 費用	対効果の妥当性	【メルクマール(	3) ]		左記と	して判断し	た根拠			
		月対効果が低い事 月対効果を満たし									
		活力の活用(メ	ルクマール(6)]			左記と	して判断し	た根拠 アルファイ			
効率性	□ 民間	間委託済み 間委託(全部又は ない削減可能	_								
		間委託不可能 公正の原則 【メ		こ担わせる		左記と	して判断し				
		(未済や不納欠損 益者負担の見直し		可能							
, p=		<u> </u>									
3 見直		<b>フロ1生</b> ア 廃止又□	は凍結			オ	事務。	<u></u> 改善			
点検後		イ縮小				カ	拡大				
方向	l±	ウ統廃合エ移				<u>キ</u> ク	終了継続				
見直し	内容 り	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	貸付料を決定して	て自主財源の確	保を行な	よってし	隣市では、 Nる。本市	自動販売機の設 においても、近隣で	置について目的外 5の事例を参考にし		

					平成225	干浸气	P 75 <del>P</del>	<b>耒総</b>	<b>识快衣</b>			<b>依</b> 式 2
事務事	業名			(歳入) 総矛	8使用料				7 F	0.1.1.5.0.1.6	. 1	0.0.0
事業	名			行政財産	使用料				コード	0115010	ı	- 000
所管部	部署		財政局	財政部 庁舎管理	!課	責任	壬者		鈴木 勝幸	問い合わせ先	048 -	829 - 1169
事業	類型		県との見	ストや手法が適正か 直し協議が必要な事 ールによる見直しが処	≨業(B)			根拠法令		1		
メルク	マール	✔ (	1) 🗆	(2)	(3)	□ (3)		(3)	□ (4) □	(5)	[(7)	□ 該当なし
1 事業	**	要										
	方法		1.全部直	[営 🔲 2.一部委託	€ □ 3.全部	部委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その	他(		)
事業開	始年度	•	平成13年	∓5月1日前(旧市(		,	) •	年度	₹) □ 平月	成13年5月1日以後(		年度)
事業	概要	本庁領	膏の建物₽	内及び敷地内を一部	3利用するにあ	あたり、 <del>-</del>	その目的	に応じ使	用者に応分の	負担を頂〈ために使用	]料を徴り	又する。
特定	財源	~	有	·	根拠	さいた	ま市行政	対財産の	使用料に関する	る条例		
2 事第	<b>*</b> の占	i kak			Į.	· ·						
4 97 9			性【メル	クマール(4)]			左記とし	て判断し	た根拠			
			要な事業 要ではない	∖事業								
	2 役割	引分担の	徹底【メ	ルクマール(2)]			左記とし	て判断し	た根拠			
妥当性			すべき事業 民間で同様	業 <sup>羕又は類似の事業を</sup>	実施している	事業						
	3 職員	員に対す	る公費支	出の妥当性(メルク	7マール(7)]		左記とし	て判断し	た根拠			
				5出している事業 担すべき事業								
	4 サー	- ビス水	準の妥当は	性 【メルクマール(3	) ]		左記とし			16 a 47 (7 47 to 1 1 1 a 47		1071-11
<b>左</b> ☆ħ#+	▼ 関	東指定	都市と同し	回るサービス水準 レベル以下のサービ				1が、さい		物の評価額によって第地方の指定都市の水		
有划性	5 類化	以事業との	統合及び	代替制度の検討 【メル	レクマール(3)	]	左記とし	て判断し	た根拠			
		類似事業 類似事業	と統合可能 なし	能		Ė						
	6 費月	用対効果	の妥当性	[メルクマール(3)	]		左記とし	て判断し	た根拠			
			果が低い事 果を満たし	事業 ている事業								
		間活力の 間委託		ルクマール(6)]			左記とし	て判断し	た根拠			
効率性	一瓦二		(全部又に 可能	は一部)により成果を □ 民間に打			本庁舎の	の建物内	及び敷地内を	一部利用することによ	る許可行	為のため
				ルクマール(1)]	21768		左記とし	て判断し	ンた根拠			
			や不納欠抗 旦の見直し	員あり √等で歳入確保は可	能		玄関マッ		たな目的外の収	入を検討、実施するこ	ことによりだ	歳入の確保が
3 見重	<b>ま</b> し.の	方向松	:									
- A-E		<u>フリドリ に</u> ア	廃止又	は凍結			オ	事務。				
点検征 方向		<u>ا</u>	縮小				カ キ	拡大			$\dashv$	
) ) ] [1]	II.	<u>ウ</u> エ	統廃合 移 管				ク	終了継続			$\dashv$	
見直し	内容	歳入のヨ	Eなものは	、自動販売機等設置	置に伴う行政則	財産使用	用による値	吏用料で	あり、新たな広	告手段を検討し収入の	D確保を	目指す。

			-	<b>平</b> 70人 2 2 <del>1</del>	+皮₹	尹扬于	未能	从伙农		依工 4
事務事	業名		(歳入)工事施工等	等証明手数#	科			- I	04450004	000
事業	名		各種の記	正明				コード	01150201	- 000
所管部	18署		財政局 契約課		責任	迁者		清水 達夫	問い合わせ先	048 829 1176
事業	類型	□ 県との見	ストや手法が適正かで 直し協議が必要な事 - ルによる見直しが必	業(B)		` '	艮拠法令	रे		
メルク	マール	<b>(</b> 1)	(2) 🗆 (3) 🔽	[(3)	□ (3)		(3)	$\square$ (4) $\square$ (5	) [ (6) [	(7) □ 該当なし
1 事第	美の概!	要								
	方法		営 2.一部委託	□ 3.全部	部委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他	(	)
事業開	始年度	▼ 平成13年	手5月1日前(旧市(	浦和·大宮·	与野市	) •	白	F度) □ 平成1	3年5月1日以後(	年度)
事業	概要	合に、施工実績	む)発注工事を施工し 漬があることを確認する よ、さいたま市事務手	らための書類	iとしてイ	吏用されて	こいる。			実績を求められた場
特定	財源	☑ 有	· 🗆 無	根拠	さいた	ま市事務	手数料	<b> </b> 条例		
2 事業	もの点	· ·		-	•					
		の必要性(メル	クマール(4)]			左記とし	て判断	した根拠		
		ミに必要な事業 ミに必要ではない	1事業							
		分担の徹底 【メ	` '			左記とし	て判断	した根拠		
妥当性	□ 市; □ 国·	が実施すべき事業 や県、民間で同様	業 様又は類似の事業を到	<b>尾施している</b>	事業					
	3 職員	に対する公費支	出の妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断	した根拠		
		が職員に対してす 来職員自らが負担	を出している事業 旦すべき事業							
	4 サー	ビス水準の妥当性	性 【メルクマール(3)	1		左記とし				.000 T # + .000
<b>左</b> ☆ħ#+	関	東指定都市を上回るサービス水準 東指定都市と同レベル以下のサービス水準								:300円、千葉市:300 東地方の指定都市の
有划性	5 類似	l事業との統合及び代替制度の検討 【メルクマール(3) 】					て判断	した根拠		
		似事業と統合可能 以事業なし	能		חל					
	6 費用	対効果の妥当性	[メルクマール(3)	]		左記とし	て判断	した根拠		
		月対効果が低い事 月対効果を満たし								
		活力の活用(メ	ルクマール(6)]			左記とし	て判断	した根拠		
効率性	民	スト削減可能	t一部)により成果を低			可能。	_		、証明書を発行する いため、民間委託に	ため、民間委託は不はなじまない。
	<ul><li>✓ 民間委託不可能</li><li>※ 公平公正の原則 【メルクマール(1)】</li></ul>					左記とし	て判断	した根拠		
		、未済や不納欠抗 益者負担の見直し	員あり 、等で歳入確保は可能	ل ا				5並の300円とする。 1,000円程度にとど	ことは可能。 ただし、: まる。	年間10件程度のた
3 見1	重しのブ	 5向性								
·		ア 廃止又は凍結					事務			]
点検犯 方向	_	イ縮小ウ統廃合				カキ	拡え終			-
,,,,	<u> </u>	工移管				7	継糸			1
見直し			この比較から、手数料 位置づけであることか							指定都市とも、各種証

				-	<b>作成22</b> 年	F 浸 $\P$	<b>尹</b> 務争	<b>美総</b> 点	机快农		<b>様式</b> 2		
事務事	業名			(歳入)税務証	明手数料				_ 10		201		
事業	名			(歳入)税務証	明手数料				コード	01150201	- 001		
所管部	『署		財政	攻局 税制課		責任	壬者	1	石塚 晃	問い合わせ先	048-829-1157		
事業	類型		県との見直し	や手法が適正から は議が必要な事 による見直しが必	業(B)		` '	艮拠法令					
メルク	マール	▼ (	1) 🗆 (2)	□ (3) □	(3)	(3)	□ (3	)	(4) [(5)	□ (6) □ (7)	□該当なし		
1 事当	美の概	要											
実施			1.全部直営	✓ 2.一部委託	□ 3.全部	8委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他	. (	)		
事業開	始年度	~	平成13年5月	月1日前(旧市(浦	i和市·大宮市	b·与野	<b>7</b> 市)・	年度)	□ 平成	13年5月1日以後(	年度)		
事業	概要			説に係る証明書を り200円である。	交付する。								
特定	財源	~	有	<del></del> <del></del> <del></del> <del></del> <del></del> <del></del> <del></del> <del></del>	根拠	さいた	ま市税条	例第10条	条、第82条の3、7	さいたま市事務手数料	条例第2条		
2 事第	*の点	棒			•	•							
			性 【メルクマ	?ール(4)]			左記とし	て判断し	た根拠				
			要な事業 要ではない事業	業									
			徹底 【メルク	7マール(2)]			左記とし	て判断し	た根拠				
妥当性			すべき事業 民間で同様又	は類似の事業を到	€施している	事業							
	3 職員	員に対す	る公費支出の	の妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断し	た根拠				
			に対して支出 自らが負担す	している事業 <sup>-</sup> べき事業									
	4 サ-	- ビス水	準の妥当性	【メルクマール(3)	1			て判断し		#\\cd- 000F \\			
<del>-</del> ***	□ 関	東指定	都市と同レべ、	サービス水準 ル以下のサービス			300円、木		:300円であり、オ	黄浜市:300円、川崎市 ×市の手数料(200円)Ⅰ			
有知性	5 類似	以事業との	)統合及び代替	替制度の検討 【メル	クマール(3)	1	左記とし	て判断し	た根拠				
		類似事業 類似事業	と統合可能 なし	<ul><li>□ 類似事業</li><li>□ 代替制度</li></ul>		Ĕ							
	6 費月	用対効果	の妥当性 【:	メルクマール(3)			左記とし	て判断し	た根拠				
			果が低い事業 果を満たしてい										
			活用【メルク	7マール(6)]			左記とし	て判断し	た根拠				
効率性		スト削減	(全部又は一i 可能	部)により成果を低			一部の移	鋭証明に1	ついては、市内郵	『便局に発行を委託し	ている。		
	□ 民間委託不可能 □ 民間に担わせる 8 公平公正の原則 [メルクマール(1)]						左記とし	て判断し	た根拠				
	<ul><li>□ 収入未済や不納欠損あり</li><li>▽ 受益者負担の見直し等で歳入確保は可能</li></ul>							関東地方の政令市と比べ手数料が安く、人件費及びシステム運用費をまかなえる受益者負担を求めるかについて検討が必要である。					
3 見道	直しの	方向性											
·		ア	廃止又は凍	東結			オカ	事務改	善				
点検復 方向		<u>イ</u> ウ	縮小統廃合				キ	拡大終了					
	•	Ĭ	移管				<u>,</u> ク	継続					
見直し				ては、費用対効果 数料を勘案し、適									

			平成22年度						皮事務事業総点棟表					
事務事	業名				(歳入)税務	証明手数料				- I*	04450004			
事業	名		(	表入)固	定資産課税	台帳等の閲覧	手数料	1		コード	01150201		- 002	
所管部	肾署			財政局	税制課		責任	王者	<b>,</b>	石塚 晃	問い合わせ先	048-	829-1157	
事業	類型		県との見	直し協	議が必要な	かの検討が必要 事業(B) 必要な事業(C		. ,	根拠法令					
メルク	マール	☑ (	1) 🗆	(2)	□ (3)	□ (3)	□ (3	) [	<b>3</b> (3)	□ (4) □	(5)	(7) E	□該当なし	
1 事業	美の概	要												
	方法		1.全部直	道 🗆	2.一部委	託 🗌 3.全部	部委託	<u> </u>	.補助金	□ 5.その他	1 (		)	
事業開	始年度	~	平成135	年5月1	日前(旧市(	浦和市·大宮市	市·与野	F市)·	年度)	□ 平成	13年5月1日以後(		年度)	
事業	概要				産課税台帳 0円である。	等の閲覧を行	·う。							
特定	財源	~	有	•	無	根拠	さいた	ま市税	条例第82	条の2、さいたま	市事務手数料条例第	92条		
2 事第	≝の点	神				<u> </u>	ļ.							
			性【メル	クマー	ル(4)]			左記とし	て判断し	た根拠				
	市		更ではない											
			徹底【メ		<b>ー</b> ル(2)]			左記とし	して判断し	た根拠				
妥当性			すべき事態 民間で同村		預似の事業を	を実施している	事業							
	3 職	員に対す	る公費支	出の妥	当性 【メル	クマール(7)]		左記と	して判断し	た根拠				
	□ 4	来職員	自らが負担	担すべき										
	4 サ-	- ビス水	隼の妥当	性 【メ	ルクマール(	3) ]			て判断し		横浜市∶300円、川崎	±.200∏		
右动性		東指定	都市と同日	レベルり	−ビス水準 从下のサーヒ			300円、 都市の	相模原市 水準よりも	:300円であり、2 安い。	演浜市:300円、川崎 ▶市の手数料(150円			
有划注	5 類似	以事業との	統合及び	代替制原	度の検討 【メ	ルクマール(3)	]	左記とし	して判断し	た根拠				
		類似事業 類似事業	と統合可能 なし		□ 類似事第 □ 代替制度	業と統合不可能 隻の検討	צב							
	6 費	用対効果	の妥当性	ŧ 【メル	·クマール(3)	]		左記と	して判断し	た根拠				
			見が低い 見を満たし		事業									
		間活力の 民間委託	活用【外	ルクマ・	ール(6)]			左記と	して判断し	た根拠				
効率性		R間委託 Iスト削減	(全部又に 可能	は一部)	により成果を	低下させず				行については、重 を検討する必要	郵便局に発行を委託 がある。	している	ことから、閲覧	
		<b>門委託</b> 平公正の	<del>かり能</del> 原則 【メ	ルクマ・		1111 E S		左記として判断した根拠						
	<ul><li>収入未済や不納欠損あり</li><li>受益者負担の見直し等で歳入確保は可能</li></ul>								関東地方の政令市と比べ手数料が安く、人件費及びシステム運用費をまかなえる受益者負担を求めるかについて検討が必要である。					
3 見道	<u>-</u>	方向性	:					1						
<u>→ 76 E</u>	<u> </u>	ア 廃止又は凍結					オ	事務改						
点検征 方向		<u>イ</u> ウ	縮小統廃合					カキ	拡大終了					
1 11	'-	エ	移管	I				ク	継続					
見直し	内容	他部署 <i>0</i>	)証明等(	の手数米	斗を勘案し、⋮	適正な手数料	につい	て検討す	 「る。					

			_	<b>作</b>	₽反手		<b>来</b> 総	从伙农			依正して
事務事	業名	(	歳入)個人市民税・	〈現年課税〉	ታ >			7 ¢	04040404		000
事業	名							コード	01010101		- 000
所管部	『署		税務部 市民税課税務部 収納対策詞		責任	E者		三枝 政幸 関根 三男	問い合わせ先		829-1911 829-1164
		事業のコス	トや手法が適正かの	の検討が必要	要な事業	` '			1	0.0	020
事業	類型		[し協議が必要な事] ルによる見直しが必		·)	<b>†</b>	艮拠法令				
メルク・	マール	$\mathbf{V}(1)$		女な事業(と	<u>')</u>	<u> </u>	<b>(3)</b>			7(7)	□該当かし
			(3)	(3)	, (3	,	_ (3)	. (1)	(3)   (3)	( , )	_ IX_1&0
	<b>性の概</b> 方法			口 3 全	37季託	□ 4:	補助全	□ 5 <i>₹</i> (	<b>か他</b> (		)
	<u></u>		5月1日前(旧市(浦				年度)				
事業		市内に住所を収する税である。 景気の悪化に伴	有する個人、 市内 均等割と所得割とか う賃金の減少が納税	に住所を有いらなり、税額 ではなり、税額	しないか 質は、均質 に繋が	が、事務所 等割が3, ったこと1	000円 こよる。 <sup>;</sup>	、所得割が税 <sup>図</sup> 不納欠損の生	を有する個人に対して、 軽6%である。収入未済の じた主な理由は、財産調 ないことが明らかである。	D生じた: 査の結り	主な理由は、 果、滞納処分
特定	財源	▼ 有	·	根拠				市税条例			
2 ===	* <b>少</b> 上+	<b>.</b>		<u> </u>	1						
2 學 第	<b>を の点</b> 1 事業	<del>叉</del> の必要性 【メルク	マール(4)]			左記とし	て判断	した根拠			
		に必要な事業 に必要ではない!	<b>事業</b>								
	2 役割	分担の徹底 【メル	クマール(2)]			左記とし	て判断	した根拠			
妥当性	□ 市加	が実施すべき事業 や県、民間で同様)	又は類似の事業を調	€施している	事業						
	3 職員	に対する公費支出	の妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断	した根拠			
		が職員に対して支む 来職員自らが負担									
	4 サー	ビス水準の妥当性	【メルクマール(3)	]		左記とし	て判断	した根拠			
		東指定都市を上回るサービス水準 東指定都市と同レベル以下のサービス水準					€都市で	きしくないできます。	徴収業務を実施している	5.	
有効性	5 類似	事業との統合及び代	替制度の検討 【メル	クマール(3)	1	左記とし	て判断	した根拠			
		以事業と統合可能 以事業なし	□ 類似事業。 □ 代替制度(		ממ						
	6 費用	対効果の妥当性	【メルクマール(3)	]		左記とし	て判断	した根拠			
		対効果が低い事  対効果を満たして									
		活力の活用 【メル	/クマール(6)]			左記とし	て判断	した根拠			
効率性	民間	間委託済み 間委託(全部又は- Vト削減可能 間委託不可能	一部)により成果を低			滞納整理	2業務に	は公権力を行使	きする業務のため、民間 🤄	長託は不	可能。
	8 公平	公正の原則 【メル		1769		左記として判断した根拠					
		、未済や不納欠損 会者負担の見直し等	あり 等で歳入確保は可能	E E					収納率は97.2%であり、 納欠損金額は730万円		の収入未済が
3 見道	il.のi	- 向性									
		ア 廃止又は	凍結			オ	事務				
点検復 方向	_	イ     縮     小       ウ     統廃合				カ キ	拡え			4	
1 11	-	工移管					継糸			$\dashv$ $\mid$	
見直し	内容区	引、高額事案の滞	納整理に早期着手	し、催告や折	f衝を徹	底し年度	内完約	]を図る。平成2	度の利用促進等により、約 22年4月からコンビニ収約 一を効果的に運営し、滞	物を開始	し、納付機会

			_	<b>作</b> 及2.4 4	F/支手		未総	<b>州代</b> 农		依工
事務事	業名	(	歳入) 法人市民税	<現年課税:	分 >				2/2/2/2	
事業	名							コード	01010102	- 000
所管部	18署		税務部 市民税課税務部 収納対策		責任	E者		三枝 政幸 関根 三男	問い合わせ先	048-829-1911 048-829-1164
			いか手法が適正から		とな事業	<b>€</b> (A)		1 <del>5</del> 1110 — 23	L	040 020 1104
事業	類型		<b>証し協議が必要な事</b>			ŧ	艮拠法令	>		
./ 11 /5:	<b></b>		ルによる見直しが必		<u> </u>				= =	
メルク	マール	(1)	2) [(3)	(3)	(3)	<u> </u>	3)	L (4)	(5)	7) □該当なし
1 事美	美の概3	<b>E</b>								
	方法	□ 1.全部直	営 ▼ 2.一部委託	3.全部	部委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他	<u> </u>	
事業開	始年度		5月1日前(旧市(浦			. ,	年度)		13年5月1日以後( 頼と資本金の額等から第	年度)
事業	概要	申告内容を精査 は更正処理を行	、データ登録し調定	資料を作成った主な理由に	する。国	・県の課	税資料	と市の申告データ	まと員本金の額等から タとの突合を行い、税額 金や債務返済に配分り	質に差異があった場
特定	財源	▼ 有	·	根拠	地方稅	说法、さい	たま市で	市税条例		
2 事業	美の点	<del>'</del>		<del>!</del>						
4 1973		<del>文</del> の必要性 【メルク	マール(4)]			左記とし	て判断し	した根拠		
		Rに必要な事業 Rに必要ではない™	事業							
	2 役割	分担の徹底 【メノ	レクマール(2)]			左記とし	て判断し	した根拠		
妥当性	□ 市	が実施すべき事業 や県、民間で同様	又は類似の事業を写	€施している	事業					
	3 職員	に対する公費支出	出の妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断し	した根拠		
		が職員に対して支 来職員自らが負担								
	4 サー	ビス水準の妥当性	[メルクマール(3)	1		左記とし	て判断し	した根拠		
		東指定都市を上回 東指定都市と同レ	るサービス水準 ベル以下のサービス	、水準		関東指定	≧都市で	きしのまでも	収業務を実施している	0
有効性	5 類似	事業との統合及び代	は替制度の検討 【メル	クマール(3)	1	左記とし	て判断し	した根拠		
		以事業と統合可能 以事業なし	□ 類似事業。 □ 代替制度の		CHR					
	6 費用	対効果の妥当性	【メルクマール(3)	]		左記とし	て判断し	した根拠		
		  対効果が低い事  対効果を満たして								
	7 民間	活力の活用 【メノ	レクマール(6)]			左記とし	て判断し	した根拠		
効率性	民	7. 削減可能	一部)により成果を低			滞納整理	里業務は	は公権力を行使す	る業務のため、民間委	託は不可能。
	8 公平	間委託不可能 公正の原則 【メノ	<u>□ 民間に担</u> レクマール(1)】	わせる		左記とし	て判断し	した根拠		
		、未済や不納欠損 益者負担の見直し	あり 等で歳入確保は可能	لا ا		平成20st 生じてい		去人市民税の収約	内率は99.6%であり、	0.4%の収入未済
3 見直	<b>重しのア</b>	<b>5向性</b> ア 廃止又は	 t凍結			オ	事務			<del>                                     </del>
点検領	後の	イ 縮 小	e (CD) NH			カ	拡え			<u> </u>
方向	性	ウ 統廃合				+	終了			]
		工 移管	4 1. St. 1 20: :			<u>ク</u>	継 紡	<u>π</u>		1
見直し			りな法人実態調査を どの文書催告、納税					図る。		

					T-13%, 2, 2, 2	1 15%	- 1/2	75 MO /	W1X-7C	T	128.11.6
事務事	業名			(歳入)固定資産	锐<現年課税会	分 >			コード	010201	- 000
事業	名								<b>-</b> '	010201	- 000
所管部	肾署			税務部 固定資産 税務部 収納対		責任	壬者	•	竹内 弘 関根 三男	問い合わせ先	048-829-1182 048-829-1164
				ストや手法が適正		要な事業	<b>業(A)</b>			1	
事業	類型		県との見	直し協議が必要な	事業(B)		<b>★</b>	艮拠法令			
			メルクマ-	ールによる見直しか	「必要な事業(0	C)					
メルク	マール	✔ (	1) 🗆	(2) [(3)	□ (3)	□ (3)		(3)	□(4) □(!	5) [ (6) [ (7	/) □ 該当なし
1 事業	美の概	要									
実施	方法		1.全部直	[営 🔽 2.一部委	託 🗌 3.全	部委託	☐ 4. <sup>2</sup>	補助金	□ 5.その他	(	)
事業開	始年度	_		₹5月1日前(旧市			,	年度)		3年5月1日以後(	年度)
事業	概要	は1.4 生じた	%である。 :主な理由	収入未済の生じた	:主な理由は、: :果、滞納処分	景気の	悪化に伴	賃金の	減少が納税資力	資産の1月1日現在の月の低下に繋がったこと。 の低下に繋がったこと。 が不在である等徴収金	による。不納欠損の
特定	財源	~	有	· 🗆 無	根拠	地方和	说法、さい	たま市市	5税条例		
) <b>南</b> 圣	もの点	+4-									
2 事第			性【メル	クマール(4)]			左記とし	て判断し	た根拠		
	口市	マに必要	要な事業								
			そではない	\事業							
	2 役害	引分担の	徹底【メ	ルクマール(2)]			左記とし	て判断し	た根拠		
妥当性			すべき事業	. ,							
XJIL				来 様又は類似の事業	を実施している	事業					
	3 職員	に対す	る公費支	出の妥当性 【メル	クマール(7)]		左記とし	て判断し	た根拠		
				を出している事業							
				旦すべき事業							
	4 サー	・ビス水	準の妥当性	性 【メルクマール(	3) ]		左記とし	て判断し	た根拠		
				回るサービス水準 レベル以下のサー!	ごス水準		関東指定	都市で	も同様の市税徴収	又業務を実施している。	
有効性	5 類似	事業との	統合及び	代替制度の検討 【	メルクマール(3)	1	左記とし	て判断し	た根拠		
		似事業 似事業	と統合可能 なし	能 □ 類似事 □ 代替制	業と統合不可能 度の検討	能					
	6 費用	対効果	の妥当性	<b>エスルクマール(3</b>	) ]		左記とし	て判断し	た根拠		
			果が低い事	·	,						
				ている事業							
	7 民間	活力の	活用【メ	ルクマール(6)]			左記とし	て判断し	た根拠		
効率性		間委託			ᅡᄺᆍᆠᄔᅷ		固定資	産の評値	ーーーー 西に関するシステ	ムの導入を民間に委託	 £しており、そのシス
劝牵注		間委託 スト削減		は一部)により成果で	と低トさせる		テムを民	間業者。	より賃借しているた	め。なお、滞納整理業	
		間委託	不可能	□ 民間に	担わせる				民間委託は不可	能。	
	8 公平	☑公正の	原則【メ	ルクマール(1)]			左記とし	て判断し	た根拠		
			や不納欠損 旦の見直し	員あり √等で歳入確保はす	可能					率は98.3%であり、1 な損金額は250万円で	
, P=	<u> </u>	اند کے کے					1				
3 見直	<u> 1 しい)</u>	<u>ク回性</u> ア	廃止又	は凍結			オ	事務ご			
点検復	<sub>美の</sub>	1	縮小	·······································			ה ה	拡大			
方向		ָ י	統廃合				+	終了			
		I	移管				ク	継続			
見直し	内容	·口座振 納を図る	替制度の 。平成22		納期内納付ጃ 収納を開始し、	区の向上 納付機	こを図り、高 終会を拡大	高額事案		期着手し、催告や折復 ]上し、納期内納付の-	

					T 17%	T /X-1	- 4 <i>D</i> :	75 MO /	<i>m</i> 17.	~			17水工() 4
事務事	業名		(	<b>员入</b> ) 軽自動車税	<現年課税	分 >			_	1 <b>-</b> ド	01010301		000
事業	名								_	1 — I <sup>2</sup>	01010301	-	000
所管部	『署			税務部 市民税課税務部 収納対策		責任	壬者	I		政幸 三男	問い合わせ先	048-82 048-82	
	I_			トや手法が適正か(		」 要な事業	<b>≰(A)</b>		אונאו		II	040 02	0 1104
事業	類型		県との見直	し協議が必要な事	業(B)		t t	艮拠法令					
			メルクマーノ	レによる見直しが必	要な事業(0	C)							
メルク	マール	<b>v</b> (	1) 🗆 (2	) [3)	□ (3)	□ (3	)	(3)	□ (4	1) [(5)	□ (6) □ (7	) □ 診	<b>対な</b> し
1 事第	もの概	要											
実施	方法		1.全部直営	2.一部委託	□ 3.全部	部委託	☐ 4. <del>?</del>	補助金		5.その他	(		)
事業開	始年度	~	平成13年5	月1日前(旧市(浦	和市·大宮市	市·与野	<b>7市</b> )⋅	年度)		□ 平成1	3年5月1日以後(		年度)
事業	概要	車及での悪化	ゾ小型特殊E とに伴う賃金	自動車の標識交付 €の減少が納税資力	軽自動車等 1の低下に繋	等の所₹ ≹がった	有者からの ことによる	申告受。不納	付及で 欠損の	<b>ド</b> 登録を行な 生じた主なヨ	を賦課徴収する。この なう。収入未済の生じた 理由は、財産調査の終 が明らかである場合に	た主な理E ま果、滞納	由は、景気
特定	財源	~	有	·	根拠	地方和	说法、さい	たま市で	市税条 <sup>。</sup>	例			
, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	*				1	ļ							
2 事第	を 本語		性【メルク	マール(4)1			左記とし	て判断し	た根料	Л			
				. ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			<b></b>	C / J L// (	3 /C (X)				
			更な事業 更ではない事	業									
	2 沿宝	一分切の	御に 【メリム	クマール(2)]			左記とし	て半川採斤1	た根状	ın			
四小州				7 7 70(2)1			子品とり	C FIEI (	71211817				
女ヨ性			すべき事業 民間で同様∑	スは類似の事業を到	€施している	事業							
	3 職員	に対す	る公費支出	の妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断し	た根拠	L			
	□ 市	<b>市が職員に対して支出している事業</b>											
			自らが負担で										
	4 サー	・ビス水	準の妥当性	【メルクマール(3)	1		左記とし	て判断し	た根拠	U			
				るサービス水準	_L 3#=		関東指定	都市で	も同様	の市税徴収	X業務を実施している。		
有効性				ドル以下のサービス				— Ved Ner 1					
	5 類似	事業との	統合及び代	替制度の検討 【メル	クマール(3)	1	左記とし	て判断し	ノた根が	ſĽ			
		似事業似事業		<ul><li>類似事業</li><li>代替制度</li></ul>		לא							
	6 費用	対効果	の妥当性	【メルクマール(3)	]		左記とし	て判断し	た根拠	<u>.                                    </u>			
			ーーーー 見が低い事業										
			とが低い事ま 見を満たして										
	7 民間	活力の	活用 【メル	クマール(6)]			左記とし	て判断し	た根核	Įl			
A.L 1/1	□民	間委託	済み					-,,,,,	- 1- 1- 1- 1				
効率性		間委託 スト削減		-部)により成果を低	行させず		滞納整理	業務は	公権力	で行使する	る業務のため、民間委	託は不可	能。
	<b>区</b> 民	間委託	不可能	□ 民間に担	わせる								
	8 公平	公正の	原則 【メル	クマール(1)】			左記とし	て判断し	ノた根拠	l.			
			って納欠損な 日の目すし等	あり ₹で歳入確保は可能	Ę						率は96.4%であり、3 2損金額は6万円である		収入未済が
				「 こ / 成 / 、			TO CV1	ο, α <i>ι</i> ς	, 1-3 T	15 07 1 WI 3 V		<b></b>	
3 見道	<b>i</b> しの2	方向性											
		ア	廃止又は	凍結			オ	事務。					
点検復		1	縮小				カ	拡大					
方向	1注	ウ					キク	終了継続					
				を把握するため、車	- H λ 孝 ∧ 4	の通和で		松约	Ü			]	
見直し	内容	口座振 納を図る	替制度の利 。平成22年	用促進等により、糾	期内納付率 納を開始し、	図の向上 納付機	こを図り、高 終会を拡大				期着手し、催告や折復  上し、納期内納付の-		

				<b>作</b>	一尺寸		天成》	<b>ポース・イ</b> ス		依式して
事務事	業名		(歳入) 事業所税 <	現年課税分	<del>}</del> >				24242=24	
事業	名							コード	01010701	- 000
所管部	18署		,税務部 市民税課 税務部 収納対策		責任	<del>I</del> 者	L	三枝 政幸 関根 三男	問い合わせ先	048-829-1911 048-829-1164
			ストや手法が適正から		要な事業	<b>Ě</b> (A)				040-029-1104
事業	類型		直し協議が必要な事			Ħ	艮拠法令			
			ルによる見直しが必	•	<u>,                                      </u>					
メルク	マール	<b>▼</b> (1) □(	2) [(3)	☐ (3)	☐ (3)		(3)	☐ (4) ☐ (!	5) 🗆 (6) 🗀 (7	) □ 該当なし
1 事業	美の概3	Ę								
実施	方法	☑ 1.全部直常	営 □ 2.一部委託	□ 3.全部	部委託	☐ 4. <sup>2</sup>	補助金	□ 5.その他	(	)
事業開	始年度	▼ 平成13年	5月1日前(旧市(浦	和市·大宮市	市·与野	市)・	年度)	□ 平成	13年5月1日以後(	年度)
事業	概要	告書について、気	免税点判定が適正に	行われてい	るか等、	申告内容	容を精査	<b>証、データ登録し、</b>	を超える事業所等にか 調定資料を作成する。 とによる。なお、不納欠	収入未済の生じた
特定	財源	▼ 有	·	根拠	地方和		たま市で	市税条例		
	* ~ L'	<b>├</b>		<u> </u>	1					
2 學 第	美の点材 1 事業	<b>更</b> の必要性 【メルク	ママール(4)]			左記とし	て判断し	 」た根拠		
		この要な事業								
		に必要ではない	事業							
	2 役割	分担の徹底 【メノ	レクマール(2)]			左記とし	て判断し	た根拠		
妥当性	□ 市加	が実施すべき事業 や県、民間で同様	、 又は類似の事業を写	€施している	事業					
	3 職員	に対する公費支出	出の妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断し	た根拠		
		が職員に対して支 R職員自らが負担								
	4 サー	ビス水準の妥当性	E 【メルクマール(3)	1		左記とし	て判断し	 ルた根拠		
		東指定都市を上回 東指定都市と同レ	  るサービス水準    ベル以下のサービス	、水準		関東指定	都市で	も同様の市税徴し	収業務を実施している。	
有効性	5 類似	事業との統合及び代	は替制度の検討 【メル	クマール(3)	]	左記とし	て判断し	 」た根拠		
	□ 類(	以事業と統合可能 以事業なし		と統合不可能						
	6 費用	対効果の妥当性 対効果の妥当性	【メルクマール(3)	]		左記とし	て判断し	 ルた根拠		
	□ 費用	対効果が低い事	<del>************************************</del>							
		対効果を満たして								
		活力の活用 【メノ	レクマール(6)]			左記とし	て判断し	た根拠		
効率性	民間	間委託済み 間委託(全部又は	一部)により成果を低	(下させず		>+++ 4 ch まな TE	34 24 1 <del>4</del>	ᄭᄯᅩᆉᄼᄼᄹᅷ	7 光空の4 は 口明チ	÷1.μ.┰╌┰ᡧ
	7.7	小削減可能 間委託不可能	□ 民間に担			<b>冲</b> 納登均	έ茉狩Id	公惟刀を仃関9	る業務のため、民間委	託は个り能。
		公正の原則 【メノ		1762		左記とし	て判断し	た根拠		
		未済や不納欠損				平成20年	∓度の事	掌業所税の収納率	[は99.7%であり、0.	3%の収入未済が生
	□ 受益	者負担の見直し	等で歳入確保は可能	ម		じている。				
3 見直	しのす	 								
- JUE		ア 廃止又は	は凍結			オ	事務。			
点検復 方向	_	イ縮小ウ統廃合				カキ	拡大終了			4
1 111	-	エ 移管				ク	継続			1
見直し			ついて、より効率的、 :どの文書催告、納和						税を図る。	

				<b>ドカス</b> と 2 年	F 及 $\P$	P榜争	莱総只	<b>录</b> 模表		<b>棣式</b> 2
事務事	業名		(歳入)都市計画税	<現年課税分	<del>}</del> >			<b>—</b> 1:	040004	
事業	名							コード	010801	- 000
所管部	『署		財政局 税務部 固定資産税 財政局 税務部 収納対策		責任	£者	I .	竹内 弘 関根 三男	問い合わせ先	048-829-1182 048-829-1164
			事業のコストや手法が適正から		を事業	<b>≰</b> (A)				040 020 1104
事業	類型		県との見直し協議が必要な事		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	<b>★</b>	艮拠法令			
メルク・	7 — II.		メルクマールによる見直しが必	-	•		(2)		5) = (0) = (1)	7)
×107	<b>γ</b> – <i>IV</i>	(	1) [(2) [(3)	(3)	L ( 3 ,	)	(3)	L (4) L (	5) [ (6) [ (	/) L 該当なし
	美の概									
実施			1.全部直営 ☑ 2.一部委託					□ 5.その他	`	)
事業開	始年度	-	平成13年5月1日前(旧市(浦 の市街化区域内に所在する土)					-		年度)
事業	概要	税率は損の	がいまれた場合に所在する上、 は0.3%である。収入未済の生し 生じた主な理由は、財産調査の ごきないことが明らかである場合	た主な理由 結果、滞納な	は、景質	気の悪化	に伴う賃	金の減少が納税	資力の低下に繋がった	ことによる。不納欠
特定	財源	~	有 一 無	根拠	地方和		たま市市	ī税条例		
2 事第	¥∧±	= <del>14</del>		ļ.	ļ					
4 1973			性【メルクマール(4)】			左記とし	て判断し	た根拠		
			要な事業							
			要ではない事業							
			)徹底 【メルクマール(2)】			左記とし	て判断し	た根拠		
妥当性			すべき事業 民間で同様又は類似の事業を§	€施している	事業					
	3 職	員に対す	る公費支出の妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断し	た根拠		
			ロッル 気圧 / ・とず来 準の妥当性 【メルクマール(3)	1		左記とし	て判断し	た根拠		
			ずのスコは、パッパンパ(s) 都市を上回るサービス水準	-						
右动州	<b>▽</b> [	関東指定	都市と同レベル以下のサービス						又業務を実施している。	
有划注	5 類(	以事業との	O統合及び代替制度の検討 【メル	クマール(3)	]	左記とし	て判断し	た根拠		
		類似事業 類似事業	と統合可能 □ 類似事業 なし □ 代替制度		Ė					
	6 費	用対効果	その妥当性 【メルクマール(3)	]		左記とし	て判断し	た根拠		
	□費	用対効類	果が低い事業							
	□ 費	用対効!	果を満たしている事業							
		間活力の 民間委託	)活用 【メルクマール(6)】 			左記とし	て判断し	た根拠		
効率性		民間委託	(全部又は一部)により成果を低	たてさせず					ムの導入を民間に委託 め。なお、滞納整理業	
	_	コスト削減 民間委託		わせる				民間委託は不可		
	8 公	平公正の	)原則 【メルクマール(1)】			左記とし	て判断し	た根拠		
			や不納欠損あり 旦の見直し等で歳入確保は可能	E					率は98.1%であり、1 7損金額は62万円であ	
, P=	<u> </u>		<u> </u>			1				
3 見直	LUW	<b>グ回刊</b> ア	<u>-</u> 廃止又は凍結			オ	事務改	 双善		
点検復		1	縮小			カ	拡大			]
方向	性	ウェ	統廃合			+	終了			
		工	│ 移 管 「体の把握と異動情報の収集や	田州卸本に	上川流	り ターマ	継続			
見直し	内容	・口座振 納を図る	・体の地握と異動情報の収集や 替制度の利用促進等により、約 5。また、平成22年4月からコンと 税催告センターを効果的に運	対期内納付率 ご二収納を開	図の向上 始し、約	を図り、ii 内付機会	高額事案 を拡大し			

					2	<b>作成22</b> 年	F及	一分字	<b>  兼総</b>	<b>识快</b> 衣			<b>棣式</b> 2
事務事	業名			(歳入)	個人市民税·	<滞納繰越タ	<del>}</del> >			¬	04040404		000
事業	名									コード	01010101		- 000
所管部	18署		財政局	<b>税務部</b>	以納対策	課	責任	E者	•	関根 三男	問い合わせ先	048 -	8 2 9 - 1 1 6 4
事業	類型		県との見	,直し協議	法が適正から が必要な事 る見直しが必	業(B)		` '	根拠法令				
メルク	マール	<b>Y</b> (	1) $\square$	(2)	<b>(3)</b>	□ (3)	□ (	3)	□ (3)	□ (4)	(5) (6) C	[(7)	□ 該当なし
1 事当	美の根	栗											
	方法		1.全部直	営マ	2.一部委託	□ 3.全部	邵委託	<u> </u>	.補助金	□ 5.その他	<b>ዸ</b> (		)
事業開	始年度	ŧ.	平成13年	年5月1日	]前(旧市(浦	i和市·大宮市	市·与野	市)・	年度)	□ 平成	13年5月1日以後(		年度)
事業	概要	金の派	咸少が納和	脱資力の	低下に繋がっ	ったことによる	。不納	欠損の	生じた主	な理由は、財産調	D生じた主な理由は、: 別査の結果、滞納処分 てから3年が経過した。	できる則	オ産がないも
特定	財源	~	有	•	□ 無	根拠	地方和	兑法、さい	イたま市で	市税条例			
2 事第	¥ጥ፟ት	- <del> </del>					!						
4 <del>5</del> 73			性【メル	クマール	·(4)]			左記とし	て判断し	した根拠			
		i民に必要 i民に必要	要な事業 要ではない	\事業									
	2 役	割分担の	徹底【メ	ルクマー	Jレ(2)]			左記とし	て判断し	)た根拠			
妥当性			すべき事詞 民間で同様		似の事業を写	€施している	事業						
	3 職	員に対す	る公費支	出の妥当	4性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断し	した根拠			
			に対してす 自らが負打										
	4 サ	ービス水	準の妥当	性 【メル	クマール(3)	1		左記とし	て判断し	た根拠			
右动州	<b>▼</b> [	関東指定:		レベル以	下のサービス						収業務を実施している	, ,	
有劝注	5 類(	以事業との	統合及び	代替制度	の検討 【メル	クマール(3)	]	左記とし	て判断し	た根拠			
		類似事業 類似事業	と統合可能 なし		類似事業の代替制度の		Si di						
	6 費	用対効果	の妥当性	E【メルク	マール(3)	]		左記とし	て判断し	)た根拠			
			果が低い事 果を満たし		業								
		間活力の 民間委託	活用【メ	ルクマー	]レ(6)]			左記とし	て判断し	)た根拠			
効率性			(全部又に 可能	t一部) に 「	こより成果を低			滞納整	理業務は	公権力を行使す	る業務のため、民間委	₹託は不	可能。
			<u> </u>	ルクマー		17 ほる		左記とし	て判断し	した根拠			
			や不納欠打 旦の見直し		入確保は可能	מט					内率は20.9%であり、 内欠損金額は5億128		
3 見道	<b>ま</b> しの	方向性											
- 7CE	<u> </u>	ア ア		は凍結				オ	事務。	<b></b>			
点検征 方向		<u>ا</u>	縮小					カキ	拡え終う			4	
73143	ıΤ	ウ エ	統廃合 移 管					ク	継続			$\dashv$	
見直し	内容									↑に差押えを行う。 の早期完結を図	また、捜索を実施してる。	差押え	た動産につい

			平成22年	汉于1777	<b>产,未除心</b>	<b>ポリスイ</b> く		依式して
事務事	業名	(歳入)法人市民和	说 < 滞納繰越分	>		コード	01010102	- 000
事業	名					1-r	01010102	- 000
所管部	肾署	財政局 税務部 収納対策	き課	責任者		関根 三男	問い合わせ先 048-	829 - 1164
事業	類型	事業のコストや手法が適正が 県との見直し協議が必要な メルクマールによる見直しが	事業(B)	,	根拠法令	>		
メルクラ	マール	<b>☑</b> (1) ☐ (2) ☐ (3)	□ (3) □ (	(3)	(3)	□ (4) □ (5	5)	該当なし
1 事業	美の概3	<b>.</b>						
	方法	□ 1.全部直営 ☑ 2.一部委	託 □ 3.全部	委託 🗆	4.補助金	□ 5.その他	(	)
事業開	始年度	▼ 平成13年5月1日前(旧市(		,	年度)		3年5月1日以後(	年度)
事業	概要	法人市民税の滞納繰越分についる 益の減少が運転資金や債務返済してきる財産がないもの、所在及び則再開見込みの立たない法人で将来	こ配分せざるをネ オ産がないものに	得なかったこ こついて、滞	とによる。 納処分の	不納欠損の生じた 執行停止をしてから	主な理由は、財産調査の結り 63年が経過したこと、解散法	果、滞納処分
特定	財源	☑ 有 · □ 無	根拠	地方税法、さ	いたま市	市税条例		
2 事業	もの点を	<del>·</del>						
4 <del>3-</del> 3		ス の必要性 【メルクマール(4)】		左記と	して判断	した根拠		
		に必要な事業 に必要ではない事業						
	2 役割	分担の徹底 【メルクマール(2)】		左記と	して判断	した根拠		
妥当性	□ 市加□ 国1	が実施すべき事業 Þ県、民間で同様又は類似の事業を	実施している事	業				
	3 職員	に対する公費支出の妥当性(メル	<b>クマール</b> (7)】	左記と	して判断	した根拠		
		が職員に対して支出している事業 来職員自らが負担すべき事業						
	4 サー	ビス水準の妥当性 【メルクマール(ご	3) ]		して判断			
<del></del>		長指定都市を上回るサービス水準 長指定都市と同レベル以下のサーヒ	え水準	適用し	ているが、	その適用範囲に一	を適用している。法人税割で −部違いが見られる。 双業務を実施している。	不均一課税を
有効性	5 類似	事業との統合及び代替制度の検討 【メ	ルクマール(3)	上 左記と	して判断	した根拠		
		以事業と統合可能	€と統合不可能 ₹の検討					
	6 費用	対効果の妥当性 【メルクマール(3)	]	左記と	して判断	した根拠		
		対効果が低い事業  対効果を満たしている事業						
		活力の活用 【メルクマール(6)】		左記と	して判断	した根拠		
効率性	日日	引委託済み 引委託(全部又は一部)により成果を 、ト削減可能 引委託不可能 □ 民間に		滞納雪	を理業務に	は公権力を行使する	5業務のため、民間委託は不	可能。
	8 公平	公正の原則 【メルクマール(1)】	=17 C 0	左記と	して判断	した根拠		
		未済や不納欠損あり 者負担の見直し等で歳入確保は可	能				率は22.3%であり、69.5% 欠損金額は3,053万円であ	
3 見直	- 「しのす	。 6件		·				
		ア 廃止又は凍結		オ	事務			
点検復 方向		イ 編 小 ウ 統廃合		カキ	拡え終え			
	<u> </u>	エト移管		<u> </u>	継糸			
見直し		日主納付が見込めない事案について インターネット公売を活用するなど、						 た動産につい

					平成225	干炭	尹務争	耒総	<b>元快</b> 农			<b>禄式</b> 2
事務事	業名			(歳入)固定資産	脱<滞納繰越タ	·分 >			¬	04040004		000
事業	名								コード	01010201		- 000
所管部	『署		財政局	税務部 収納対	策課	責任	壬者		関根 三男	問い合わせ先	048 -	829 - 1164
事業	類型		県との見	ストや手法が適正: 直し協議が必要な ールによる見直しか	事業(B)		` '	根拠法令		1 1		
メルク	マール	<b>V</b> (	1) $\square$	(2) [(3)	□ (3)	□ (3)		(3)	□(4) □(	5) [(6) [(	(7) [	□該当なし
1 事当	もの概	栗										
実施			1.全部直	[営 ▼ 2.一部委	託 🗌 3.全部	部委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他	, (		)
事業開	始年度	~	平成13年	₹5月1日前(旧市	(浦和市・大宮市	市·与野	· (市	年度)	□ 平成	13年5月1日以後(		年度)
事業	概要	金の派	咸少が納税	党資力の低下に繋	がったことによる	3。不納	欠損の生	Εじた主が	は理由は、財産調	生じた主な理由は、 査の結果、滞納処分 「から3年が経過した。	できる財	才産がないも
特定	財源	~	有	·	根拠	地方和	说法、さい	たま市で	市税条例			
2 事第	¥ω <sub></sub>	: <b>t</b>			<u> </u>	1						
4 <del>5</del> 73			性【メル	クマール(4)]			左記とし	て判断し	た根拠			
			要な事業 要ではない	)事業								
				ルクマール(2)]			左記とし	て判断し	た根拠			
妥当性			すべき事業 民間で同榜	業 <sup>镁又は類似の事業<sup>:</sup></sup>	を実施している	事業						
	3 職	員に対す	る公費支	出の妥当性 【メル	·クマール(7)]		左記とし	て判断し	た根拠			
				を出している事業 旦すべき事業								
	4 サ・	- ビス水	準の妥当性	性 【メルクマール(	3) ]		左記とし	て判断し	た根拠			
右动州	<b>▽</b> 関	東指定	都市と同し	回るサービス水準 レベル以下のサーI						収業務を実施している	, ,	
有劝注	5 類化	以事業との	統合及び位	代替制度の検討 【	メルクマール(3)	]	左記とし	て判断し	た根拠			
		類似事業 類似事業	と統合可能 なし	能 □ 類似事 □ 代替制	業と統合不可能 度の検討	צב						
	6 費/	用対効果	の妥当性	[メルクマール(3	) ]		左記とし	て判断し	た根拠			
			果が低い事 果を満たし	事業 でいる事業								
				ルクマール(6)]			左記とし	て判断し	た根拠			
効率性		間委託 間委託 スト削減 間委託	(全部又は 可能	は一部)により成果を	を低下させず 担わせる		滞納整理	里業務は	公権力を行使す	る業務のため、民間都	€託は不	可能。
				ルクマール(1)】	. <u>1</u> 보1기단		左記とし	て判断し	た根拠			
			や不納欠損 旦の見直し	員あり √等で歳入確保はす	可能					率は27.0%であり、  外欠損金額は3億574		
3 見道	בויש	方向松	•				1					
- 7CE		<u>/」に</u> ア	廃止又	は凍結			オ	事務。	收善			
点検復		1	縮小				カ	拡大			_	
方向	ı±	<u>ウ</u> エ	統廃合 移 管				<b>キ</b>	終了継続			$\dashv$	
見直し				かない事案についる 売を活用するなど						また、捜索を実施して る。	差押え	た動産につい

				_	<b>平</b> 放 2 2 年	F 及 •	<b>身務争</b>	<b>兼総</b>	<b></b> 积校农			<b>棣式</b> 2
事務事	業名			(歳入)軽自動車税	<滞納繰越タ	<del>بر</del> >			¬ 1°	04040204		000
事業	名								コード	01010301		- 000
所管部	署		財政局	税務部 収納対策	課	責任	壬者		関根 三男	問い合わせ先	0 4 8 - 8	29 - 1164
事業	類型		県との見頂	ストや手法が適正から 直し協議が必要な事 - ルによる見直しが必	業(B)		` '	根拠法令				
メルク	マール	▼ (	1) [	2) 🗆 (3)	□ (3)	□ (3	)	(3)	□(4) □(5)	□ (6) □ (7	) 🗆	該当なし
1 事業	美の概	要										
実施			1.全部直	営 🔽 2.一部委託	□ 3.全部	部委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他	(		)
事業開	始年度	~	平成13年	5月1日前(旧市(浦	i和市·大宮市	市·与野	F市)・:	年度)	□ 平成1	3年5月1日以後(		年度)
事業	概要	金の派	咸少が納税	資力の低下に繋が	ったことによる	3。不納	欠損の生	€じた主	な理由は、財産調	生じた主な理由は、景 査の結果、滞納処分で がら3年が経過したこ	できる財	産がないも
特定	財源	~	有	·	根拠	地方和	说法、さい	たま市で	市税条例			
2 事第	¥の占	i kah			!							
4 <del>37</del> 9			性【メルク	<b>フマール</b> (4)]			左記とし	て判断し	た根拠			
			要な事業 要ではない	事業								
				ルクマール(2)]			左記とし	て判断し	た根拠			
妥当性			すべき事業 民間で同様	€ ととは類似の事業を到	実施している	事業						
	3 職	員に対す	る公費支と	出の妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断し	た根拠			
	□ 4	来職員	自らが負担	[出している事業 ⊒すべき事業								
	4 サ-	- ビス水	準の妥当性	生 【メルクマール(3)	1		左記とし	て判断し	た根拠			
右动州	☑□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	東指定	都市と同レ	図るサービス水準 ・ベル以下のサービス						又業務を実施している。	,	
有劝注	5 類似	以事業との	統合及び代	弋替制度の検討 【メル	クマール(3)	]	左記とし	て判断し	た根拠			
		類似事業 類似事業	と統合可能 なし	□ 類似事業 □ 代替制度		t t						
	6 費	用対効果	の妥当性	【メルクマール(3)	]		左記とし	て判断し	た根拠			
			果が低い事 果を満たし <sup>-</sup>	「業 ている事業								
		間活力の 間委託		ルクマール(6)]			左記とし	て判断し	た根拠			
効率性			(全部又は 可能	一部)により成果を低 民間に担			滞納整理	里業務は	:公権力を行使する	る業務のため、民間委	託は不可	可能。
				レクマール(1)】	17 ピ む		左記とし	て判断し	た根拠			
			や不納欠損 旦の見直し	iあり 等で歳入確保は可能	טע					率は21.6%であり、6 9欠損金額は1,025万		
3 見道	<u> </u>	方向性	:				•					
<u>→ 76.</u>	<u> </u>	<u>フリロロ</u> ア	廃止又に	は凍結			オ	事務。	<b>收善</b>			
点検征 方向		<u>ا</u>	縮小				カ キ	拡え終了				
73143	ıΞ	<u>ウ</u> エ	統廃合 移 管				ク	継続				
見直し				ない事案については 売を活用するなど、言						また、捜索を実施して	<u></u> 差押え <i>t</i>	を動産につい

				-	平成22年	F及争对	尹;	<b>电减影</b> 只	<b>引快</b> 农			<b>様式</b> 2
事務事	業名		(歳入)	特別土地保有	税 < 滞納繰起	ᇗ分 >			¬	04040504		000
事業	名								コード	01010501		- 000
所管部	祁署		財政局 税利	務部 収納対策	課	責任者			関根 三男	問い合わせ先(	) 48 -	829 - 1164
事業	類型		県との見直し協	P手法が適正か 劦議が必要な事 こよる見直しが必	業(B)	,		拠法令				
メルク	マール	☑ (	1) 🗆 (2)	□ (3)	□ (3)	□ (3)	□ (	3)	□ (4) □ (5	5)	) [	□該当なし
1 事第	美の概	要										
	方法		1.全部直営	✓ 2.一部委託	3.全部	耶委託 □	4.補	助金	□ 5.その他	(		)
事業開	始年度	-							-	3年5月1日以後(	<u>. 87</u>	年度)
事業	概要	う収益分でき	sto減少が運転 to財産がない	資金や債務返済 もの、所在及び	斉に配分せざ 財産がないも	るを得なか のについて	ったこ 、滞糾	とによる 対処分の	。不納欠損の生	済の生じた主な理由に じた主な理由は、財産 から3年が経過したこと による。	調査の	)結果、滞納処
特定	財源	~	有 ·	<b>二無</b>	根拠							
2 事美	美の点	検										
	1事	業の必要	性【メルクマー	- Jレ(4)]		左記	3として	判断し	た根拠			
	市	民に必要	要な事業 要ではない事業									
			徹底 【メルクマ	マール(2)]		左記	ことして	判断し	た根拠			
妥当性 		ります。		は類似の事業を								
	3 職	員に対す	る公費支出の	妥当性 【メルク	マール(7)]	左記	3として	判断し	た根拠			
	□ 4	5来職員	に対して支出し 自らが負担すへ	べき事業								
	4 サ・	ービス水	準の妥当性【だ	メルクマール(3)	]	左記	ことして	判断し	た根拠			
右动性	<b>▽</b> 関	東指定		/以下のサービ						又業務を実施している。		
当が注	5 類化	以事業との	統合及び代替制	制度の検討 【メル	/クマール(3)	上 左記	3として	判断し	た根拠			
		類似事業 類似事業	と統合可能 なし	□ 類似事業 □ 代替制度								
	6 費/	用対効果	もの妥当性 【メ	ルクマール(3)	1	左記	きとして	判断し	た根拠			
			果が低い事業 果を満たしてい	る事業								
			活用【メルクマ	マール(6)]		左記	3として	判断し	た根拠			
効率性		で 間委託 で 間委託 で は で は で は で は で で で で で で で で で で で	(全部又は一部 可能	3)により成果を( □ 民間に担		滞糾	整理	業務は	公権力を行使する	る業務のため、民間委	託は不	可能。
			原則 【メルクマ		.,, .	左記	ことして	判断し	た根拠			
			や不納欠損あり 旦の見直し等で	*歳入確保は可能	能					収納率は0%であり、3 9欠損金額は3,784万		
3 見直	 <b>直</b> しの	方向性	_ <del></del> _									
		ア	廃止又は凍	結			†	事務改				
点検復 方向		<u>イ</u> ウ	縮小統廃合				カ キ	拡大終了			-	
1 1 1 1 1		エ	移管				<del>ר</del> ל	継続			1	
見直し									に差押えを行う。 D早期完結を図る	また、捜索を実施して	差押え	た動産につい

			平成44年は	支手物手	未能	<b>从伙</b> 权		依工(人
事務事	業名	(歳入)事業所税	2 <滞納繰越分>			- 1	04040704	
事業	名					コード	01010701	- 000
所管部	部署	財政局 税務部 収納対		責任者	<u>L</u>	関根 三男	問い合わせ先	048 - 829 - 1164
事業	類型	事業のコストや手法が適正が 県との見直し協議が必要な メルクマールによる見直しか	事業(B)	. ,	根拠法令			
メルク	マール	<b>☑</b> (1) ☐ (2) ☐ (3)	□ (3) □	(3)	(3)	□ (4) □ (	5) [ (6) [ (	7) □該当なし
1 事業	**の概	·						
	方法	□ 1.全部直営 🔽 2.一部委	託 □ 3.全部委	託 🗆 4.	.補助金	□ 5.その他	(	)
事業開	始年度	□ 平成13年5月1日前(旧市)	(浦和市・大宮市・上	与野市)・	年度)	□ 平成1	3年5月1日以後(	年度)
事業	概要	事業所税の滞納繰越分について、 収入未済の生じた主な理由は、景					?分せざるを得なかっ <i>1</i>	<b>さことによる。</b>
特定	財源	☑ 有 · □ 無	根拠 地	方税法、さい	\たま市ī	市税条例		
2 == 3	美の点材	<b>A</b>						
4 37 2		<del>×</del> の必要性 【メルクマール(4)】		左記とし	て判断し	た根拠		
		Rに必要な事業 Rに必要ではない事業						
	2 役割	分担の徹底 【メルクマール(2)】		左記とし	て判断し	た根拠		
妥当性	□ 市/□ 国 <sup>-1</sup>	が実施すべき事業 や県、民間で同様又は類似の事業 <sup>;</sup>	を実施している事業	Ě				
	3 職員	に対する公費支出の妥当性 【メル	クマール(7)]	左記とし	て判断し	た根拠		
	□ 本系	が職員に対して支出している事業 来職員自らが負担すべき事業						
		ビス水準の妥当性 【メルクマール(	3) ]	左記とし	て判断し	た根拠		
有効性	▼ 関頭	東指定都市を上回るサービス水準 東指定都市と同レベル以下のサート					X業務を実施して <i>い</i> る	0
HWIL	5 類似	事業との統合及び代替制度の検討 【※	くルクマール(3) 】	左記とし	て判断し	た根拠		
	<b>類</b>	以事業なし □ 代替制						
	6 費用	対効果の妥当性 【メルクマール(3	) ]	左記とし	て判断し	た根拠		
		3対効果が低い事業 3対効果を満たしている事業						
		活力の活用 【メルクマール(6)】 間委託済み		左記とし	て判断し	た根拠		
効率性	□ 民fi	司安託海の 間委託(全部又は一部)により成果を 以り削減可能 間委託不可能 □ 民間に		滞納整Ŧ	理業務は	:公権力を行使する	る業務のため、民間委	託は不可能。
		公正の原則 【メルクマール(1)】		左記とし	て判断し	た根拠		
		、未済や不納欠損あり き者負担の見直し等で歳入確保は「	可能	平成20 生じてい		₿業所税の収納率	は61.1%であり、38	.9%の収入未済が
3 見1	 重しのす	 f向性		<del></del>				
		ア 廃止又は凍結		オ	事務に			
点検征 方向	_	イ │ 縮 小 ウ │ 統廃合		カキ	拡大終了			-
7314	1 <b>T</b>	ウ     統廃合       エ     移		<u>+</u> ク	継続			-
見直し		・ 目主納付が見込めない事案について インターネット公売を活用するなど						差押えた動産につい

				_	<b>平</b> 放 2 2 年	F及•	P 物争	<b>兼総</b>	<b>识快衣</b>			<b>棣式</b> 2
事務事	業名			(歳入)都市計画税	<滞納繰越タ	<del>بر</del> >			7 F	04040004		000
事業	名								コード	01010801		- 000
所管部	图署		財政局	税務部 収納対策	課	責任	壬者		関根 三男	問い合わせ先	048 -	829 - 1164
事業	類型		県との見頂	ストや手法が適正から 直し協議が必要な事 - ルによる見直しが必	業(B)		` '	根拠法令		1		
メルク:	マール	✔ (	1) 🗆 (2	2) 🗆 (3) 🗆	(3)	(3)	□ (3	B) [	□ (4) □ (±	5) [ (6) [ (7	) 🗆	該当なし
1 事当	もの概	要										
実施			1.全部直	営 🔽 2.一部委託	□ 3.全部	部委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その	)他(		)
事業開	始年度		平成13年	5月1日前(旧市(浦	i和市·大宮市	市·与野	<b>7市)⋅</b>	年度)	□ 平	成13年5月1日以後(		年度)
事業	概要	少が約	納税資力の	)低下に繋がったこと	による。不納	欠損の	生じた主	な理由	は、財産調査の	た主な理由は、景気の 結果、滞納処分できる! ^ら3年が経過したこと等	財産がな	
特定	財源	<	有	·	根拠	地方和	说法、さい	たま市で	市税条例			
2 事第	¥ω <sub></sub>	- <del> </del>			ļ							
4 <del>5</del> 73			性【メルク	フマール(4) <b>]</b>			左記とし	て判断し	た根拠			
			要な事業 要ではない	事業								
				ルクマール(2)]			左記とし	て判断し	た根拠			
妥当性			すべき事業 民間で同様	É 文は類似の事業を到	実施している	事業						
	3 職	員に対す	る公費支出	出の妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断し	た根拠			
	□ 4	上来職員	自らが負担	[出している事業 ⊒すべき事業								
	4 サ・	ービス水	準の妥当性	生 【メルクマール(3)	1		左記とし	て判断し	た根拠			
右动州	<b>▽</b> 関	東指定	都市と同レ	図るサービス水準 ・ベル以下のサービス						徴収業務を実施している	3.	
有知性	5 類化	以事業との	統合及び代	弋替制度の検討 【メル	クマール(3)	]	左記とし	て判断し	た根拠			
		類似事業 類似事業	と統合可能 なし	□ 類似事業 □ 代替制度		t t						
	6 費/	用対効果	の妥当性	【メルクマール(3)	]		左記とし	て判断し	た根拠			
			果が低い事 果を満たし <sup>-</sup>	「業 ている事業								
				ルクマール(6)]			左記とし	て判断し	た根拠			
効率性		民間委託 民間委託 スト削減 民間委託	(全部又は 河能	一部)により成果を低 □ 民間に担			滞納整理	里業務は	公権力を行使	する業務のため、民間	委託は不	可能。
				ルクマール(1)]	17 년 집		左記とし	て判断し	た根拠			
			や不納欠損 旦の見直し	iあり 等で歳入確保は可能	טע					【納率は26.4%であり、 「納欠損金額は7,595		
3 見道	il.m	方向性	<u> </u>				•					
<u>→ 76.</u>		<u> ア</u>	廃止又に	は凍結			オ	事務。	改善			
点検征 方向		<u>ا</u>	縮小				カ キ	拡大終了			_	
73143	ıΤ	<u>ウ</u> エ	統廃合 移 管				ク	継続				
見直し				ない事案については 売を活用するなど、言						う。また、捜索を実施し <sup>-</sup> 図る。	て差押え	た動産につい

## 平成22年度事務事業総点検表

様式2

						T 13% 2 2 -	1 12	- V/J -	- >F (MC)	/// I// P		1		128.110.4
事務事業	<b>美名</b>			予算編別	成及び執	<b>执行管理事業</b>				٦-	<b>-</b>	031410		- 001
事業名	3			2	予算編成	<b></b> 基業				-	'	031410		- 001
所管部	署		財政局	司 財政部	財政課		責任	E者		吉原 :	栄二	問い合わせ先	048-	829-1151
事業類	<b>重型</b>		県との見直	重し協議が』	必要な事	の検討が必要 i業(B) 必要な事業(C			根拠法令	7		,		
メルクマ	ール	□ (	1) [	2) 🗆 (	3)	□ (3)	□ (	3)	□(3)		(4)	(5) (6) C	[ (7)	▼ 該当なし
1 事業	の概要	Ē												
実施方			1.全部直宫	賞 🗌 2	一部委託	5 🗆 3.全部	部委託	<u> </u>	.補助金		5.その他	! (		,
事業開始	台年度	>	平成13年	5月1日前	(旧市(	浦和·大宮・ <u>-</u>	与野 )	•	年度	₹) [	平成	13年5月1日以後(		年度)
事業概	要	予算	[編成方針(	の策定及ひ	<b>》当初予</b>	算の編成を行	j) }	に、必要	更に応じ	て補正予	算の編成	えを行う。		
特定則	才源		有		無	根拠								
2 事業	の点核	b b				•	•							
1			性【メルク	マール(4)	]			左記とし	て判断	した根拠				
			とな事業 そではない	事業					業を実施 事業であ		りに必要な	よ予算を編成するもの	であり、	市民にとって
2	2 役割分	分担の	徹底 【メル	レクマール(	2)]			左記とし	て判断	した根拠				
妥当性 「	マ 市が ■ 国や	実施で	すべき事業 民間で同様	又は類似の	)事業を	実施している	事業	本市財	政にかた	いわる事務	务であるた	:め。		
3	職員	こ対す	る公費支出	出の妥当性	【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断	した根拠				
				出している! すべき事業										
4	4 サーl	ごス水≧	隼の妥当性	E【メルクマ	<b>ィール</b> (3)	1		左記とし	て判断	した根拠				
Г				]るサービス ベル以下の		ス水準		関東指	定都市も	同様に乳	実施してい	13.		
有効性   5	類似事	業との	統合及び代	だ替制度の検	検討 【メノ	レクマール(3)	1	左記とし	て判断	した根拠				
	□ 類似 ▼ 類似				頁似事業 代替制度	と統合不可能 の検討	נול	本市の	他の部署	暑では、類	質似の事業	美を実施していない。		
6	費用的	対効果	の妥当性	【メルクマ-	<b>- ル</b> (3)	]		左記とし	て判断	した根拠				
			見が低い事 見を満たして					予算を	編成する	ことにより	)、市の事	業を実施することがす	可能とな	3.
7				レクマール(	6)]			左記とし	て判断	した根拠				
   効率性   	民間コス	卜削減	(全部又は <sup>.</sup> 可能			低下させず		本市財	政にかた	いわる事務	务であるた	:め、民間委託は不可	「能である	5.
	▼ 民間 公平2			<u>└</u> レクマール(	民間に担 1)】	せわせる		左記とし	て判断	した根拠				
			P不納欠損 ■の見直し	あり 等で歳入確	段は可に	能								
2 日本	Lot	<del>一</del>												
3 見直		<b>川明性</b> ア	廃止又は	は凍結				オ	事務	改善				
点検後		1	縮小					カ	拡				]	ク
方向性	E	ウエ	統廃合 移 管					キク	終維維				-	
見直し内		算編成	ぱにお <i>いて</i> タ					<u>・・・</u> する。 補	正予算	こついて		予算における年間予え 推進していく。	算の編成	なとその着実な

						-	<b>产成</b> 22年	F及与	+7分字	<b>未総</b>	<b>只快</b> 衣			<b>棣式</b> 2
事務事	業名			予算	算編成》	及び執	行管理事業				- I	004440		000
事業	名				大都	『市会説	義事業				コード	031410		- 002
所管部	『署		財政	局 財政	政部 財	<b>才政課</b>		責任	E者		吉原 栄二	問い合わせ先	048-	829-1151
事業	類型		県との見	直し協詞	議が必要	要な事業	D検討が必要 業(B) 要な事業(C		` '	根拠法令	,			
メルク	マール	□ (	1) $\square$	(2)	<b>3</b> )		(3)	(3)		(3)	□(4) □(	5) [ (6) [	(7)	☑該当なし
1 車当	美の概	栗												
	方法		1.全部直	営 🗆	2.一音	部委託	□ 3.全部	8委託	<u> </u>	.補助金	□ 5.その他	.(		)
事業開	始年度		平成13年	₹5月1	日前(IE	1市(		)	•	年月	(夏) ▼ 平成	13年5月1日以後(	平点	戊15年度)
事業	概要	指	定都市市	5長会∷	全国の打	指定都	市の緊密な	連携の	もとに、ス	大都市行	財政の円滑な推済	・図り、国に対して意見 進と伸張を図るための 極的に取り組むため	組織	を行う。
特定	財源		有		<b>•</b>	#	根拠							
2 事第	¥ጥሖ							ļ						
4 7 7			性【メル	クマー丿	V(4)]				左記とし	て判断	した根拠			
		民に必要	更な事業 更ではない	\事業								け、地域の実情に応 上が図られるため。	じた施策	ぎの展開を可
	2 役	割分担の	徹底【メ	ルクマ-	- Jレ(2)】	]			左記とし	て判断	した根拠			
妥当性			すべき事業 民間で同様		類似の事	事業を実	€施している	事業		<b>₹からの</b> な要がある		等を受けるため、指定	都市等	の意見を反映
	3 職	員に対す	る公費支	出の妥	当性【	メルクマ	マール(7)]		左記とし	て判断	した根拠			
			こ対して支 自らが負担			業								
	4 サ・	ービス水準	準の妥当性	性 【メノ	レクマー	- ル(3)	]		左記とし	て判断	した根拠			
	<b>▽</b> 関	東指定	都市を上[ 都市と同し	ノベルり	人下のサ	トービス			関東指	定都市と	協調して活動して	いるため。		
有効性	5 類化	以事業との	統合及び	代替制度	度の検討	<b>・</b> 【メル	クマール(3)	1	左記とし	て判断	した根拠			
		頁似事業。 頁似事業》	と統合可能 なし		▼ 類似 □ 代替		≤統合不可能 D検討					な面は都市経営戦略 分担しているため。	室、財政	対面について
	6 費/	用対効果	:の妥当性	【メル	クマーノ	<b>V</b> (3)	1		左記とし	て判断	した根拠			
			見が低い事 見を満たし		事業				指定都 ため。	市等の意	見を国などの関係	系機関に要望しており	、その効	り果は大きい
			活用【メ	ルクマ-	- ル(6)]	]			左記とし	て判断	した根拠			
効率性		コスト削減	(全部又は 可能	は一部)	_		下させず		行政と	:しての考	ぎえ方等を整理す	る必要があるため。		
		代間委託 平公正の	<u> </u>	ルクマ-		間に担: 】	りせる		左記とし	て判断	した根拠			
			や不納欠損 旦の見直し		入確保	は可能	į.							
) BI	5 L.O	方向性												
。 元 E		<b>カ回性</b> ア	廃止又	は凍結					オ	事務	改善			
点検復		<u>ا</u>	縮小						カ	拡え			]	ク
方向	ıΞ	<u>ウ</u> エ	統廃合 移 管						<u>キ</u> ク	終			-	
見直し	内容	他指定者	『市などと	の連携	を図り、	地域主	<b>E権改革の推</b>	進に取	り組んで	ごいく。			<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	

				2	<b>产成</b> 22年	F及も	尹務争	<b>東総</b>	<b>只快衣</b>			<b>様式</b> 2
事務事	業名			予算編成及び執	行管理事業				<b>-</b> 1*	20110		200
事業	名			方公共団体消費	貴状況等調査	ķ 1			コード	03410		- 003
所管部	『署		財政局則	才政部財政課		責任	壬者		吉原 栄二	問い合わせ先	148 -	829 - 1151
事業	類型		県との見直し協	手法が適正から 協議が必要な事 による見直しが必	業(B)		' '	艮拠法令				
メルク	マール	□ (	1) 🗆 (2)	□ (3) □	(3)	(3)	□ (	3)	□ (4) □ (	5) 🗆 (6) 🗆 (7	7)	え 該当なし
1 事当	もの概	要										
実施			1.全部直営 「	2.一部委託	□ 3.全部	部委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他	Į (		)
事業開	始年度		平成13年5月	1日前(旧市(			) •	年度	₹) 🔽 平成	13年5月1日以後( -	平成15	5年度)
事業	概要	内閣を	<b>守経済社会研</b> 究	気所が、四半期別	削国内総生産	Ě(GD	P)を算出	するため	う、調査委託され <i>た</i>	た報告書を作成し、報告	⋾期限⋷	までに提出す
特定	財源	~	有 ·	□ 無	根拠	地方:	公共団体	肖費状法	兄等調査委託要糾			
2 事第	¥ጥ፟					ļ						
4 <del>5 3</del>			性【メルクマー	- リレ(4)]			左記とし	て判断し	ンた根拠			
			要な事業 要ではない事業				l l		毎の速報値算出の 「ると判断する。	のための事業であり、間	接的に	市民への情
	2 役割	副分担の	徹底 【メルクマ	7ール(2)]			左記とし	て判断し	Jた根拠			
妥当性			すべき事業 民間で同様又は	類似の事業を写	€施している	事業			枚令指定都市が内 いという判断は下	]閣府より調査委託され せない。	ている	事業であり、
	3 職員	員に対す	る公費支出の多	妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断し	ンた根拠			
			に対して支出し 自らが負担すべ									
	4 サ-	- ビス水	準の妥当性()	メルクマール(3)	]		左記とし	て判断し	)た根拠			
左孙州	▼ 関	東指定		·以下のサービス			も同様に	実施し	ている。	されている事業であり、	他の関	<b>東指定都市</b>
有劝注	5 類似	以事業との	統合及び代替制	度の検討 【メル	クマール(3)	1	左記とし	て判断し	)た根拠			
		類似事業 類似事業	と統合可能 なし	<ul><li>類似事業</li><li>代替制度</li></ul>		E .	内閣府 できない			る独自事業であり、他の	)事業と	との統合等は
	6 費月	用対効果	の妥当性 【メノ	<b>ルクマール</b> (3)	]		左記とし	て判断し	)た根拠			
			果が低い事業 果を満たしている	る事業						た国庫補助があたり、そ 大きな問題はないと判断		囲で行うことが
			活用【メルクマ	7ール(6)]			左記とし	て判断し	した根拠			
効率性		間委託 間委託 スト削減 間委託	(全部又は一部 可能	)により成果を低			当市独 判断する		算数値を調査する	るものであり、民間への	再委託	はできないと
			原則【メルクマ		17 C U		左記とし	て判断し	Jた根拠			
			や不納欠損あり 旦の見直し等で	歳入確保は可能	E C							
3 見直	しの	方向性	<u></u>									
·		ア	廃止又は凍約				オ	事務				
点検復 方向		<u>イ</u> ウ	縮小統廃合				カキ	拡え終う				ク
	•	Ĭ	移管				7	継ん				
見直し	内容	国から委	託された事務で	であり、コスト及で	が手法とも適	正に処	理してい	るため組	<b>継続とする</b> 。			

				-	<b>产成</b> 22年	干浸气	一分手	来総	<b>从快衣</b>				<b>様式</b> 2
事務事	業名			予算編成及び韓	执行管事業				コード	0341	<b>1</b>		004
事業	名			行政報告	書				7-1	0341	J	-	004
所管部	肾署		財政局別	財政部財政課		責任	E者		吉原 栄二	問い合わせ	先 048	- 829	9 - 1151
事業	類型		県との見直し	や手法が適正から 協議が必要な事 こよる見直しが必	業(B)		` '	根拠法₹	令 地方自治法第23	33条第5項	1		
メルク	マール	□ (	1) [(2)	□ (3) □	[(3)	□ (3)		(3)	□(4) □(5	5) [ (6)	□ (7)		核当なし
1 事業	もの概	要											
実施			1.全部直営	□ 2.一部委託	□ 3.全部	部委託	<u> </u>	.補助金	5.その他	, (			)
事業開	始年度	~	平成13年5月	11日前(旧市( )	浦和·大宮·与	与野 )	• 昭和2	8年度	) □ 平成(	13年5月1日以後	:(	ź	丰度)
事業	概要	地方自	自治法の規定に	こより、一般会計	及び特別会	計に係る	る主要な	施策の	成果を説明する書	類を作成し、議会	に報告す	¯るも <i>σ</i> .	),
特定	財源		有 .	▼ 無	根拠								
2 事業	≝の占	搶			-								
<u> </u>			性 【メルクマー	<b>- Jレ</b> (4)]			左記とし	て判断	した根拠				
			要な事業 要ではない事業	¥									
	2 役害	別分担の	徹底 【メルクラ	マール(2)]			左記とし	て判断	した根拠				
妥当性	市田田	が実施を	すべき事業 民間で同様又に	は類似の事業を写	€施している	事業							
	3 職員	に対す	る公費支出の	妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断	した根拠				
			に対して支出し 自らが負担す/										
	4 サー	- ビス水2	準の妥当性【	メルクマール(3)	]		左記とし	て判断	した根拠				
<del></del>	□ 関	東指定		レ以下のサービス									
有划性	5 類似	事業との	統合及び代替制	制度の検討 【メル	クマール(3)	1	左記とし	て判断	した根拠				
		似事業。	と統合可能 なし	<ul><li>□ 類似事業</li><li>□ 代替制度</li></ul>		אָל							
	6 費用	対効果	₹の妥当性 【メ	ルクマール(3)	]		左記とし	て判断	した根拠				
			<b>₹が低い事業</b> ₹を満たしてい	る事業									
		間活力の 間委託	活用 【メルク <sup>3</sup>	マール(6)]			左記とし	て判断	した根拠				
効率性	□ 民	間委託	(全部又は一部	阝)により成果を低	たさせず								
		スト削減 間委託		□ 民間に担	わせる								
	8 公平	な正の	原則 【メルクラ	マール(1)]			左記とし	て判断	した根拠				
			Þ不納欠損あり 旦の見直し等で	『歳入確保は可能 『	E E								
3 見道	<u>- しの</u>	方向性	:										
- /UE		ア	廃止又は凍	結			オ		改善				
点検後 方向		<u>イ</u> ウ	縮小統廃合				カ キ	拡					ク
71 [-]	<u> </u>	エ	移管				<u>+</u> ク	継					<u> </u>
見直し	内容	地方自治	台法に基づ〈事	務であり、コスト	 及び手法とも	適正に	処理して	こいるた	め継続とする。				

						_	半成22m	干浸气	户7分	尹耒祕	<b>ふ快衣</b>			様式2
事務事	業名			予	·算編成	及び対	1行管理事業	1			- I	00440		225
事業	名			Ł	出資法。	人経営	状況説明書				コード	03410		- 005
所管部	『署		財	政局財	政部財	政課		責任	· · · · ·		吉原 栄二	問い合わせ先	048 -	829 - 1151
事業	類型		県との見	直し協	議が必	要な事	の検討が必要 業(B) 必要な事業(C		<b>≰</b> (A)	根拠法	令 地方自治法第2	43条の3第2項		
メルク	マール	□ (	1) 🗆	(2)	□ (3	)	<pre>(3)</pre>	□ (3	)	(3)	□ (4) □ (5	) [(6)	(7)	該当なし
1 事業	美の概	要												
	方法		1.全部直	1営 🗆	2.—	·部委託	3.全	部委託		4.補助金	〒 5.その他	<u> </u>		)
事業開	始年度	•	平成135	年5月1	日前(	旧市(	浦和·大宮・	与野 )	・昭和	128年度	) □ 平成	13年5月1日以後(		年度)
事業	概要		自治法の 会に提出			事業年	度、さいたま	市が2分	分の1以	人上出資 <sup>·</sup>	する民法第34条の	法人及び株式会社争	等の経営	状況を作成
特定	財源		有		•	無	根拠							
2 事第	<b>*</b> ∧±	: 14						<b>.</b>						
4 <del>5</del> 73			性【メル	クマー	JV(4)]				左記と	して判断	fした根拠			
			要な事業 要ではない	小事業										
	2 役	割分担の	徹底【メ	ハクマ	<b>−</b> JV(2	)]			左記と	して判断	fした根拠			
妥当性			すべき事! 民間で同		類似の	事業を	実施している	事業						
	3 職	員に対す	る公費支	出の妥	当性	【メルク	マール(7)]		左記と	して判断	fした根拠			
			に対して3 自らが負											
	4 サ-	- ビス水	準の妥当	性【メ	ルクマ・	ール(3)	]		左記と	して判断	fした根拠			
<del>/ ++</del> +4		東指定	都市を上 都市と同	レベルロ	以下の	サービス								
有幼性	5 類似	以事業との	統合及び	代替制	度の検	討【メル	/クマール(3)	]	左記と	して判断	fした根拠			
		類似事業 類似事業	と統合可f なし	能		似事業 替制度	と統合不可能 の検討	能						
	6 費/	用対効果	の妥当性	主 【メル	<b>/</b> クマー	リレ(3)	1		左記と	して判断	fした根拠			
			果が低い≣ 果を満たし		事業									
			活用 【》	ハクマ	<b>ール</b> (6	)]			左記と	して判断	fした根拠			
効率性		スト削減	(全部又に 可能	は一部)			低下させず							
		民間委託 平公正の	<u> </u>	ハクマ		間に担 )]	!わせる		左記と	して判断	 fした根拠			
			や不納欠! 旦の見直!		袁入確何	保は可能	能							
2 P=	<u> </u>	<u></u>												
3 見直	<u> </u>	<b>カ回性</b> ア	廃止又	は凍結	<u> </u>				オ	事務	路改善			
点検復		1	縮小						カ	拡				ク
方向	1±	<u>ウ</u> エ	統廃合 移 管	•					<b>キ</b>	終継				
見直し	内容	地方自治	当法に基*	づく事剤	务であり	、コスト	及び手法とも	ら適正に	処理し	ているた	こめ継続とする。		•	

							6227	一尺于	177 -	未心	<b>示快</b> 农			依式して		
事務事	業名	予算編成	<b>戊及び執行</b>	管理事	<del>業</del>						<b>-</b>	004440		200		
事業	名	宝くじ事	———— 務								コード	031410		- 006		
所管部	8署	財政局則	<b>才</b> 政部財政	:課				責任:	者 吉	原栄		問い合わせ先	048 -	829 - 1151		
事業	類型		事業のコス 県との見直 メルクマー	重し協議	が必要	な事業(B	3)		` ′	根拠法令						
メルク	マール	· [	1) [ (	2)	<b>(3)</b>	□ (:	3)	□ (3)		(3)	□ (4) □	(5) (6)	(7)	 ▼ 該当なし		
1 事第	*の概	4 垂														
	方法		1.全部直常		2.一部	委託 🗆	3.全部	部委託	<b>▼</b> 4.	補助金	□ 5.その	他(		)		
事業開	始年度	₹ 🗆	平成13年	5月1日	前(旧市	) [		) ·		年度	₹) ▼ 平5	戊13年5月1日以後(平	成15年	度)		
事業	概要		を全国自治 進事業に活			議会並び	に関東・	中部·東	北宝〈	ご事務協	議会を通じて発	・ 行し、その収益金を本	市公共	事業並びに公		
特定	財源		有	•	▼ 無		根拠									
· · · · · ·	*~±	=+4				Ļ		ļ								
2 學 第	1 事		性【メルク	ァマール	(4)]			Ž	三記とし	て判断し	た根拠					
		「民に必要 「民に必要	要な事業 要ではない	事業				ħ	市民生活の向上に資するため、収益金を本市の教育施設、道路、社会福祉 施設などの公共事業並びに高齢化少子化対策、地域経済の活性化等の公 益増進事業に活用している。							
	2 役	割分担の	徹底【刈	レクマー	Jレ(2)]			Ž	三記とし	て判断し	た根拠					
妥当性		市が実施⁻ 国や県、E	すべき事業 民間で同様	又は類化	似の事業	(を実施し	している	事業	当せんst	全付証票	法に基づき宝く	じを発行している。				
	3 職	員に対す	る公費支出	出の妥当	性【メ	ルクマー	Jレ(7)]	Ž	三記とし	て判断し	)た根拠					
		市が職員に対して支出している事業 本来職員自らが負担すべき事業														
	4 サ	ービス水	準の妥当性	ŧ 【メル	クマール	<b>(</b> 3) ]		Ž	三記とし	て判断し	た根拠					
左补州		関東指定	都市を上回 都市と同レ	ベル以	下のサー	- ビス水準			関東指足	定都市も	同事業を実施し	ている。				
有効性	5 類(	以事業との	統合及び代	<b>弋替制度</b>	の検討	【メルクマ・	ール(3)	]	左記として判断した根拠							
		類似事業類似事業	と統合可能 なし			事業と統領 制度の検討		Z	本市の他の部署では、類似の事業を実施していない。							
	6 費	用対効果	の妥当性	【メルク	マール	3) ]		Ž	三記とし	て判断し	)た根拠					
			果が低い事 果を満たして		業			_				〕、全国自治宝くじ及び 益金を確保することが可				
			活用【刈	レクマー	JV(6)]			Ž	三記とし	て判断し	た根拠					
効率性	□ 民間委託済み									汝にかか	わる事務である	ため、民間委託は不可	能である	3.		
	8 公平公正の原則 [メルクマール(1)]									て判断し	た根拠					
			や不納欠損 旦の見直し		入確保に	可能										
3 見習	 しの	方向性	:													
		ア	廃止又は	は凍結					オ	事務に						
点検復 方向		イ ウ	縮小統廃合						カ キ	拡大終了			_	ク		
711-1		エ	移管						ク	継続			1			
見直し	内容	公共事業	——— k、公益増)	進事業は	 c活用す	る収益金		ー <u>ー</u> ため、宝	 くじのД	 玄報宣伝	活動に努め、引	き続き事業を実施して	L 1 < 。			

					平成22m	F 及 ¶	户初号	<b>美総</b>	<b>只</b> 快衣			<b>棣式</b> 2
事務事	業名			財政公表及び	材政分析事業				- ·	004400		004
事業	名			財政技	<b>佳計</b>				コード	031420		- 001
所管部	『署			財政部 財政調	Ę.	責任	E者		吉原 栄二	問い合わせ先	048-	829-1151
事業	類型		県との見直	トや手法が適正か し協議が必要な事 レによる見直しが!	■業(B)		<b>≰</b> (A)	根拠法令	7			
メルク:	マール	□ (	1) 🗆 (2	(3)	(3)	□ (3)		(3)	□(4) □(5	5) 🗆 (6) 🗆 (	7)	☑ 該当なし
1 事美	美の概	要										
	方法		1.全部直営	7 ☑ 2.一部委詢	€ □ 3.全部	部委託	<u> </u>	.補助金	□ 5.その他	(		)
事業開	始年度	V	平成13年5	月1日前(旧市(		)	•	年月	度) 口 平成	3年5月1日以後(平	成18年	度)
事業	概要	健全	対政の維持	手を図るため、社会	除経済状況を勘	勘案し、	将来の!	財政状況	とを推計する。			
特定	財源		有	· 🔽 無	根拠							
2 事第	<b>*</b> の占	i kar										
4 37 3	1 事	<del>(1文</del> 業の必要	性【メルク	マール(4)]			左記と	)て判断	した根拠			
			要な事業 要ではない事	業			市民	ナービスの	の基礎となる市全体	本の財政状況を把握す	するため	).
	2 役割	割分担の	徹底 【メル	クマール(2)]			左記と	ノて判断	した根拠			
妥当性	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	が実施 <sup>・</sup> 国や県、E	すべき事業 民間で同様ス	スは類似の事業を	実施している	事業	本市財	政にかか	<b>\わる事務であるた</b>	め。		
	3 職	員に対す	る公費支出	の妥当性 【メルク	7マール(7)]		左記と	)て判断	した根拠			
			に対して支出 自らが負担す	出している事業 すべき事業								
	4 サ-	- ビス水	準の妥当性	【メルクマール(3	) ]		左記と	ノて判断	した根拠			
<del></del>	▼ 関	東指定	都市と同レベ	るサービス水準 ヾル以下のサービ			関東指	定都市も	:同様に実施して!	13.		
有幼性	5 類似	以事業との	統合及び代	替制度の検討 【メノ	ルクマール(3)	]	左記と	ノて判断	した根拠			
		類似事業 類似事業	と統合可能 なし	□ 類似事業 □ 代替制度	きと統合不可能 この検討	t t	本市の	他の部署	引では、類似の事業	を実施していない。		
	6 費月	用対効果	の妥当性	【メルクマール(3)	1		左記と	)て判断	した根拠			
			果が低い事業 果を満たして						記を推計することに 能となる。	より、健全財政を維持	するため	かの方策を計
		間活力の 民間委託		クマール(6)]			左記と	ノて判断	した根拠			
効率性		R間委託 Iスト削減	(全部又は- 可能	-部)により成果を			民間に	委託して	いるため。			
		民間委託 平公正の		□ 民間に <u>持</u> クマール(1)】	旦わせる		左記と	して判断	した根拠			
			や不納欠損な 旦の見直し等	あり デで歳入確保は可	能							
3 見道	<u>-</u>	古向州					I					
<u>→ 70.8</u>	<u> </u>	<u>カロロ</u> ア	廃止又は	凍結			オ	事務				
点検征 方向		<u>ا</u>	縮小				カ キ	拡え終え			4	ク
/J I <sup>山</sup>	i <del>I</del>	<u>ウ</u> エ	統廃合 移 管				ク	継				•
見直し	内容	職員で対	対応可能な作	F業を精査し、委請	毛業務内容の	見直しる	を検討す	-გ.				

					<b>作成</b> 22年	F 浸 •	P扮争	来総	<b>只快衣</b>			<b>棣式</b> 2	
事務事	業名		Ę	財政公表及び財	政分析事業				7 P	24.400		000	
事業	名		:	企業的手法によ	る財政状況				コード	31420		- 002	
所管部	『署		財政局則	<b>財政部財政課</b>		責任	壬者	•	吉原 栄二	問い合わせ先(	) 4 8 - 8	29 - 1151	
事業	類型		県との見直し協	・手法が適正から 協議が必要な事 による見直しが必	業(B)		` '	根拠法令	簡素で効率的な る法律第62条第	政府を実現するための行 11項第1号	<b></b> 页改革	の推進に関す	
メルクラ	マール	□ (	1) 🗆 (2)	□ (3)	<b>(3)</b>	□ (3)	)	(3)	□ (4) □ (S	5)	) 🔽	該当なし	
1 事業	後の概:	要											
実施			1.全部直営	✓ 2.一部委託	□ 3.全部	邵委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他	(		)	
事業開	始年度		平成13年5月	1日前(旧市(		,	) •	年月	度) 🔽 平成	13年5月1日以後(	平成20	年度)	
事業	概要		本の財政状況を 助計算書)で分		期的に把握す	するため	か企業会	計的手》	去(貸借対照表、行	<b>「政コスト計算書、資金</b>	収支計	算書、純資	
特定	財源		有 ·	▼ 無	根拠								
- THE	*	 IA			<u> </u>	<u> </u>							
2 事業			性 【メルクマー	- JV(4)]			左記とし	て判断	した根拠				
			とな事業 ではない事業					く説明で	するための資料とし	会計及び財政援助団 って、企業的手法による			
	2 役割	分担の	徹底 【メルクマ	マール(2)]			左記とし	て判断	した根拠				
妥当性	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	が実施で	すべき事業 民間で同様又は	は類似の事業を写	€施している!	事業	本市の則	才政状況	兄を公表するための	)事務である。			
	3 職員	に対す	る公費支出の	妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断	した根拠				
			こ対して支出し 自らが負担す^										
	4 サー	ビス水差	隼の妥当性 【)	メルクマール(3)	1		左記とし	て判断	した根拠				
右动性	▼ 関	東指定		/以下のサービス			関東指定都市も同様に実施している。 左記として判断した根拠						
HWIT	5 類似	事業との	統合及び代替制	制度の検討 【メル	クマール(3)	1	左記とし	て判断	した根拠				
		似事業の	と統合可能 なし	<ul><li>□ 類似事業</li><li>□ 代替制度</li></ul>		S S S S S S S S S S S S S S S S S S S	本市の個	也の部署	<b>書では、類似の事業</b>	巻を実施していない。			
	6 費用	対効果	の妥当性【メ	ルクマール(3)	1		左記とし	て判断	した根拠				
			具が低い事業 具を満たしてい	る事業					)専門的な知識がなするよりは遥かに	必要な事務を一部委託 効果的である。	EUTII	るため、本市	
		活力の 間委託	活用 【メルクマ	マール(6)]			左記とし	て判断	した根拠				
効率性	□ 民		(全部又は一部 可能	3)により成果を低 民間に担			公認会記	计士等0	)専門的な知識が	必要な事務を一部委託	EUTN	る。	
			原則【メルクマ		17 C V		左記とし	て判断	した根拠				
			P不納欠損あり ⊒の見直し等で	歳入確保は可能	E E								
3 見道	<b>まし</b> ので	片向性	<u> </u>				•						
· Æ		ア	廃止又は凍	結			オ	事務					
点検後 方向		٦ ۲	縮小				カキ	拡力				ク	
731년)	-	ウエ					ク	終緩緩				•	
見直し	内容・現	見在、総	務省改定モデ	ルにより財務諸	表を作成して	こいるが	、基準モ	デルへ	の変更等を含め作	成手法の見直しを検言	寸する。		

					<b>作成22</b> 年	F/及手	初手	<b>東総</b>	<b>祝快衣</b>		彻	を工して		
事務事	業名	財政調惠	整基金積立金	È					コード	033610	(	000		
事業	名	財政調惠	隆基金積立金	2					<b>-</b> 1	033010	- (	300		
所管部	『署	財政局則	才政部財政部	<b>#</b>		責任	者言	原栄二	<u>-</u> -	問い合わせ先(	048 - 829 - 1	1151		
事業	類型		県との見直	トや手法が適正から し協議が必要な事 レによる見直しが必	業(B)		. ,	根拠法令						
メルク	マール	□ (	1) 🗆 (2	) [(3)	[ (3)	□ (3)		(3)	□ (4) □ (5	5) [ (6) [ (7)	7) 🗹 該当	なし		
1 事第	後の概	要												
実施	方法	>	1.全部直営	□ 2.一部委託	□ 3.全部	部委託	□ 4	.補助金	□ 5.その他	(		)		
事業開	始年度	<b>E</b>	平成13年5	月1日前(旧市(浦	i和·大宮·与	野))			□ 平成1	3年5月1日以後(	年度			
事業	概要			政の年度間調整を  益を収入し、これを					属する現金を最も	確実かつ有利な方法で	で保管(運用)	するこ		
特定	財源	<	有	· 🗆 無	根拠	さいた	ま市財政	汝調整基	金条例					
2 事第	≝の点	検				•								
			性【メルクマ	マール(4)]			左記とし	て判断し	た根拠					
		民に必要  民に必要	要な事業 要ではない事	業			など不済	側の事態	等に対応すること	〕、予期しない収入減少 ができる。	少や不時の支!	出増加		
				クマール(2)]			左記とし	て判断し	た根拠					
妥当性		国か県、目		ては類似の事業を写		争美			わる事務である。					
	3 職	員に対す	る公費支出	の妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断し	た根拠					
		市が職員に対して支出している事業 本来職員自らが負担すべき事業 ービス水準の妥当性 【メルクマール(3) 】												
	4 サ	ービス水準	準の妥当性	【メルクマール(3)	1		左記とし	て判断し	た根拠					
右动性	<b>▼</b> §	<b>東指定</b>	都市と同レベ	るサービス水準 ドル以下のサービス					おいても同事業を	を実施している。				
日加江	5 類(	以事業との	統合及び代	替制度の検討 【メル	クマール(3)	]	左記として判断した根拠							
		類似事業。 類似事業	と統合可能 なし	□ 類似事業( □ 代替制度(		ממ	本市の <sup>,</sup>	也の部署	では、類似の事業	を実施していない。				
	6 費	用対効果	:の妥当性	【メルクマール(3)	]		左記とし	て判断し	た根拠					
			限が低い事業 限を満たして				年度間	の財源の	不均衡を調整する	るための資金を適正に	積み立ててい	る。		
		間活力の 民間委託		クマール(6)]			左記とし	て判断し	た根拠					
効率性			(全部又は一 可能	-部)により成果を低 □ 民間に担			本市財政にかかわる事務であるため、民間委託は不可能である。							
				クマール(1)】	1769		左記とし	て判断し	た根拠					
			や不納欠損を 旦の見直し等	5り 『で歳入確保は可能	ل ا									
3 目言	<u> </u>	方向性				I								
- JUE		ア	廃止又は	凍結			オ	事務に						
点検復 方向		イ ウ	縮小統廃合				カ キ	拡大終了			<i>'</i>	フ		
۱۳۰۱ د ۸	-	エ	移管				ク	継続						
見直し	内容	健全財政	女の維持と緊	急的な行政需要に	二対応するた	め、引き	続き実	施してい	<b>√.</b>					

444	-	1
恢	Ξſ,	Z

					<b>平</b> 放 2 2 年	F及争	扮手	果総	<b>忌快衣</b>		<b>棣式</b> 2			
事務事	業名	減債基金	金積立金						コード	033810	- 000			
事業	名	減債基金	金積立金			_			٦ ١	033610	- 000			
所管部	『署	財政局則	<b>财政部財政</b> 認	₹		責任	者言	原栄二	- -	問い合わせ先 04	8 - 829 - 1151			
事業	類型		県との見直	トや手法が適正かの し協議が必要な事 レによる見直しが必	業(B)		` '	根拠法令						
メルク	マール	□ (	1) 🗆 (2	) [(3)	□ (3)	□ (3)		(3)	□ (4) □ (5)	☐ (6) ☐ (7)	☑ 該当なし			
1 事第	きの概	要												
実施	方法	>	1.全部直営	□ 2.一部委託	□ 3.全部	部委託	☐ 4.	補助金	□ 5.その他	(	)			
事業開	始年度	<b>!</b>	平成13年5	月1日前(旧市(浦	i和·与野))				□ 平成1	3年5月1日以後(	年度)			
事業	概要			償還に必要な財源 5法で保管(運用)						めに積み立てる基金) に くするものである。	こ属する現金を最も			
特定	財源	<	有	·	根拠	さいたま	ま市減債	基金条	例					
2 事第	*の点	検			•	•								
<u> </u>			性 【メルクマ	マール(4)]				て判断し						
		  民に必要	要な事業 要ではない事	業		통		えぼすこ		生を失わせ、住民福祉のの償還を計画的に行うた				
				クマール(2)]		2	左記とし	て判断し	た根拠					
妥当性		5が実施⁻ 国や県、E	すべき事業 民間で同様又	ては類似の事業を写	実施している	事業	本市財団	女にかか	わる事務である。					
	3 職	員に対す	る公費支出	の妥当性 【メルク	マール(7)]	2	左記とし	て判断し	た根拠					
	□ 4	長綁来	自らが負担す											
	4 サ-	ービス水	準の妥当性	【メルクマール(3)	1	2	左記とし	て判断し	た根拠					
右动性	☑□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	東指定	都市と同レベ	るサービス水準 バル以下のサービス					おいても同事業を	実施している。				
有劝注	5 類似	以事業との	)統合及び代	替制度の検討 【メル	クマール(3)	] 2	左記として判断した根拠							
		類似事業。 類似事業	と統合可能 なし	<ul><li>□ 類似事業</li><li>□ 代替制度</li></ul>		E 2	本市の作	也の部署	では、類似の事業	を実施していない。				
	6 費	用対効果	の妥当性	(メルクマール(3)	]	Ž	左記とし	て判断し	た根拠					
			果が低い事業 果を満たして			F	円滑に下	市債を償	還するための資金	を計画的にかつ適正に	:積み立てている。			
		間活力の 引間委託		クマール(6)]		Ž	左記とし	て判断し	た根拠					
効率性			(全部又は一 可能	・部)により成果を低 □ 民間に担		z	本市財通	女にかか	わる事務であるた	め、民間委託は不可能	である。			
				クマール(1)】	17 ピ む	2	左記とし	て判断し	た根拠					
			や不納欠損を 旦の見直し等	5り で歳入確保は可能	ע									
3 見道	<u> </u>	方向性	 :			L								
· Æ	<u> </u>	ア	廃止又は	凍結			オ	事務。						
点検復 方向		イ ウ	縮小統廃合				カ キ	拡大終了			ク			
ורי ורי	'-	エ	移管				<u>+</u> ク	継続						
見直し	内容	健全財政	女を維持する	ため、引き続き、市		必要な則	<b>が源を</b> 記	十画的に	確保していく。					

				د	<b>ドルスノノエ</b>	F及•	<b>户扮手</b>	<b>美総</b>	<b>只</b> 快表		<b>棣式</b> 2
事務事	業名	元金償還	<b>是金</b>						コード	231010	- 000
事業	名	元金償還	<b>置金</b>				<u>.</u>		- I	231010	- 000
所管部	『署	財政局則	才政部財政課			責任	壬者 吉	原栄	_	問い合わせ先 04	8 - 829 - 1151
事業	類型		県との見直し	や手法が適正かの 協議が必要な事 による見直しが必	業(B)			根拠法令	>		
メルク	マール	□ (	1) 🗆 (2)	□ (3)	□ (3)	□ (3)	) ~	(3)	□ (4) □ (5	5)	□ 該当なし
1 事第	後の概	要									
実施	方法	>	1.全部直営	□ 2.一部委託	□ 3.全部	部委託	<u> </u>	.補助金	□ 5.その他	(	)
事業開	始年度	₹ 🗸	平成13年5月	1日前(旧市(浦	i和·大宮·与	野)			□ 平成1	13年5月1日以後(	年度)
事業	概要	普通發	建設事業費のt	世代間負担の公	平を確保する	るため信	<b>昔り入れ</b> /	た地方債	の元金を償還する	<i>5</i> .	
特定	財源	<u>&lt;</u>	有 ·	□ 無	根拠	借換值	責による	50			
2 事第	単の点	棒				•					
			性【メルクマ・	<b>ー</b> Jレ(4)]			左記とし	て判断	した根拠		
		i民に必要 i民に必要	要な事業 要ではない事業	Ě						牧育施設などの公共施設 表に基づき償還する。	整備において借り
			徹底【メルク	マール(2)]			左記とし	て判断	した根拠		
妥当性		おが実施で 国や県、F	すべき事業 民間で同様又は	<b>は類似の事業を</b> 写	<b>尾施している</b>	事業	本市財	攻にかか	わる事務である。		
	3 職	員に対す	る公費支出の	妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断	した根拠		
		長躃来	に対して支出し 自らが負担す/	べき事業							
	4 サ	ービス水塗	隼の妥当性 【	(メルクマール(3)	1		左記とし	て判断	した根拠		
右効性	<b>▼</b> §	関東指定		レ以下のサービス					-	事業を実施している。	
HWIT	5 類(	以事業との	統合及び代替	制度の検討 【メル	クマール(3)	1	左記とし	て判断	した根拠		
		類似事業。 類似事業	と統合可能 なし	<ul><li>□ 類似事業</li><li>□ 代替制度</li></ul>		מע				元金償還を実施している。	
	6 費	用対効果	の妥当性【メ	(3)	]		左記とし	て判断	した根拠		
			限が低い事業 限を満たしてい	る事業			過去に	昔り入れ	た地方債の元金を	適正に償還している。	
		間活力の 民間委託	活用【メルク	マール(6)]			左記とし	て判断	した根拠		
効率性			(全部又は一部 可能	耶)により成果を低 □ 民間に担			本市財	敗にかか	わる事務であるた	め、民間委託は不可能で	である。
			<del>小り能</del> 原則 【メルク <sup>・</sup>		1) e s		左記とし	て判断	した根拠		
			や不納欠損あり 旦の見直し等で	) ご歳入確保は可能	מע						
3 目 2	<u>-</u>	方向性	<u> </u>				1				
<u>→ <del>, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,</del></u>		ア	廃止又は凍	結			オ	事務			
点検復 方向		イ ウ	縮小統廃合				カキ	拡え終っ			オ
731-3		エ	移管				ク	継糸			
見直し	内容	償還事務	条の効率化及び	び公債費総額の	明確化を図る	るため、	平成25:	年度を目	途に公債管理の-	一元化に向けた検討を行	īò.

		十八人 2 千八人	× <del>- 1</del> 177 -	- 75 MO	M1/2~		12以上() 2					
事務事	業名	公債管理特別会計繰出金			コード	231020	- 000					
事業	名	公債管理特別会計繰出金			<b>4</b> -1	231020	- 000					
所管部	祁署	財政局財政部財政課	責任者	吉原 栄		問い合わせ先 04	8 - 829 - 1151					
事業	類型	事業のコストや手法が適正かの検討が必要な 県との見直し協議が必要な事業(B) メルクマールによる見直しが必要な事業(C)	\$事業(A)	根拠法令	>							
メルク	マール		3)	(3)	□ (4) □ (5	5)	☑ 該当なし					
1 事業	美の概	要										
実施	方法	▼ 1.全部直営 □ 2.一部委託 □ 3.全部引	委託 🗌	4.補助金	□ 5.その他	(	)					
事業開	始年度	□ 平成13年5月1日前(旧市(	) •	年月	€) ▼ 平成1	3年5月1日以後(平成1	5年度)					
事業	概要	市債の管理とその経理の適正を図るために設置した	た公債管理	特別会計	への繰出金である。							
特定	財源	□ 有 · □ 無 根拠										
2 事業	美の点	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·										
<u> </u>		された 業の必要性 【メルクマール(4)】	左記と	:して判断	した根拠							
		民に必要な事業 民に必要ではない事業				:募地方債の元金一括償 、毎年、定額の積み立て						
	2 役	<b>副分担の徹底 【メルクマール(2)】</b>	左記と	:して判断	した根拠							
妥当性		が実施すべき事業  や県、民間で同様又は類似の事業を実施している事	本市!!	オ政にかか	わる事務である。							
	3 職	員に対する公費支出の妥当性 【メルクマール(7)】	左記と	:して判断	した根拠							
		5が職員に対して支出している事業 5来職員自らが負担すべき事業										
	4 サ	-ビス水準の妥当性 【メルクマール(3) 】		:して判断								
<del></del>		]東指定都市を上回るサービス水準 ]東指定都市と同レベル以下のサービス水準				輩の対象範囲について、 政令市は公債費全体の∙						
有効性	5 類(	J事業との統合及び代替制度の検討 【メルクマール(3) 】	左記と	左記として判断した根拠								
		類似事業と統合可能 □ 類似事業と統合不可能 類似事業なし □ 代替制度の検討	本市の	)他の部署	では、類似の事業	を実施していない。						
	6 費	用対効果の妥当性 【メルクマール(3) 】	左記と	:して判断	した根拠							
		用対効果が低い事業 用対効果を満たしている事業	平成1	5年度から	3発行している「さい	∖たま市債」の利子を適正	Eに償還している。					
		間活力の活用 【メルクマール(6)】	左記と	:して判断	した根拠							
効率性		問委託済み 問委託(全部又は一部)により成果を低下させず スト削減可能 品間委託不可能 □ 民間に担わせる	本市則	オ政にかか	わる事務であるため	め、民間委託は不可能で	<b>∵</b> ある。					
		問委託不可能 □ 民間に担わせる 平公正の原則 【メルクマール(1)】	左記と	:して判断	 した根拠							
		入未済や不納欠損あり 益者負担の見直し等で歳入確保は可能										
3 8 2	<u>-</u>		<u> </u>									
<u>→ 70.8</u>	<u> </u>	ア 廃止又は凍結	オ	事務								
点検征 方向		イ 縮 小       ウ 統廃合	カキ	拡え終え			オ					
711-0	· <del>-</del>	エ 移管	<u>ナ</u>	継糸								
見直し	内容	平成25年度に市場公募地方債及び臨時財政対策債 の公債費の把握を容易にすることを目的に、公債管理					防ぎ、かつ市全体					

				-	平成225	干及手	+ 7分号	<b>美総</b>	<b>只</b> 使表		<b>禄</b> 式 2
事務事	業名	長期借力	\金利子						コード	232010	- 000
事業	名	長期借力	∖金利子						4-r	232010	- 000
所管部	肾署	財政局則	材政部財政課			責任	者	吉原 栄工	_	問い合わせ先	48 - 829 - 1151
事業	類型		県との見直し	や手法が適正か 協議が必要な事 による見直しが必	業(B)		(A)	根拠法令	,		
メルク	マール	(	1) 🗆 (2)	□ (3)	□ (3)	□ (3)	Ŀ	<b>(</b> 3)	□ (4) □ (	5)	) □ 該当なし
1 事第	後の概	要									
実施	方法	>	1.全部直営	□ 2.一部委託	3.全部	部委託		4.補助金	□ 5.その他	.(	)
事業開	始年度	ŧ v	平成13年5月	月1日前(旧市(浦	f和·大宮·与	<b>野</b> )			□ 平成	13年5月1日以後(	年度)
事業	概要	普通發	建設事業費の	世代間負担の公	平を確保する	るため借	り入れ	た地方債	の利子を償還する	5.	
特定	財源		有 ·	▼ 無	根拠						
2 事第	単の点	棟				•					
			性【メルクマ	-JV(4)]		;	左記と	して判断し	)た根拠		
		「民に必要 「民に必要	要な事業 要ではない事業	業						牧育施設などの公共施記 表に基づき償還する。	<b>没整備において借り</b>
			徹底 【メルク	マール(2)]		;	左記と	して判断し	した根拠		
妥当性 		り、果か国		は類似の事業を		争亲			わる事務である。		
	3 職	員に対す	る公費支出の	受当性 【メルク	マール(7)]	;	左記と	して判断し	ンた根拠 		
		本来職員	に対して支出し 自らが負担す・	べき事業							
	4 サ	ービス水	準の妥当性	【メルクマール(3)	]	;	左記と	して判断し	した根拠		
右効性	<b>▼</b> §	関東指定		ル以下のサービス						事業を実施している。	
HWIT	5 類(	以事業との	統合及び代替	制度の検討 【メノル	/クマール(3)	]	左記と	して判断し	した根拠		
		類似事業 類似事業	と統合可能 なし	<ul><li>類似事業</li><li>代替制度</li></ul>		, u	他会計	(他の所	蒼課)においても <sup>5</sup>	也方債の利子償還を実放	他している。
	6 費	用対効果	の妥当性()	メルクマール(3)	1	;	左記と	して判断し	ンた根拠 		
			果が低い事業 果を満たしてい	る事業		:	過去に	借り入れ	た地方債の利子を	を適正に償還している。	
		間活力の 民間委託	活用【メルク	マール(6)]			左記と	して判断し	した根拠		
効率性			(全部又は一部 可能	部)により成果を何 □ 民間に担			本市財	政にかか	わる事務であるた	め、民間委託は不可能	である。
			<u> </u>		117 년 3	;	左記と	して判断し	した根拠		
			⇒不納欠損あ! 旦の見直し等で	!) で歳入確保は可能	Ě						
3 目 2	וו	方向性	:			I					
- 76E		ア	廃止又は凍	結			オ	事務			
点検復 方向		イ ウ	縮小統廃合				カ キ	拡え終す			才
731-3		エ	移管				ク	継続			
見直し	内容	償還事務	条の効率化及	び公債費総額の	明確化を図る	るため、፯	平成25	年度を目	途に公債管理の-	一元化に向けた検討を行	<b>すう。</b>

				•	平成44年	一汉于尔	777	<b>一种</b>	<b>州大</b> 化		你工\ 4			
事務事	業名	一時借力	\金利子						<b>-</b> 1:	000000	200			
事業	名	一時借力	\金利子						コード	232020	- 000			
所管部	8署	財政局則	才政部財政課			責任者	吉川	京 栄二	-	問い合わせ先	048 - 829 - 1151			
事業	類型		事業のコストや 県との見直し協 メルクマールに		[業(B)	,	′	拠法令						
メルク	マール	(	1) 🗆 (2)	□(3) □	(3)	(3)	<b>(3)</b>		(4) [(5)	□ (6) □ (7)	☑ 該当なし			
1 車当	美の根	華												
	方法		1.全部直営 「	2.一部委託	€ □ 3.全部	郭委託 □	4.≹	前助金	□ 5.その他	(	)			
事業開	始年度	ŧ v	平成13年5月	1日前(旧市(海	 甫和·大宮·与	野)			□ 平成1	3年5月1日以後(	年度)			
事業	概要	一時何ある。	昔入金(一会計	年度内におい	て歳計現金が	不足した均	易合に、	支払資	資金の不足を補う <i>†</i>	ために行う借り入れ)の	の利子を支払うもので			
特定	財源		有·	▼ 無	根拠									
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	美の点	- <del> </del>			-	1								
4 <del>5</del> 73			性【メルクマー	-JV(4)]		左記	己として	ご判断し	た根拠					
		「民に必要 「民に必要	要な事業 要ではない事業							るための支払い資金が 市民生活に著しい景				
	2 役	割分担の	徹底 【メルクマ	マール(2)]		左言	己として	ご判断し	た根拠					
妥当性		市が実施 <sup>∙</sup> 国や県、E	すべき事業 民間で同様又は	は類似の事業を	実施している	事業 本	市財政	にかか	わる事務である。					
	3 職	員に対す	る公費支出の	妥当性 【メルク	マール(7)]	左記	己として	で判断し	た根拠					
			に対して支出し 自らが負担す^											
	4 サ	ービス水	準の妥当性 【)	メルクマール(3)	) ]	左言	己として	「判断し	た根拠					
<del></del>			都市を上回るサ 都市と同レベル		ス水準	関	東指定	都市に	おいても同事業を	E実施している。				
有効性	5 類(	以事業との	統合及び代替制	訓度の検討 【メノ	レクマール(3)	】 左記	左記として判断した根拠							
		類似事業類似事業	と統合可能 なし	<ul><li>□ 類似事業</li><li>□ 代替制度</li></ul>		本市	市の他	の部署	では、類似の事業	(を実施していない。				
	6 費	用対効果	₹の妥当性 【メノ	ルクマール(3)	]	左記	己として	ご判断し	た根拠					
			<b>県が低い事業</b> 限を満たしてい₹	る事業		-E	侍借 <i>入</i>	金の利	子を適正に償還し	している。				
			活用【メルクマ	マール(6)]		左記	己として	ご判断し	た根拠					
効率性		民間委託 民間委託 コスト削減 民間委託	(全部又は一部 可能	(3) により成果をf		本市	市財政	にかか	わる事務であるた	め、民間委託は不可	能である。			
			原則 【メルクマ		_17 C U	左記	己として	で判断し	た根拠					
			や不納欠損あり 旦の見直し等で	歳入確保は可	能									
3 見直	11の	方向性	-											
		ア	廃止又は凍綿	結			オ	事務						
点検復 方向		イ ウ	縮小統廃合				カ キ	拡大終了			┤ │ ク			
		エ	移管				ク	継続			1			
見直し	内容	財政運営	<u>_</u> 営に支障が生じ	 ないよう、資金i	 計画の適正な	—— :執行に努	 めるとと	_ <del>-</del> :もに、-	――――	「るために、市債借入	時期の工夫を検討し			

						_	半成22	干侵:	尹/分	手来系	尿却	快农				仴	天工[2
事務事	業名	市債借力	\事務事	業								コード		233010	1	,	000
事業	名	市債借)	∖事務事ӭ	業								J-1		233010	,	- (	J00
所管部	祁署	財政局則	才政部財政	段課				責	任者	吉原 兌	常二			問い合わせ先	0 4 8	- 829 -	1151
事業	類型		県との見	直し協	議が必	が要な事	の検討が必 業(B) が要な事業(		業(A)	根拠法	令						
メルク	マール	. [	1) $\square$	(2)	□ (3	3)	□ (3)		3)	□ (3	)	□ (4)	□ (5)	□ (6)	□ (7)	☑ 該当	íなし
1 事第	美の概	要															
実施	方法	•	1.全部直	[営 🗆	2	部委託	□ 3.全	部委託		4.補助	<b>金</b>	□ 5.その	他(				)
事業開	始年度	₹	平成13年	₹5月1	日前(	旧市(浦	和·大宮· <u></u>	<b>与野</b> )				□ 平5	戊13年5	月1日以後(		年度	(1)
事業	概要		建設事業 を実施する		資本	整備等)	の世代間負	負担の公	やで確	€保する <i>†</i>	<b>こめ</b> 、	地方財政法日	こよる総	務省との協請	議、同意	こ基づき言	<b></b> も債の
特定	財源		有		~	無	根拠										
2 事第	<b>≝</b> നല്	抽					4	-									
<u></u>			性【メル	クマー	ル(4)]				左記る	として判し	断した	た根拠					
	▼ 市民に必要な事業 □ 市民に必要ではない事業											望設事業の! な手段である。		て世代間の名	公平、財	政負担の	平準化
			徹底【メ		<b>ー</b> Jレ(2	2)]			左記として判断した根拠								
妥当性		もが実施っ 国や県、国	すべき事業 民間で同様	業 兼又は類	類似の	事業を調	実施している	る事業	本市原	財政にか	かわ	る事務である	0				
	3 職	員に対す	る公費支	出の妥	当性	【メルク	マール(7)]		左記	として判し	断した	た根拠					
		市が職員に対して支出している事業 本来職員自らが負担すべき事業															
	4 サ	ービス水準	準の妥当は	性 【メル	ルクマ	ール(3)	]		左記と	として判し	断した	た根拠					
左补州		関東指定	都市を上[ 都市と同し	ノベルり	以下の	サービス						らいても同様の	事業を	実施している	0.		
有劝注	5 類(	以事業との	統合及び	代替制原	度の検	討 【メル	クマール(3)	1	左記として判断した根拠								
		類似事業。 類似事業	と統合可能 なし			i似事業 替制度(	と統合不可 の検討	能	本市の	の他の部	署で	は、類似の事	業を実施	施していない			
	6 費	用対効果	の妥当性	[ 【メル	クマー	-ル(3)	]		左記と	として判し	断した	た根拠					
			関が低い事 関を満たし		事業							透明性を確保 実現している。		率設定を行い	1、将来の	)市民負担	担を配
			活用【メ	ルクマ・	<b>ー</b> Jレ(6	5)]			左記	として判認	断した	に根拠					
効率性	<ul><li>□ 民間委託済み</li><li>率性 □ 民間委託(全部又は一部)により成果を低下させず</li><li>コスト削減可能</li><li>□ 民間委託不可能</li><li>□ 民間に担わせる</li></ul>								本市財政にかかわる事務であるため、民間委託は不可能である。								
	8 公平公正の原則 【メルクマール(1)】								左記として判断した根拠								
			や不納欠担 旦の見直し		₹入確 <sup>∙</sup>	保は可能	מנא										
3 目 章	<u> </u>	方向性	 :						•								
		ア	廃止又	は凍結					オ		務改	善					
点検復 方向		イ ウ	縮小統廃合						カキ		<u>大</u> 了					1	ל
		エ	移管						ク		続						
見直し	内容	将来の2	\$債費負抗	旦を減ら	すため	めに、市	債発行額 <i>σ</i>	)抑制や	低利で	で資金	調達	を行い、引き約	売き、財i	政の健全性を	を維持す	<b>ె</b>	

				_	<b>平</b> 0人274	F及手	济争	来総	<b>从快衣</b>				惊	过,
事務事	業名			予備	<b>弗</b>				٦_ ك		274040		0	200
事業	名			予備	<b>場</b> 見				コード		271010		- 0	000
所管部	祁署		財政局	財政部財政課		責任	者		吉原 栄二		問い合わせ先	0 4 8	- 829 - 1	151
事業	類型		県との見直し	や手法が適正から 協議が必要な事 こよる見直しが必	業(B)		` '	根拠法令	令 地方自治法第2	217条第	[1項			
メルク	マール	□ (	1) 🗆 (2)	□ (3) □	[ (3) [	<b>(3)</b>		(3)	□ (4) □	[5]	□ (6) □	(7)	□該当	なし
1 事第	美の概	要												
実施	方法	~	1.全部直営	□ 2.一部委託	□ 3.全部	邵委託	□ 4	.補助金	5.その作	보(				)
事業開	始年度	~	平成13年5月	1日前(旧市(		) •	•	年	度) □ 平成	,13年5	月1日以後(		年度	)
事業	概要	予算タ	外の支出又はそ	予算超過の支出	に充てるため	、歳入歳	<b>裁出予</b> 算	章に計力	としている。					
特定	財源		有	▼ 無	根拠									
2 事第	美の点	検												
	1 事第	*の必要	性【メルクマー	<b>- J</b> レ(4)]		Ž	左記とし	て判断	した根拠					
			要な事業 要ではない事業	¥										
	2 役割	別分担の	徹底 【メルク	マール(2)]		Ž	左記とし	て判断	した根拠					
妥当性	□市□国	が実施や県、国	すべき事業 民間で同様又は	は類似の事業を乳	実施している!	事業								
	3 職員	し対す	る公費支出の	妥当性 【メルク	マール(7)]	2	左記とし	て判断	した根拠					
			に対して支出し 自らが負担す/											
	4 サー	- ビス水2	準の妥当性【	メルクマール(3)	1	Ž	左記とし	て判断	した根拠					
	関	東指定		レ以下のサービス										
有効性	5 類似	事業との	統合及び代替	制度の検討 【メル	クマール(3)	1 2	左記とし	て判断	した根拠					
	□ 類		と統合可能	□ 類似事業 □ 代替制度(	と統合不可能									
	6 費用	月対効果	の妥当性 【メ	ルクマール(3)	]	Ž	左記とし	て判断	した根拠					
			見が低い事業 見を満たしてい	る事業										
			活用 【メルク	マール(6)]		Ž	左記とし	て判断	した根拠					
効率性		間委託 間委託		B)により成果を低	₹下させず									
		スト削減間委託	可能 不可能	□ 民間に担	わせる									
			原則【メルク			Ž	左記とし	て判断	した根拠					
			や不納欠損あり 旦の見直し等で	) 『歳入確保は可能	שׁ									
3 見1	<u>-</u>	方向性	:			1								
		ア	廃止又は凍	結			オ		改善					
点検復 方向		<u>イ</u> ウ	縮小統廃合			+	カ キ	拡				$\dashv$	5	7
	-	Ĭ	移管				7	継						
見直し	内容	地方自治	台法に基づき、	適正に計上して	いるため継続	たとする。								

一大型。 一大型。 一大型。												依式し		
事務事業名			公有財産管理事業						¬ l*	02400004		0.0.1		
事業名			公会計システム整備						コード	03160201	-	0 0 1		
所管部署			財政局 財	政部 用地管財	果	責任	<del>王</del> 者	•	丸山 彦文	問い合わせ先	048 - 829	- 1188		
			事業のコスト	や手法が適正か	の検討が必	要な事	業(A)			'				
事業類型				ノ協議が必要な事				根拠法令	>					
				ノによる見直しがリ 	_									
メルクマール		<b>,</b> [ [ (	(1) $\square$ (2)	□ (3)	□ (3)		3)	☐ (3)	□ (4)		(7) 区 該	<b>≶当なし</b>		
1 事業の概要														
実施方法			1.全部直営		3.全部	部委託	<u> </u>	.補助金	□ 5.その	他(		)		
事業開始年度		_												
事業概要		訂モ	新公会計制度では、貸借対照表等の財務4表を作成し、保有する資産の評価については、「基準モデル」または「総務省方式改訂モデル」を活用して整備することになっている。さいたま市では、段階的に整備を行なう「総務省方式改訂モデル」の手法で、土地や建物などの資産評価及び台帳整備を実施し、財政課へ報告している。											
性空时语		_		— <del>—</del>	### ###	+1.1#	_ <del> +</del>	호 +8 Ril	並洛田立代召出	以答字甘淮				
特定財源 マ 有 ・ 一 無 根拠 さいたま市財産規則、普通財産貸付料算定基準														
2 事業の点検														
妥当性	1 事	業の必要	要性 【メルクマ	7ール(4)]			左記と	ノて判断	した根拠					
		市民に必要な事業 市民に必要ではない事業								ることは、新公会計制度 資産状況を確認するう;				
	2 役	·割分担の徹底 【メルクマール(2)】					左記とし	ノて判断	した根拠					
	V i	市が実施すべき事業 国や県、民間で同様又は類似の事業を実施している事業					市が保有する資産価額を算出するため、市で実施する必要がある。							
	3 職	哉員に対する公費支出の妥当性 【メルクマール(7)】					左記とし	ノて判断	 した根拠					
					, ,, ,,,									
		市が職員に対して支出している事業 本来職員自らが負担すべき事業												
有効性	4 サ	ナービス水準の妥当性 【メルクマール(3) 】					左記として判断した根拠							
		関東指定都市を上回るサービス水準 関東指定都市と同レベル以下のサービス水準				基準モデルへの移行については、千葉市は移行済みであり、川崎市は、平成24年度に移行時期を予定している。本市及び横浜市、相模原市においては、未定となっている。								
	5 類	似事業との統合及び代替制度の検討 【メルクマール(3) 】					左記として判断した根拠							
		類似事業 類似事業	と統合可能 なし	□ 類似事業 □ 代替制度		能	公有財 い。	産である	土地、建物を総	務省の基準で評価額を	₫算出する鄠	事業がな		
	6 費	用対効界	果の妥当性 【	メルクマール(3)	]		左記と	して判断	した根拠					
効率性		費用対効果が低い事業					システムを構築することは、手作業で行なうよりも効率よく行なうことができ							
		費用対効果を満たしている事業					<b>వ</b> .							
		<b>問話力の活用 [メルクマール(6)]</b> 民間委託済み					左記と	ノて判断	した根拠					
		民間委託(全部又は一部)により成果を低下させず				  システムの構築については、業務委託している。								
		コスト削減可能 民間委託不可能				ンハノムの開来については、来が支配している。								
		公平公正の原則 [メルクマール(1)]					左記と	ノて判断	した根拠					
		収入未済や不納欠損あり 受益者負担の見直し等で歳入確保は可能												
3 見፤	<b>1</b> しの	<b>万同性</b>   ア	廃止又は <i>源</i>	 東結			オ	事務						
点検後の 方向性		1	縮小	IVM4			カ	拡力			1	ク		
		ウー	統廃合				+	終一			]	7		
		エ	移管				ク	継糸	売		<u> </u>			
見直し	内容			するにあたり、貸事業とするもので		に必要	な資産値	面額を算	出することは、テ	市民が市の資産状況を	確認するうえ	えで必要と		

Г						T 11%		F1/17	7F MO /			138.40.4
事務事	業名	公有財産管理事業 								コード	03160201	- 002
事業	名		普通	通財産の維持 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	詩管理(	委託、維持管	管理等)			٦ '	03100201	- 002
所管部	部署		財政局	財政部 用均	也管財訓	果	責任	任者		丸山 彦文	問い合わせ先 0	48 - 829 - 1188
事業	類型		県との見直	重し協議が必	要な事	の検討が必9 業(B) S要な事業(C		` '	艮拠法令			
メルク	マール	□ (	1) 🗆 (	2) 🗆 (3)	) [	[(3)	(3)	□ (	3)	$\square$ (4) $\square$ (5	5) 🗆 (6) 🗆 (7	7) 🔽 該当なし
1 事業	美の概!	要										
実施	方法		1.全部直常	営 🔽 2	部委託	□ 3.全部	部委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他	(	)
事業開	始年度	~	平成13年	5月1日前(	旧市(	3市 )・		年度)		□ 平成1	3年5月1日以後(	年度)
事業	概要		管財課で所 里を行なう。	管している音	<b>普通財</b> 產	<b>産に対する維</b>	持管理	<b>黒業務であ</b>	り、各施	設の委託業務契約	的、修繕、苦情対応等	を行い、適正な財産
特定	財源	~	有		無	根拠	さいた	たま市財産	規則、	普通財産貸付料算	定基準	
2 事業	美の点	檜				•						
			性【メルク	7マール(4)]				左記とし	て判断し	した根拠		
		Eな事業 Eではない	事業							とは、財産を有効に活 主民の安全を守る上で		
	□ 市民に必要ではない事業 2 役割分担の徹底 【メルクマール(2)】							左記とし	て判断し	た根拠		
妥当性	□ 市	が実施で	すべき事業 民間で同様	又は類似の	事業を関	実施している	事業	市で保有	<b>重してい</b>	る普通財産の維持	管理は、市で実施する	る必要がある。
	3 職員	に対す	る公費支出	出の妥当性	【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断し	た根拠		
				出している事								
	4 サー	ビス水塗	隼の妥当性	E 【メルクマ	<b>ール</b> (3)	]		左記とし	て判断し	た根拠		
				]るサービス ベル以下の		以水準		他市の普		の管理は、さいた	ま市と同様に必要に応	じて業務委託等を
有効性	5 類似	事業との	統合及び代	だ替制度の検	討【メル	クマール(3)	]	左記とし	て判断し	た根拠		
		似事業の	と統合可能 なし		似事業 替制度	と統合不可能 の検討	Ě	普通財產	産は、目	的に応じて各所管	課で維持管理している	5.
	6 費用	対効果	の妥当性	【メルクマー	・ル(3)	]		左記とし	て判断し	た根拠		
			見が低い事 見を満たして						また、除	草業務については	髻においては、機能を( 、定期的に行い、近隣	
				レクマール(6	)]			左記とし	て判断し	た根拠		
効率性	□ 民I	スト削減	(全部又は <sup>.</sup> 可能	一部)により				建物管理いる。	里(清掃、	警備)及び除草業	<b>養務、施設修繕におい</b>	て、民間委託をして
		間委託ない		<u> </u>	間に担 )]	わせる		左記とし	て判断し	た根拠		
	□ 収2	∖未済∜	b不納欠損		,	) E						
, P-	F	الملا وكي ك						[				
3 見]	<u> </u>	<b>ラ回性</b> ア	廃止又は	は凍結				オ	事務。			
点検征		1	縮小					カ	拡大	-		ク
方向	性	ウー	統廃合					+	終了			
	+	エ	移管					ク	継続	T		
見直し											必要となるため、建物管ながら、今後も継続事:	

				-	半成22m	F及	异份争	<b>耒総</b>	<b>只</b> 使表			<b>棣式</b> 2
事務事	業名			公有財産管	理事業							
事業	名				加入等の手	続き事	務		コード	03160201		- 003
所管部	肾署			女部 用地管財誌	 果	責任	王者		丸山 彦文	問い合わせ先	048 -	829 - 1188
			事業のコストや	手法が適正か	の検討が必要	」 更な事業	業(A)					
事業	類型		県との見直し協	協議が必要な事	業(B)		1	艮拠法令	>			
		~	メルクマールに	よる見直しが必	要な事業(C	C)						
メルク	マール	□ (	1) [(2)	□ (3) □	(3)	□ (3)		(3)	□ (4) □ (5	5) [ (6) [ (	7)	▼ 該当なし
1 事第	美の概	要										
実施	方法	~	1.全部直営 [	2.一部委託	□ 3.全部	部委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他	(		)
事業開	始年度		平成13年5月	1日前(旧市(浦	和市)			)	□ 平成	13年5月1日以後(		年度)
事業	概要	件)、i	市で所有、使用	、管理する施設	または自治	体業務	を行うにな	あたって		に対する建物総合損 、の法律上の賠償責任 事務取扱い。		
特定	財源	~	有·	□ 無	根拠	さいた	ま市財産	規則、	普通財産貸付料算	算定基準		
2 事第	¥∧±	- <del> </del>										
			性 【メルクマー	- Jレ(4)]			左記とし	て判断	 した根拠			
		民に必要	要な事業 要ではない事業					t、被害	発生時の市の負担	R険と市民等が対象と ∃を軽減し、市民等へ		
	2 役	割分担の	徹底 【メルクマ	7ール(2)]			左記とし		*			
妥当性			すべき事業 民間で同様又は	類似の事業を	実施している	事業		t、被害	発生時の市の負担	R険と市民等が対象と 旦を軽減し、市民等へ		
	3 職	員に対す	る公費支出の多	妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし					
			に対して支出し 自らが負担すべ									
	4 サ・	ービス水	準の妥当性 【次	メルクマール(3)	]		左記とし	て判断	した根拠			
	<b>▼</b> }	東指定	都市を上回るサ 都市と同レベル	·以下のサービス			損害賠償	は保険に		€市以外は加入してい 5、川崎市は加入して 5。		
1月幼性	5 類化	以事業との	)統合及び代替制	度の検討 【メル	クマール(3)	1	左記とし	て判断	した根拠			
	□ 数		と統合可能	▼ 類似事業 □ 代替制度	と統合不可能					はないが、市民等への 応じた保険に加入し		
	6 費	用対効果	見の妥当性 【メル	<b>ルクマール</b> (3)	]		左記とし	て判断	した根拠			
			果が低い事業 果を満たしている	る事業				t、被害	発生時の市の負担	R険と市民等が対象と 型を軽減し、市民等へ		
			活用 【メルクマ	7ール(6)]			左記とし	て判断	した根拠			
効率性		民間委託 民間委託 1スト削減 民間委託	(全部又は一部 可能	)により成果をM			各保険′	への加入	、等の手続き業務 <sup>っ</sup>	であるため。		
			原則 【メルクマ				左記とし	て判断	した根拠			
			や不納欠損あり 旦の見直し等で	歳入確保は可能	שני							
3 見3	<b>[</b> しの	方向性										
		ア	廃止又は凍約	·····································			オ・	事務				
点検復 方向		<u>イ</u>	縮小				カ キ	拡え終っ				ク
刀凹	ıΤ	ウ エ	統廃合 移 管				ー キ ク	経組			-	
								net n	, u			
見直し			オ産である建物: 対して迅速に対							発生時の市の負担を	軽減し、	市民等への

	1			T/10% Z Z Z		- 7F/M		1	178.1.0.4
事務事	業名		財産評価委員会	会運営事業			 - コ <b>ー</b> ド	03160601	- 000
事業	名		財産評価委員会	会運営事業			1 1	03100001	- 000
所管部	部署	財政局	財政部 用地管財調	₹	責任者		丸山 彦文	問い合わせ先	48 - 829 - 1188
事業	類型	□ 県との見直	マトや手法が適正から 直し協議が必要な事 ・ルによる見直しが必	業(B)		根拠法	<b>\$</b>		
メルク	マール	□(1) □(	2)	□ (3)	□ (3)	□ (3)	$\square$ (4) $\square$ (5)	) [ (6) [ (7)	☑ 該当なし
1 事第	後の概要	<b>E</b>							
実施	方法	▼ 1.全部直割	営 □ 2.一部委託	□ 3.全部	耶委託 □	4.補助金	🗎 5.その他	(	)
事業開	始年度	▼ 平成13年	5月1日前(旧市(浦	和市)·	年度)		□ 平成1	3年5月1日以後(	年度)
事業	概要		諮問に応じ、財産σ					「る価格の適正を期する 、用地管財課が事務局	
特定	財源	□ 有	· 🔽 無	根拠					
2 事業	きの点	<del>'</del>		ļ.					
<del></del>		<del>ス</del> の必要性 【メルク	7マール(4)]		左記	として判断	fした根拠		
		₹に必要な事業 ₹に必要ではない!	事業				得又は処分にあたり であり、市の財政上、	)、適正な価格を審議す 必要である。	ることは、市の財産
	2 役割	分担の徹底 【メノ	レクマール(2)]		左記	として判断	fした根拠		
妥当性		が実施すべき事業 や県、民間で同様	、 又は類似の事業を	実施している!			得又は処分にあたり であり、市の財政上、	)、適正な価格を審議す 必要である。	ることは、市の財産
	3 職員	に対する公費支出	出の妥当性 【メルク	マール(7)]	左記	として判断	fした根拠		
		が職員に対して支 来職員自らが負担							
	4 サー	ビス水準の妥当性	<b>E 【メルクマール</b> (3)	1	左記	として判断	fした根拠		
		東指定都市を上回 東指定都市と同レ	]るサービス水準 ベル以下のサービス	<b>以水準</b>	一律	19,000円	3名、千葉市:一律	は、横浜市: 一律17,000 :13,000円、8名、相模原 1名、委員10,000円、1	市:一律12,600
有効性	5 類似	事業との統合及び代	は替制度の検討 【メル	クマール(3)	】 左記	として判断	fした根拠		
		似事業と統合可能 似事業なし	□ 類似事業 □ 代替制度			財産の取 のみであ		、適正な価格を審議す	る委員会は、本委
	6 費用	対効果の妥当性	【メルクマール(3)	]			fした根拠		
		月対効果が低い事 月対効果を満たして			適正	な価格を		頁な予算を伴う財産の取 的な知識を有する委員 ・	
		活力の活用 【メノ	レクマール(6)]		左記	として判断	fした根拠		
効率性	民	スト削減可能	一部)により成果を低				営は、他の部署との の取扱いもあるため	連絡調整等があり、また。。	、財産の取引情報
	8 公平	間委託不可能 公正の原則 【メノ	<u>□ 民間に担</u> レクマール(1)】	ਹਦ ਹ	左記	として判断	 fした根拠		
		へ へ は は 者 負担の見直し	あり 等で歳入確保は可能	נוע					
3 見1	<u>-</u> 51.のさ				<u>l</u>				
」元章		ア 廃止又は	は凍結		オ		<b>務改善</b>		
点検復		イ縮小			, t				ク
方向	1±	ウ統廃合エ移			<u>+</u> ク				
見直し				正な価格を審	₹議すること	<b>I</b>		あり、市の財政上、必要	<del>'</del> であるため、今後も

	1 1/2/2 2	<b>反手</b> 楞手来	<b>ルババン</b>		你工( /
事務事業名	用地取得管理事業			00100001	
事業名	用地取得管理事業		<u>ー</u> コード	03162201	- 000
所管部署	財政局 財政部 用地管財課	責任者	丸山 彦文	問い合わせ先 048-	829 - 1188
事業類型	■ 事業のコストや手法が適正かの検討が必要な 県との見直し協議が必要な事業(B) ▼ メルクマールによる見直しが必要な事業(C)	よ事業(A) 根拠	去令		
メルクマール		(3) (3)	□ (4) □	(5)	▼ 該当なし
1 事業の概	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
実施方法	□ 1.全部直営 □ 2.一部委託 □ 3.全部	委託 🔲 4.補助	金 🛚 5.その他	.(	)
事業開始年度	区 平成13年5月1日前(旧3市 年度)		□ 平成	13年5月1日以後(	)
事業概要	公共事業に必要な土地等の取得又は土地等の使用を図ること	用に伴う損失の補作	賞の基準を定め、事業	<b>美の円滑な遂行と損失の適正</b>	を補償の確保
特定財源	□ 有 · ☑ 無 根拠				
2 事業の点					
	の必要性 【メルクマール(4)】	左記として判	断した根拠		
	Rに必要な事業 Rに必要ではない事業		3滑な遂行と損失の〕 とが市民に対して必§	適正な補償基準を設けること  要なことである。	こより、公平性
2 役割	分担の徹底 【メルクマール(2)】	左記として判	断した根拠		
妥当性 🔽 市	が実施すべき事業 や県、民間で同様又は類似の事業を実施している事	まった。 市が行う事業	に適用するための基	準であるため市で定める必要	<b>要がある</b> 。
3 職員	に対する公費支出の妥当性 【メルクマール(7)】	左記として判	断した根拠		
	が職員に対して支出している事業 来職員自らが負担すべき事業				
4 サー	ピス水準の妥当性 【メルクマール(3) 】	左記として判	断した根拠		
▼ 関:	東指定都市を上回るサービス水準 東指定都市と同レベル以下のサービス水準	各指定都市	こおいても同様の基準	準の作成を行っている。	
有効性 5 類似	事業との統合及び代替制度の検討 【メルクマール(3) 】	左記として判	断した根拠		
	以事業と統合可能 ▼ 類似事業と統合不可能 以事業なし			基準(837.10.12用対連基 から統合は不可能と考える。	準)を受けてさ
6 費用	対効果の妥当性 【メルクマール(3) 】	左記として判	断した根拠		
	月対効果が低い事業 月対効果を満たしている事業	この基準によが出ている。	り公共用地の取得が	行われていることから費用に	見合った効果
	活力の活用 【メルクマール(6)】	左記として判	断した根拠		
効率性 □ 民	間委託済み 間委託(全部又は一部)により成果を低下させず スト削減可能	適正な補償基		により、公平性が保たれること	から民間委託
	間委託不可能 □ 民間に担わせる □ 公正の原則 [メルクマール(1)]	左記として判	断した根拠		
□ 4又2	へ へ へ 大済や不納欠損あり 会者負担の見直し等で歳入確保は可能				
」 3 見直しのプ		1			
<u>。元旦((())</u>	フロロ ア 廃止又は凍結		務改善		
点検後の	イ 縮 小		大		ク
方向性	ウ				
見直し内容を	・ニーヤー 日 当事業は、各事業担当課が公共用地の取得を行うたけなっているため、現状どおり継続とする。今後も用地取らかに対処していく。	めの基準を整備す	る事業であり、用地取		

					<b>平成</b> 22年	F歧手机	分子:	<b>東総</b>	<b>元快衣</b>		<b>棣式</b> 2
事務事	業名			事業				コード	0.2.1.6.0.0.1	0.00	
事業	名			庁舎管理	事業				7-1	03160801	- 000
所管部	『署		財政局財政	政部庁舎管理課		責任者	:		鈴木 勝幸	問い合わせ先 04	8 - 829 - 1169
事業	類型		県との見直し	・手法が適正から 協議が必要な事 による見直しが必	業(B)	,	′	视法令			
メルク	マール	□ (	1) 🗆 (2)	□(3)	□ (3)	□ (3)		(3)	□(4) □(5	) [ (6) [ (7)	☑ 該当なし
1 事等	もの概	要									
	方法		1.全部直営	✓ 2.一部委託	□ 3.全部	₩委託 [	4.	甫助金	□ 5.その他	(	)
事業開	始年度	~	平成13年5月	1日前(旧市(		) ·		年度	E)	13年5月1日以後(	年度)
事業	概要	本庁部	舎施設の安全な	は維持管理をする	るために適正	な管理、遺	重営を行	<b></b> う。			
特定	財源	V	有 ·	□ 無	根拠						
2 事第	*の点	桙			•	•					
<u></u> -			性【メルクマー	- Jレ(4)]		左言	記として	て判断し	た根拠		
			要な事業 更ではない事業				民が訪 eめ	れる場	所であり、市民サ・	ービスの拠点として維持管	管理する必要があ
	2 役割	別分担の	徹底 【メルクマ	マール(2)]					た根拠		
妥当性	☑ 市	が実施で  や県、同	すべき事業 民間で同様又に	は類似の事業を写	実施している	Φ4	組織を			・舎機能を配する本庁舎! 、施設管理は市が直轄す	
	□ 国や県、民間で同様又は類似の事業を実施している事 3 職員に対する公費支出の妥当性 【メルクマール(7)】 □ 市が職員に対して支出している事業					左記	記として	て判断し	た根拠		
			こ対して支出し 自らが負担す^								
	4 サー	- ビス水2	準の妥当性()	メルクマール(3)	1				た根拠		
<del>*</del> ****	▼	東指定		/以下のサービス		4市 か+	1 ك 1 m	あたりの		Nに比較は難しいが、費用 覆出を比べると2番目に安	
有知性	5 類化	事業との	統合及び代替制	制度の検討 【メル	/クマール(3)	】 左記	記として	て判断し	た根拠		
		i似事業 i似事業	と統合可能 なし	▼ 類似事業 ○ 代替制度		施詢	设ごと	こ使用し	目的、用途がことを	なるため統合は不可能では	ある。
	6 費月	月対効果	の妥当性 【メ	ルクマール(3)	1				た根拠		
			見が低い事業 ₹を満たしてい	る事業		が、	年次	計画をす		け)建物や設備の修繕箇月 適切な管理運営により市	
			活用【メルクマ	マール(6)]		左記	記として	て判断し	た根拠		
効率性		スト削減	(全部又は一部 可能	3)により成果を低		総記	合案内		)業務委託を実施	て本庁舎保守管理、清掃 しており、民間委託により	
		間委託 ア公正の	<u> 不可能</u> 原則 【メルクマ	□ 民間に担 マール(1)】	ਹਦ 5	左記	記として	て判断し	た根拠		
			ら不納欠損あり 旦の見直し等で	歳入確保は可能	נוע						
3 見道	[სთ	方向性	•								
		ア	廃止又は凍	結			オ	事務			
点検復 方向		<u>イ</u> ウ	縮小統廃合				カ キ	拡大終了			ク
71 [-]	· <del>-</del>	エ	移管				ク	継続			
見直し										そることを確保することで <i>あ</i> ことにある。 「維持管理を継続的に実力	

				-	平成22年	F及手	物争	<b>東総</b>	<b>只快衣</b>			<b>様式</b> 2
事務事	業名				管理事業							
事業	名			公用車の民間	委託化事業				コード	03161401	-	001
所管部	『署			· 广舎管理課		責任	者		鈴木 勝幸	問い合わせ先	048-82	29-1169
事業	類型		県との見直し	や手法が適正か( 協議が必要な事 による見直しが必	業(B)		` ′	根拠法令	>			
メルクラ	マール		1) 🗆 (2)	□ (3)	□ (3)	□ (3	;)	□ (3)	□ (4)      [	(5) (6)	(7)	該当なし
1 事等	もの概	要										
実施			1.全部直営	✓ 2.一部委託	3.全音	<b>郭委託</b>	<u> </u>	.補助金	□ 5.その他	.(		)
事業開	始年度		平成13年5月	月1日前(旧市(		)	i	年月	度) 🔽 平成	13年5月1日以後(	1 8	年度)
事業	概要	本庁領	鲁及び区役所(	の公用自動車に	ついては、買	[い替え]	時におり	ハて順次	【民間委託化(リー	ス化)にする。		
特定	財源		有 '	▼ 無	根拠							
2 事第	¥ጥ ታ					1						
4 <del>5 3</del>			性【メルクマ・	<b>ー</b> Jレ(4)]		7	左記とし	て判断	した根拠			
		  民に必要		Ě		1.	購入とし ができる		ース化することで車	፱両購入時の費用や維	持管理費	<b>曽用の節減</b>
	2 役	割分担の	徹底 【メルク	マール(2)]					した根拠			
妥当性	2 役割分担の徹底 【メルクマール(2)】 左記 妥当性									定められており、また、 「については市が直接)		
	3 職	員に対す	る公費支出の	妥当性 【メルク	マール(7)]	?	左記とし	て判断	した根拠			
			に対して支出し 自らが負担す <i>へ</i>									
	4 サ・	ービス水	準の妥当性 【	【メルクマール(3)	]	3	左記とし	て判断	した根拠			
<b>左</b> 孙州		東指定		レ以下のサービス		Ī	較すると	:上回っ	た数値(36.4%)で	屋の違いがあるが、平均 あるため	9値(27.1	%)から比
有劝注	5 類化	以事業との	統合及び代替	制度の検討 【メル	クマール(3)	1 3	左記とし	て判断	した根拠			
		類似事業 類似事業	と統合可能 なし	<ul><li>□ 類似事業</li><li>□ 代替制度</li></ul>			本庁·⊠ るため	役所以	外の公用車につい	Nでは、管理を一元化で	することで	統合ができ
	6 費/	用対効果	:の妥当性 【メ	(ルクマール(3)	]	?	左記とし	て判断	した根拠			
			果が低い事業 果を満たしてい	る事業					持管理経費は節 i両の管理が容易の	減でき、購入時予算も <sup>3</sup> となるため	平準化で	きる。また、
		間活力の 引間委託	活用【メルク	マール(6)]		;	左記とし	て判断	した根拠			
効率性			(全部又は一部 可能	耶)により成果を低 □ 民間に担				-	ていた点検、車検 理経費は、削減で	等の事務を民間委託で きるため	けることで	事務の軽減
	8 公	平公正の	原則 【メルク	マール(1)]		-	左記とし	て判断	した根拠			
			や不納欠損あり 旦の見直し等で	) で歳入確保は可能	能							
3 見重	<b></b> しの	方向性	<u> </u>									
F14.	* A	ア	廃止又は凍	· 結			オカ	事務				
点検復 方向		イ ウ	縮小統廃合				<u>リ</u> キ	拡え終っ				カ
		I	移管				ク	継糸				
見直し		れること		とに検、廃車時な						、車両にかかる維持管!があるため公用車につ		

				十八八八	十戌、	产物学	未能	分外分析		依べ
事務事業	業名		庁用自動車	<b>等管理事業</b>				- 1:	20404404	000
事業名	i i		公用車の次世代	弋自動車化事業	<b>業</b>			コード	03161401	- 002
所管部	署		庁舎管理課		責何	<del>王</del> 者	L	鈴木 勝幸	問い合わせ先	048-829-1169
事業類	類型	□ 県との	ロストや手法が適正だ 見直し協議が必要なマールによる見直しか	事業(B)		` '	根拠法令	,		
メルクマ	アール	□(1) □	□ (2) □ (3)	□ (3) □	(3)		(3)	□ (4) □ (	5) [ (6) [	(7) 🗹 該当なし
1 事業	の概要	更								
実施方			<b>直営 ▽ 2.一部委</b>	託 🗌 3.全部	部委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他	(	
事業開始	冶年度	□ 平成1	3年5月1日前(旧市)			) •	年歷	₹) ▼ 平成1	3年5月1日以後(	平成21年度)
事業相	既要	本庁・区役所 する。	の公用車については	は、買い替えの際	際に原見	則として次	7世代自	動車(ハイブリット!	車・天然ガス自動車・	電気自動車)を導入
特定則	財源	□有	· 🔽 無	根拠						
2 車業	の点板	<del>'</del> <b>क</b>		-	. I					
<u> </u>			JレクマーJレ(4)]			左記とし	て判断	した根拠		
		に必要な事業 に必要ではな						このための一貫とし 生活を確保できる7		或となることで、快適な
7	2 役割:	分担の徹底	【メルクマール(2)】			左記とし	て判断	た根拠		
妥当性	✓ 市が 国	が実施すべき り県、民間で同	事業 同様又は類似の事業 <sup>。</sup>	を実施している	事業	公用車の 止に貢献			「率先して行なう事業	であり地球温暖化防
:	3 職員	に対する公費	支出の妥当性 【メル	クマール(7)]		左記とし	て判断	Jた根拠		
			て支出している事業 負担すべき事業							
4	4 サー	ビス水準の妥	当性 【メルクマール(	3) ]		左記とし	て判断	ンた根拠		
			上回るサービス水準 司レベル以下のサーb	ごス水準		他の関列 (20.5%)			6)と比較して、次世·	代自動車の導入率
有効性	5 類似事	事業との統合及	び代替制度の検討【	<b>メルクマール</b> (3)	]	左記とし	て判断	Jた根拠		
		以事業と統合す 以事業なし	可能 □ 類似事	業と統合不可能 度の検討	能			外の公用車につい となるため	ても管理を一元化す	「ることで次世代自動
(	6 費用	対効果の妥当	性 【メルクマール(3	) ]		左記とし	て判断	ンた根拠		
		対効果が低し  対効果を満た	1事業 <u>-</u> している事業						)環境への意識を高 善による燃料費の節	めることで、低炭素化 「約となるため
ļ.			【メルクマール(6)】			左記とし	て判断	ンた根拠		
	□ 民間	<b>小削減可能</b>	ては一部)により成果を			次世代日の節減が			七での導入により購ん	<b>入及び維持管理経費</b>
		闘委託不可能 公正の原則	<u>□ 民間に</u> 【メルクマール(1)】	担わせる		左記とし	て判断	 Jた根拠		
1	□収入	未済や不納な	( )	可能			-, 3-41	1957/2		
2 日本	·÷	: <b>台</b>				1				
3 見直	<u>. (() () () (</u>		又は凍結			オ	事務	改善		
点検後		イ 縮 /	١/			カ	拡え	7		□
方向性	生	ウ統廃				+	終			/
		エ 移 î				ク	継糸	<b>™</b>		
見直し内	内容 取	り組みとして	代自動車化事業は、 事業を拡大し、平成25 管理については、統合	5年度末までに	車両を					

							十八人人	十尺寸	产切了	一天心	<b>州代</b> 仪				依式 2
事務事	事務事業名				入札	制度企	:画事業				<b>-</b> 1.		00404004		004
事業	名				入札	儿制度改	(善事業				コード		03481001		- 001
所管部	18署		財政局	契約管	理部入	札企画	i課	責任	壬者	1	小熊 啓司	•	問い合わせ先	048	-829-1896
事業	類型		県との見	直し協	議が必	要な事	の検討が必要 業(B) み要な事業(C		<b>業(A)</b>	根拠法令	7				
メルクラ	マール	□ (	1) 🗆	(2)	□(3	3)	□ (3)	□ (	3)	□(3)	□ (4)	□ (5	5) 🗆 (6) 🗆	(7)	☑ 該当なし
1 事業	美の概!	要													
実施			1.全部直	道 [	2	部委託	3.全部	部委託		4.補助金	□ 5.そ	の他(			)
事業開	始年度	~	平成135	年5月1	日前(	旧市(浦	和市·大宮市	市·与野	<b>5</b> 市)・	年月	隻) 🗌 🖺	成13年	5月1日以後(		年度)
事業	概要						競争性及び					むした入	札制度を企画立	案する。	また、市民の
特定	財源		有	•	~	無	根拠								
2 <b>1</b>	* <b>~</b> 上:						ļ	1							
2 學第	<b>を の点</b> 1 事業		性 【メル	クマー	Jレ(4)]				左記と	して判断	した根拠				
				事業									:、限りある財源の 画立案することは		
	<ul><li>✓ 市民に必要な事業</li><li>□ 市民に必要ではない事業</li><li>2 役割分担の徹底 [メルクマール(2)]</li></ul>								左記と	して判断	した根拠				
妥当性	☑ 市: □ 国·	が実施す	すべき事 記間で同	業 様又は葬	類似の	事業を到	実施している	事業			自治体ごとに 行う必要があ		が異なることから、	社会情	勢に即応した
	3 職員	に対す	る公費支	出の妥	当性	【メルク	マール(7)]		左記と	して判断	した根拠				
			こ対して3 自らが負担												
	4 サー	ビス水準	隼の妥当	性【メ	ルクマ	<b>ール</b> (3)	]		左記と	して判断	した根拠				
<del></del>			都市を上 都市と同日				八水準			東指定都 ている。	<b>『市においても</b>	入札制』	度の企画立案及	び総合	評価方式の導
有効性	5 類似	事業との	統合及び	代替制	度の検	討【メル	クマール(3)	]	左記と	して判断	した根拠				
		似事業と 似事業を	と統合可能 なし			似事業 替制度(	と統合不可能 の検討	Ė	入札制 行って		画立案及び総合	含評価方	<b>ī式に係る事業は</b>	、入札1	企画課のみが
	6 費用	対効果	の妥当性	ŧ 【メル	クマー	- ル(3)	1		左記と	して判断	した根拠				
			具が低い 具を満たし		事業								札制度を調査·研 確保された契約(		
			活用【メ	ルクマ	<b>ール</b> (6	)]			左記と	して判断	した根拠				
効率性	民	間委託派間委託( 間委託( スト削減 間委託ス	全部又同	は一部)		成果を低	近下させず わせる		ながら		断すべきことで		での基準作成は、 ででででいるから一		
			原則【メ	ルクマ			.17 E S		左記と	して判断	した根拠				
			P不納欠打 ■の見直し		5人確1	保は可能	שלא								
3 見道	i Long	计向性													
<u>→ 70.</u> E		フ <u>ロコロエ</u> ア	廃止又	は凍結	i				オ	事務					
点検後		<u>ا</u>	縮小						カ	拡力					ク
方向	<b>+</b>	ウエ	統廃合 移 管	<u> </u>					<b>キ</b>	終継					
見直し	ᅛᅅ		勢に応じ							ための品			財源の有効活用、 ります。	更には	市内業者育

				_	<b>作成</b> 22年	F歧气	P研于	<b>耒総</b>	<b>祝侠</b> 农			<b>觨式</b> 2
事務事	業名			画事業				<b>-</b> I*	20.40.400.4			
事業	名			入札参加資格村	各付等事業				コード	03481001	-	002
所管部	『署		財政局契約管	查理部入札企画	課	責任	£者		小熊 啓司	問い合わせ先	048 - 8	29-1896
事業	類型		県との見直し協	・手法が適正から 協議が必要な事 による見直しが必	業(B)		` '	艮拠法令		1 1		
メルクラ	マール	□ (	1) 🗆 (2)	□(3) □	(3)	(3)	□ (	3)	□ (4) □ (	5) [ (6) [	(7)	該当なし
1 事業	きの概	要										
実施			1.全部直営 「	2.一部委託	□ 3.全部	8委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他	, (		)
事業開	始年度	~	平成13年5月	1日前(旧市(		)	•	年度	₹) □ 平成	13年5月1日以後(		年度)
事業	概要	競争を		<b>客査に係る発注</b> す	<b>者別評価項</b> 目	目や評値	西点、業者	皆の格介	けの企画立案を	行い、更に格付けに	応じた発注	:額の基準
特定	財源		有 ·	▼ 無	根拠							
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	¥∧±	:+4										
2 事業			性【メルクマー	- Jレ(4)]			左記とし	て判断し	した根拠			
		民に必要 民に必要	要な事業 要ではない事業						や経営規模に見    	合った工事の入札へ こ資する。	参加する	ことにより、
	2 役割	引分担の	徹底 【メルクマ	マール(2)]			左記とし	て判断し	た根拠			
妥当性			すべき事業 民間で同様又は	は類似の事業を3	€施している	事業			行うことで、経営規 こ繋がるものである	見模等に見合った受済 る。	主が可能と	なることか
	3 職員	員に対す	る公費支出の	妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断し	た根拠 キャップ			
			に対して支出し 自らが負担すべ									
	4 サ-	- ビス水塗	準の妥当性 【)	メルクマール(3)	]		左記とし	て判断し	した根拠 アルファイ			
右动州	✓ 関	東指定		・以下のサービス						主者別評価項目や格	付けを行っ	っている。
有划注	5 類化	以事業との	統合及び代替制	度の検討 【メル	クマール(3)	1	左記とし	て判断し	した根拠 アルファイ			
		類似事業。 類似事業	と統合可能 なし	□ 類似事業の □ 代替制度の			発注者別	川評価項	[目や格付けの企	画立案は、入札企画	課のみが行	うっている。
	6 費月	用対効果	lの妥当性 【メ	ルクマール(3)	]		左記とし	て判断し	)た根拠			
			<b>県が低い事業</b> 果を満たしている	る事業						合った工事を請け負 質の確保された契約		
			活用【メルクマ	7ール(6)]			左記とし	て判断し	)た根拠			
効率性		スト削減	(全部又は一部 可能	()により成果を低						画立案は、市が独自 者に委ねるものでは:		べきことであ
		間委託 平公正の	<u>かり能</u> 原則 【メルクマ	民間に担 マール(1)】	わらっ		左記とし	て判断し	した根拠			
			っ不納欠損あり 旦の見直し等で	歳入確保は可能	t t							
3 見道	しの	方向性										
- ,ue		ア	廃止又は凍綿	结			オ	事務				
点検後 方向		<u>イ</u> ウ	縮小統廃合				カ キ	拡え			4	ク
\1 1□]	<u>'</u>	エ	移管				ク	継組			$\dashv$ $\parallel$	•
見直し		れます。	今後も業者の紹		犬況や技術力					心のための品質の確 適正な入札に向け、 <i>)</i>		

					- DC - 1		1		1			120.20
事務事業名			入札制度企	画事業				コ	<b>-</b>	03481001		- 003
事業名			指名停止	事業								
所管部署		財政局契約管	管理部入札企画	課	責任者	į		小熊	啓司	問い合わせ先	048 -	829-1896
事業類型		県との見直し協	▶手法が適正かの 協議が必要な事績 こよる見直しが必	業(B)		·	视法令					
メルクマール	ル □	[ (1) [ (2)	□ (3) □	(3)	(3)		(3)	☐ (·	4) 🗆 (5	) [ (6) [	(7)	該当なし
事業の	概要											
実施方法	· ·	1.全部直営	2.一部委託	3.全部	耶委託 [	4.ት	甫助金		5.その他 (			
事業開始年	度	平成13年5月	1日前(旧市(		) •		年度	)	□ 平成1	3年5月1日以後(		年度)
事業概要	等、		者としての立場な							賄等の反社会的な る有資格業者に指		
特定財源	i	□ 有 ·	区 無	根拠								
事業の	占烯				!							
		要性 【メルクマー	- Jレ(4)]		左	記として	て判断し	た根拠	<u>l</u>			
		必要な事業 必要ではない事業			1 -		全·安心 ことは必			は有資格業者を一気	官期間、入	、札の参加を
2 13	殳割分担	回徹底 【メルクマ	マール(2)]		左	記として	て判断し	た根拠	ļ			
		施すべき事業 、民間で同様又は	は類似の事業を実	『施している』					は、各自治 している。	体ごとに社会事象	が異なるこ	ことから、自治
3 耳	哉員に対	する公費支出の	妥当性 【メルクマ	マール(7)]	左	記として	て判断し	た根拠	<u>l</u>			
		員に対して支出し 員自らが負担す^										
4 +	ナービス	水準の妥当性 【)	メルクマール(3)	1	左	記として	て判断し	た根拠	ļ			
~		定都市を上回るサ 定都市と同レベル		水準		の関東 いる。	指定都	市にお	いても、それ	れぞれ要綱等によ!	)指名停止	:措置を行っ
有効性 5 数	頁似事業	との統合及び代替制	制度の検討 【メル	クマール(3)	上 左	記として	て判断し	た根拠	<u>l</u>			
	類似事 類似事	業と統合可能 業なし	□ 類似事業と □ 代替制度の		指	名停止	:措置に	係る事	務は、入札	企画課のみが行っ	ている。	
6	費用対效	東の妥当性 【メ	ルクマール(3)	]			て判断し					
		効果が低い事業 効果を満たしている	る事業		資	格業者				上重大な事故を起る 川限することで、公 <sup>፯</sup>		
7 E	民間活力 民間委	]の活用 【メルクマ 転送る	マール(6)]		左	記とし <sup>-</sup>	て判断し	た根拠	ļ			
	民間委コスト削	品 <i>角が</i> 託 (全部又は一部  減可能 託不可能	3)により成果を低 □ 民間に担						務は、市が ものではない	独自に判断すべき N。	ことであり、	公正性の配
		<u> </u>		1762	左	記とし <sup>-</sup>	て判断し	た根拠	<u>l</u>			
		斉や不納欠損あり 負担の見直し等で										
 3 見直しG	カキロ	<del></del>										
・元旦∪	<b>ルカi</b> 日 ア	1生 廃止又は凍約	結			オ	事務改	善				
点検後の	1	縮小				力	拡大					ク
方向性	ウエ	施廃合 移 管				<b>キ</b>	終了継続					
見直し内容	倫理(	な事故や談合等 の確立など、是正(	の機会を与えるこ	とで、公共コ	□事等の品	品質が	間制限で	すること るだけ	でなく、強い	易における安全管理 )ては業者の育成! 適正な指名停止措	こも繋がる	ものと考えま

									- 1/1/	75 MO 7		T		128.1.0.2
事務事	業名				入札	制度企	:画事業				コード	03481001		- 004
事業	名			入札監	i視·苦	情検討	委員会運営	事業			- ·	33,0,001		301
所管部	18		財政局勢	契約管	理部入	、札企画	讓	責何	王者		小熊 啓司	問い合わせ先	048-8	29-1896
事業	類型		県との見	直し協	議が必	要な事	の検討が必要 業(B) S要な事業(C		` '	艮拠法令				
メルク	マール	□ (	1) 🗆	(2)	□ (3	)	□ (3)	□ (3	)	(3)	□ (4) □ (5	) [ (6) [ (	7)	該当なし
1 事業	美の概3	更												
実施	方法	~	1.全部直	営厂	2.—	·部委託	□ 3.全部	部委託	<b>4.</b>	補助金	□ 5.その他	(		)
事業開	始年度		平成13年	₹5月1	日前(	旧市(			) •	年度	E) <b>区</b> 平成1	3年5月1日以後(	平成15年	度)
事業	概要		:ま市入札 こ係る会譲			おける	公平性の確例	呆と客種	見性及び遠	曁明性の	向上を図るため、	年2回の定例会議、	必要に応	じて再苦情
特定	財源		有		~	無	根拠							
2 事業	美の点材	<b></b>					Į.							
4 <del>3-</del> 2			性【メル	クマー	ル(4)]				左記とし	て判断し	た根拠			
	▼ 市民に必要な事業 □ 市民に必要ではない事業											契約手続の運用状況 することで、公正など		
	2 役割分担の徹底 【メルクマール(2)】								左記とし	て判断し	た根拠			
妥当性			すべき事業 民間で同様		領似の	事業を関	実施している	事業	閣議決定る。	<b>された</b>	指針に基づき、各	自治体ごとに要綱等	にて設置	するものであ
	3 職員	に対す	る公費支	出の妥	当性	【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断し	た根拠			
			こ対して支 自らが負担			業								
	4 サー	ビス水差	準の妥当性	性 【メ	ルクマ・	<b>ール</b> (3)	]		左記とし	て判断し	た根拠			
<del></del>			都市を上[ 都市と同し				八水準		他の関東	指定都	市においても、要	綱等にて設置してい	1る。	
有効性	5 類似	事業との	統合及び	代替制	度の検	討【メル	クマール(3)	]	左記とし	て判断し	た根拠			
	□ 類ſ ☑ 類ſ		と統合可能 なし	_		似事業 替制度	と統合不可能 の検討	ይ	入札監視 行ってい		検討に係る第三者	機関による審議は、	入札企画	課のみが
	6 費用	対効果	:の妥当性	[メル	クマー	リレ(3)	1		左記とし	て判断し	た根拠			
			見が低い事 見を満たし		事業				会議にてることがで		た結果を踏まえ、ノ	入札制度改正等の今	・後の取組	]みに活用す
			活用【メ	ルクマ	<b>ール</b> (6	)]			左記とし	て判断し	た根拠			
効率性	日民間コス	スト削減	(全部又は 可能	<b>t</b> 一部)			近下させず				Σ場が必要である; ねるものではない	ため、公正性の面か 。	ら当事者の	となり得る一
	<ul><li>☑ 民間</li><li>8 公平</li></ul>		<u> </u>	ルクマ		間に担 )】	.わせる		左記とし	て判断し				
	□ 収入未済や不納欠損あり □ 受益者負担の見直し等で歳入確保は可能													
3 見1	51.07	- 6 44							1					
」元章		<u>フロリュ</u> ア	廃止又	は凍結	i				オ	事務ご	<b>女善</b>			
点検征		1	縮小						ا ا	拡大			]	ク
方向	T±	ウエ	統廃合 移 管						<b>キ</b>	終了継続				
見直し	18128		続及び契	別の過	過程にす	おける公	・正性や透明	性を確				意員)による審議や意	見の具申	は必要であ

			-	平凡从22五	十/文=	户仍于	未能	<b>动伙</b> 农			依正しく
事務事	業名							- It	20110001		204
事業	名		業者登録管	理事業				コード	03143001	-	001
所管部	部署	Į	財政局 契約課		責任	壬者		清水 達夫	問い合わせ先	048-829	9-1176
事業名 業者登録管理事業											
メルク	マール	□(1) □(	2) [3]	□ (3)	□ (	3)	□ (3)	□ (4) □	(5) (6)	(7)	該当なし
1 事第	美の概.	更									
実施	方法	□ 1.全部直流	営 🗌 2.一部委託	□ 3.全部	部委託	<u> </u>	.補助金	☑ 5.その他	(一部埼玉県と共同3	<b>尾施</b> )	
事業開	始年度	▼ 平成13年	5月1日前(旧市(浦	i和·大宮·与	野市)	·	F度)	□ 平成	13年5月1日以後(	1	年度)
事業	概要	有する者を登録	名簿に登載する。ま	た、建設工事	₹、設計	··調査·浏	則量及び	「土木施設維持管	理業務については、「	埼玉県電	
特定	財源	☑ 有	·	根拠	さいた	ま市物品	品会計規	則第23条第2項、	第24条		
2 事業	単の点	· ◆		-	•						•
			7マール(4)]								
			事業			ばならな	い。よっ	て、本市との契約	を希望する者に入札	参加資格申	
	2 役割	分担の徹底 【メノ	レクマール(2)]			左記とし	て判断し	した根拠			
1 事業の必要性 [メルクマール(4)] 左記として判断した根拠 契約の相手方となるべき者は、当 ばならない。よって、本市との契約を せ、資格を有すると認めた者の名簿 2 役割分担の徹底 [メルクマール(2)] 左記として判断した根拠					すべき事業である。						
	3 職員	に対する公費支出	出の妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断し	Jた根拠			
市が職員に対して支出している事業											
	4 サー	ビス水準の妥当性	生 【メルクマール(3)	]							
	▼ 関!			<b>以水準</b>		市、川崎	市、千葉	ま市は単独の電子	システムで事業を行っ	っているが、	
有効性 	5 類似	事業との統合及び代	弋替制度の検討 【メル	クマール(3)	1	左記とし	て判断し	Jた根拠			
					מל	本市の	)他の部	署では、類似の事	業を実施していない。		
	6 費用	対効果の妥当性	【メルクマール(3)	]							
		月対効果が低い事 月対効果を満たし <sup>-</sup>							与方を競争入札参加資 より、業務の適正履行		
		活力の活用(メノ	レクマール(6)]			左記とし	て判断し	)た根拠			
効率性	民	間委託済み 間委託(全部又は スト削減可能 間委託不可能	一部)により成果を低 □ 民間に担						い、格付等を行うもの 務であり、民間委託は		
	8 公平	公正の原則(メノ				左記とし	て判断し	Jた根拠			
		(未済や不納欠損 6者負担の見直し	iあり 等で歳入確保は可能	של							
3 見1	重しのず	5.向件									
- 701		ア 廃止又に	は凍結			オ	事務				
点検征 方向	_	イ縮小ウ統廃合				カキ	拡え				ク
カig 	<del>-</del>	ウ統廃合エ移				ク	継級			-	-
見直し	内容を	。また、工事契約		入札業務の	透明性				であり、引き続き効率 な手段であることから、		

				7	<b>产成22</b> 年	干浸手	物争	<b>東総</b>	<b>识</b> 快夜			<b>觨式</b> 2
事務事	業名		工事等	契約関係及び鹲	<b>美者登録管理</b>	里事業			コード	03143001		002
事業	名			契約公報発	行事業				7-1	03143001		002
所管部	『署		財政原	司 契約課		責任	者		清水 達夫	問い合わせ先	048-829	9-1176
事業	類型		県との見直し協	・手法が適正かの 協議が必要な事 こよる見直しが必	業(B)		` ′	艮拠法令				
メルク	マール	□ (	1) 🗆 (2)	□ (3) □	(3)	(3)	□ (	3)	□ (4) □ (	5) [ (6) [	(7) 🗷 🖹	該当なし
1 事業	もの概	要										
	方法		1.全部直営	✓ 2.一部委託	□ 3.全部	部委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他	(		)
事業開	始年度		平成13年5月	1日前(旧市(浦	和·大宮·与	野市)・	年	度)	☑ 平成1	3年5月1日以後(平	P成15年度	)
事業	概要									など、本市が締結す ニ発行するほか、必動		
特定	財源	~	有	□ 無	根拠	さいた	ま市物品	会計規	則第23条第2項、	第24条		
2 事第	≝の占	搶				-						
<u></u> ->			性【メルクマー	- ル(4)]			左記とし	て判断し	た根拠			
		「民に必要 「民に必要	要な事業 更ではない事業						行することにより、∜ に的確に周知する	寺定調達契約(一般 ることができる。	競争入札を	含む)に必
	2 役	割分担の	徹底 【メルクマ	マール(2)]			左記とし	て判断し	)た根拠			
妥当性			すべき事業 民間で同様又は	は類似の事業を写	€施している	事業	公共調	達を行う	う市が、自ら実施す	「べき事業である。		
	3 職	員に対す	る公費支出の	妥当性 【メルクラ	マール(7)]		左記とし	て判断し	た根拠			
	□ 4	上来職員	に対して支出し 自らが負担すべ	(き事業								
	4 サ・	ービス水	準の妥当性 【)	メルクマール(3)	]		左記とし			<b>ポ/-</b> 1 -1.12 #**	→ ı→ +n //-	77 Y T T T
有効性	<b>マ</b> 厚	東指定		以下のサービス			報を発行 一部とし	している て発行し	るが、川崎市、千葉 している。	発行している。横浜 き市、相模原市は、🖺		
HWIE	5 類化	以事業との	統合及び代替制	削度の検討 【メル	クマール(3)	]	左記とし	て判断し	た根拠			
		類似事業 類似事業	と統合可能 なし	<ul><li>類似事業</li><li>べ 代替制度</li></ul>						全てを掲載した「さん 元化を図ることができ		別の発行に
	6 費/	用対効果	の妥当性 【メ	ルクマール(3)	]		左記とし	て判断し	た根拠			
			₹が低い事業 ₹を満たしている	る事業		i			)、特定調達契約等 とができる。	<b>等に必要な情報を適</b>	時かつ的確	に広く一
		間活力の 民間委託	活用 【メルクマ	7ール(6)]			左記とし	て判断し	ンた根拠			
効率性			(全部又は一部 可能	()により成果を低 民間に担		:	公報の 率化を図			工など、業務の一部	を既に民間	委託し、効
			原則 【メルクマ		17 C U		左記とし	て判断し	た根拠			
			や不納欠損あり 旦の見直し等で	歳入確保は可能	E C							
3 目音	<u> </u>	方向性										
- 702		<u>ア</u>	廃止又は凍綿	結			オ	事務				
点検征 方向		<u>ا</u>	縮小統成会				<u>カ</u>	拡大				ク
万円	Ι±	ウ エ	統廃合 移 管				<u>キ</u> ク	終了継続			$\dashv$ $\mid$	
					ハ生ひがサビ	o 夕並々				11/年わかけや ばかっ	<u> </u>	・カテヤロ
見直し		適時かっ	)的確に広く一		法として、契	約公報	の発行に	は有効な	手段である。 今後	り行わなければなら は、他都市における		

			_	平02.4	一反于	1777	未能法	<b>耐快</b> 农		ケスス	-62
事務事	業名		工事等契約関係及び	業者登録管理	事業			- 1:	00440004	004	_
事業	名		工事等契約	関係事業				コード	03143001	- 003	3
所管部	18署		財政局 契約課		責任	者		清水 達夫	問い合わせ先	048-829-1176	;
事業	類型	□ 県との身	コストや手法が適正か( 見直し協議が必要な事 アールによる見直しが必	業(B)		` '	灵拠法令				
メルク	マール	□(1) □	[(2) [(3)	□ (3)	□ (3)		(3)	☐ (4) ☐ (5)	) [ (6) [	(7) 🗹 該当なし	,
1 事第	美の概3	<b></b>									
	方法		直営 🔲 2.一部委託	3.全部	『委託	<b>4.</b> 7	補助金	□ 5.その他	(		)
事業開	始年度	▼ 平成13	年5月1日前(旧市(	浦和·大宮·与	野市	) ·	年	度) 🗌 平成1	3年5月1日以後(	年度)	
事業	概要	建設工事及びう。	<b>が建設工事に伴う調査</b> 、	設計、測量第	業務につ	ついて、]	事等所	管課からの依頼し	こ基づき、業者選定	、入札·契約事務を	行
特定	財源	☑ 有	· 🗆 無	根拠	さいた	ま市事務	手数料	条例、さいたま市物	物品会計規則第23	条第2項、第24条	
2 事第	養の点権	· •		•	•						
		の必要性(メノ	レクマール(4)]		;	左記とし	て判断し	た根拠			
		ミに必要な事業 ミに必要ではな			ı	広〈市民	が利用で	する道路、建築物・	等の工事契約事務で	である。	
			メルクマール(2)]		;	左記とし	て判断し	た根拠			
妥当性	□ 市7	が実施すべき事 や県、民間で同	『業  様又は類似の事業を』	実施している哥		市が責任 がある。	を持って	て、公平性、透明性	生、競争性を確保し	、公共調達を行う必	綆
	3 職員	に対する公費を	支出の妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断し	た根拠			
		が職員に対して 来職員自らが負	支出している事業 !担すべき事業								
	4 サー	ビス水準の妥当	<b>当性【メルクマール(3)</b>	1		左記とし	て判断し	た根拠			
<del>-</del> ****	□ 関列 関列	東指定都市を上 東指定都市と同	:回るサービス水準 ]レベル以下のサービス	ス水準		各関東指	定都市	が、直営で工事契	2約事務を行ってい	<b>ა</b> .	
有効性	5 類似	事業との統合及び	び代替制度の検討 【メル	クマール(3)	]	左記とし	て判断し	た根拠			
		以事業と統合可 以事業なし	「能 <b>三</b> 類似事業 一 代替制度			水道局発 約事務を			「公営企業法の規定	に基づき、水道局	が契
	6 費用	対効果の妥当的	性 【メルクマール(3)	1	;	左記とし	て判断し	た根拠			
		月対効果が低い 月対効果を満た			1	工事契約 る。	]事務を	一元化することに	より、より競争性の高	い調達が図られて	11
			メルクマール(6)]			左記とし	て判断し	た根拠			
効率性	民間	ひというというというというというというというというというというというというというと	は一部)により成果を低		:	があること	2、また、		生、競争性を確保し 省名業者等の秘密情		
		間委託不可能 公正の原則 【	<u>□ 民間に担</u> メルクマール(1)】	.ਨਾਦ ਹ	;	左記とし <sup>.</sup>	て判断し	,た根拠			
		、未済や不納欠 益者負担の見直	!損あり :し等で歳入確保は可能	אָב בול							
3 見道	ましのす	5向性			1						
- ,,,,		ア廃止り	又は凍結			オ	事務ご				
点検復		イ縮が				т Т	拡大			一	
方向	1±	ウ統廃品エ移				キク	終了継続			'	
見直し			・ 果の分析、他自治体の	先進事例の研	<u>-</u> 开究等を				生を確保した公共調	達に努め、事業を	実施

				_	十八人人	十戌、		未能	动火花		你工( /
事務事業	名			物品購入事	務事業				¬ 1°	0044404	000
事業名				物品購入事	務事業				コード	0314401	- 000
所管部署			財団	改局 契約課		責任	£者	<u></u>	清水 達夫	問い合わせ先 04	8 - 829 - 1176
事業類	<u></u> 型		県との見直し	や手法が適正から い協議が必要な事 いによる見直しが必	業(B)		` ,	艮拠法令			
メルクマー	ール	☐ ( 1	1) [2]	) [ (3)	□ (3)	□ (3	)	(3)	□ (4) □ (5	(6) (7)	☑ 該当なし
1 事業の	の概要	Į.									
実施方法			1.全部直営	□ 2.一部委託	3.全部	部委託	<b>4.</b>	補助金	□ 5.その他	(	)
事業開始	年度	>	平成13年5	月1日前(旧市(浦	和·大宮·与	野市)		年度)	□ 平成1	3年5月1日以後(	年度)
事業概	要			、各所管課からの 基づき、売払いを		き、業者	皆選定、 <i>)</i>	、札及ひ	「契約行為を行う。	また、不用物品(車両等	)について、各所
特定財法	源	<	有	□ 無	根拠	さいた	ま市物品	会計規	則第23条第2項、	第24条	
2 事業の	の占が	<b>a</b>			!	•					
1			性 【メルクマ	? - J\(4)]			左記とし	て判断し	た根拠		
			な事業 ではない事	業			市の事業 必要な事			物品を調達するものであ	り、市民にとって
2	役割:	分担の行	徹底 【メルク	7マール(2)]			左記とし	て判断し	た根拠		
妥当性 🔽	が また また	が実施す り県、民	「べき事業 ¦間で同様又	は類似の事業を到	実施している	事業	市におい ある。	Iて、公 <sup>3</sup>	平性·透明性·競争	#性を確保しながら調達	事務を行う必要が
3	職員	に対する	る公費支出の	の妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断し	ンた根拠		
			こ対して支出 自らが負担す	している事業 「べき事業							
4	サー	ビス水準	津の妥当性	【メルクマール(3)	1		左記とし	て判断し	した根拠		
~				サービス水準 ル以下のサービス	八水準				「が、直営で物品購 の導入が図られて	構入契約事務を行ってい いる。	るが、各市におい
有効性 5	類似事	事業との	統合及び代替	替制度の検討 【メル	クマール(3)	1	左記とし				
		以事業と 以事業な	:統合可能 よし	▼ 類似事業  代替制度		ይ	約事務執	れ行は、		達物品の種類に応じて₹ :、水道局については、♪ ;を担当している。	
6	費用	対効果の	の妥当性【	メルクマール(3)	]		左記とし	て判断し	た根拠		
			はが低い事業 とを満たしてい				物品購 <i>)</i> ている。	、契約事	務を一元化するこ	とにより、より競争性の高	<b>乳い調達が図られ</b>
7				7マール(6)]			左記とし	て判断し	した根拠		
	民間コス	卜削減可	全部又は一 可能	部)により成果を低				らない		よがら、適正かつ円滑に 牛に係る秘密保持が必要	
		引委託7 公正の「		<u>□ 民間に担</u> 7マール(1)】	わせる		左記とし	- •	た根拠		
	収入	未済や	不納欠損あ		<u>של</u>		<u> </u>	2732/1			
3 見直し	」の主	向性									
		ア	廃止又は次	東結			オ	事務			
点検後の		1	縮小				カ	拡力			ク
方向性	$\vdash$	ウエ	<u>統廃合</u> 移 管				キク	終了継続			
	_							NE N	U		
見直し内容				、引き続き、公平† 6電子入札の導 <i>入</i>				と公共記	周達に努め事業を	実施する。また、入札事	務の透明性、効率

				-	十八人人	一反司		天施。	<b>对外</b> 权			你工(2
事務事	業名		工事等	等契約関係及び	業者登録管理	里事業			<b>—</b> 13	00440004		22.4
事業	名			業務委託契約	]事務事業				コード	03143001		- 004
所管部	祁署		財政	対局 契約課		責任	£者		清水 達夫	問い合わせ先	048 -	829 - 1176
事業	類型		県との見直し	や手法が適正から 協議が必要な事 による見直しが必	業(B)		` ′	艮拠法令				
メルク	マール	□ (	1) [(2)	□(3)	□ (3)	□ (3)		(3)	□ (4) □ (	5) [ (6) [	(7)	☑ 該当なし
1 事当	美の概	要										
	方法		1.全部直営	□ 2.一部委託	3.全部	部委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他	(		)
事業開	始年度	~	平成13年5月	月1日前(旧市(浦	和·大宮·与	野市)		年度)	□ 平成1	3年5月1日以後(		年度)
事業	概要									委託について、各所 契約情報について、		
特定	財源	~	有	□ 無	根拠	さいた	ま市物品	会計規	則第23条第2項、	第24条		
2 事業	きの点	<u> </u>	-		!							
4 <del>5-</del> 3			性【メルクマ	- Jレ(4)]			左記とし	て判断し	た根拠			
			要な事業 要ではない事業	業			市の施設 業である		ついて入札、契約	]をするものであり、テ	市民にと	って必要な事
	2 役害	引分担の	徹底 【メルク	マール(2)]			左記とし	て判断し	た根拠			
妥当性	□市国	が実施で	すべき事業 民間で同様又	は類似の事業を	実施している		市におい ある。	Iて、公 <sup>፯</sup>	P性·透明性·競争	€性を確保しながら≸	2.約事務	を行う必要が
	3 職員	に対す	る公費支出の	受当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断し	た根拠			
			に対して支出! 自らが負担す									
	4 サー	- ビス水塗	隼の妥当性	【メルクマール(3)	]		左記とし	て判断し	た根拠			
			都市を上回る 都市と同レベル	サービス水準 ル以下のサービス	八水準				が、直営で業務 <b>3</b> D導入が図られて	₹託契約事務を行っ いる。	ているが	、各市におい
有効性	5 類似	事業との	統合及び代替	制度の検討 【メル	/クマール(3)	]	左記とし					
		似事業	と統合可能 なし	<ul><li>✓ 類似事業</li><li>─ 代替制度</li></ul>		ממ	課での契	約事務	執行は、妥当と考	類が多岐に渡るため える。また、水道局に ジ契約事務を担当して	こついて	
	6 費用	対効果	の妥当性()	メルクマール(3)	1		左記とし	て判断し	た根拠			
			限が低い事業 限を満たしてい							続し、比較的高額な 競争性の高い調達な		
			活用 【メルク	マール(6)]			左記とし	て判断し	た根拠			
効率性	民	スト削減	(全部又は一語 可能	部)により成果を低				らないこ		はがら、適正かつ円滑件に係る秘密保持か		
	8 公平	間委託 <sup>2</sup> 公正の	<u> 不可能</u> 原則 【メルク	マール(1)】	. <b>ひせる</b>		左記とし	て判断し				
			や不納欠損あり 旦の見直し等で	り で歳入確保は可能	能							
3 見直	<b></b> しの:	方向性	<u></u>									
		ア	廃止又は凍	結			オ	事務ご				
点検復 方向	_	<u>1</u>	縮小				カ	拡大				オ
刀凹		<u>ウ</u> エ	統廃合 移 管				<b>キ</b>	終了継続			$\dashv$	
見直し	内容	業務委託 事務の選	・デーで 毛契約につい 5明性、効率性		ないる電子入れ	札の導ん	Rした公夫 入につい	は調達を て調査・		め、引き続き、事務を こ、全庁的に行われ <sup>っ</sup>		

				•	半成22m	F及¶	P扮手	耒総	<b>只</b> 快衣			<b>棣式</b> 2
事務事	業名			技術基準·技術	<b>村管理事業</b>				<b>—</b> 10	4500004		
事業	名			技術基準·技術	<b>村管理事業</b>				コード	15032301	-	000
所管部	祁署		財政局	技術管理課		責任	£者		金子 隆行	問い合わせ先	048-82	9-1512
事業	類型		県との見直し協	P手法が適正か 劦議が必要な事 こよる見直しが必	業(B)		` ′	根拠法令	÷			
メルク	マール	□ (	1) [(2)	□ (3)	□ (3)	(	3)	□ (3)	□ (4) □	(5) (6) C	(7)	該当なし
1 車当	美の概	要										
	方法		1.全部直営 「	✓ 2.一部委託	3.全部	部委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他	,(		)
事業開	始年度	~	平成13年5月	1日前(旧市(海	f和·大宮·与	野)・		年度)	□ 平成	13年5月1日以後(		年度)
事業	概要	と品質	<b>確保を図るた</b> の		の情報化の排	佳進やi				旨により、市が発注する 工事業者表彰等を通		
特定	財源		有	▼ 無	根拠							
2 事第	≛の占	· <b>始</b>			+							
4 37 3			性【メルクマー	- Jレ(4)]					した根拠			
			要な事業 要ではない事業	<b>1</b>						を整備する公共工事 が求められており、市		
	2 役割	引分担の	徹底 【メルクマ	マール(2)]			左記とし	て判断	した根拠			
妥当性			すべき事業 民間で同様又は	は類似の事業を	実施している	事業				⊌づいて実施している 性に応じて市が実施		
	3 職員	員に対す	る公費支出の	妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断	した根拠			
			に対して支出し 自らが負担す^									
	4 サ-	- ビス水	準の妥当性 【	メルクマール(3)	]		左記とし	て判断	した根拠			
<del>/ </del>	▼ 関	東指定		/以下のサービ			関東指 準となっ			且みを行っているため、	同レベル	レ以下の水
有幼性 	5 類化	人事業との	統合及び代替制	制度の検討 【メル	レクマール(3)	]	左記とし	て判断	した根拠			
		類似事業 類似事業	と統合可能 なし	□ 類似事業 □ 代替制度		ម	本市の	他の部	署では、類似の事	業を行っていない。		
	6 費用	用対効果	の妥当性 【メ	ルクマール(3)	1				した根拠			
			限が低い事業 限を満たしてい∶	る事業						ステムの導入により発 務の効率化や透明性		
			活用【メルクマ	マール(6)]			左記とし	て判断	した根拠			
効率性		スト削減	(全部又は一部 可能	3)により成果を(□ 民間に担						生を有する部分におい こ事業を行っている。	て、民間	委託により
		間委託 平公正の	<u>かり能</u> 原則 【メルクマ		1062		左記とし	て判断	した根拠			
			っ不納欠損あり 旦の見直し等で	歳入確保は可能	能							
3 見重	<u>.</u> [しの	方向性										
	-	ア	廃止又は凍	結			オ	事務				
点検復 方向		<u>イ</u> ウ	縮小統廃合				カキ	拡え終			-	ク
1 11	-	エ	移管				ク	継				-
見直し	内容			に対応しながら コスト縮減に努め				効率化と	品質確保に向けた	こ取組を継続する必要	!があり、引	き続き、取

				_	<b>作成</b> 22年	F及手		果総別	不快衣			<b>禄式</b> 2
事務事	業名			土木積算システ	ム管理事業				<b>-</b> 1:	45004504		222
事業	名			土木積算システ	ム管理事業				コード	15031501		- 000
所管部	肾署		財政局	技術管理課		責任	者	I.	金子 隆行	問い合わせ先	048-8	329-1512
事業	類型		県との見直し協	●手法が適正から 協議が必要な事 こよる見直しが必	業(B)		` '	根拠法令				
メルク	マール	□ (	1) [(2)	□(3) □	(3)	(3)		3)	□ (4) □ (	5) [ (6) [ (	7)	該当なし
1 車当	もの概	車										
実施			1.全部直営 [	✓ 2.一部委託	□ 3.全部	部委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他	, (		)
事業開	始年度		平成13年5月	1日前(旧市(浦	i和市、大宮市	市)・ 3	平成10:	年度)	□ 平成	13年5月1日以後(		年度)
事業	概要		、発注する土木) 運営を適切に		保するため、	統一し	た積算基	<b>基準や設</b>	計単価を定め、こ	のデータを基に稼動	する積算	システムの
特定	財源		有 ·	▼ 無	根拠							
2 事第	¥ጥታ				<u> </u>							
<u>4 字 男</u>			性【メルクマー	- JV(4)]		Ž	左記とし	て判断し	た根拠			
		民に必要	要な事業 要ではない事業				積算業務	务のシス <sup>・</sup>	テム化により、効率	整備のための土木工 ≊的かつ適正単価に。 がるため、市民に必要	る積算7	が出来、公正
	2 役	割分担の	徹底 【メルクマ	マール(2)]		Ž	左記とし	て判断し	た根拠			
妥当性			すべき事業 民間で同様又は	は類似の事業を写	€施している	事業				⊌づいて実施している ☆性に応じて市が実施		
	3 職!	員に対す	る公費支出の	妥当性 【メルク	マール(7)]	Ž	左記とし	て判断し	た根拠			
	□ 4	員綁来	に対して支出し 自らが負担す^	べき事業								
	4 サ・	ービス水準	準の妥当性 【)	メルクマール(3)	1	Ž	左記とし	て判断し	た根拠			
右効性	<b>▽</b> 閉	東指定		/以下のサービス			レベルり	下の水	準となっている。	<b>ノステムでの取組みを</b>	行ってい	るため、同
HWIT	5 類化	以事業との	統合及び代替制	制度の検討 【メル	クマール(3)	1 2	左記とし	て判断し	た根拠			
		頁似事業。 頁似事業》	と統合可能 なし	<ul><li>✓ 類似事業</li><li>✓ 代替制度</li></ul>						らいても積算システム 統合することは出来な		ているが、
	6 費/	用対効果	の妥当性 【メ	ルクマール(3)	]	Ž		て判断し		マニー・マートマ (ま)	5 <sup>2</sup> 25 0	*h = # / / - =
			果が低い事業 果を満たしている	る事業						·運営することで、積貨 利用することで、適正		
		間活力の 引間委託	活用 【メルクマ	マール(6)]		Ž	左記とし	て判断し	た根拠			
効率性			(全部又は一部 可能	(3) により成果を低		f		i算シスラ っている。	- ム運用(保守)と	、単価調査業務の一	部を、専	門業者へ民
			原則 【メルクマ		17 C 0	Ž	左記とし	て判断し	た根拠			
			や不納欠損あり 旦の見直し等で	歳入確保は可能	<b>L</b>							
3 見直	 [しの	方向性										
·		ア	廃止又は凍綿	結			オ	事務				
点検復 方向		イ ウ	縮小統廃合			+	カ キ	拡大終了				ク
		Ĭ	移管				<u>,</u> ク	継続				
見直し	内容			当する職員に対 に係るコストの縮え					、標準化を図り、。	より適正に発注業務が	執行です	きるよう、今後

				_	<b>平成</b> 22年	F 及 <b>•</b>	产疗于	来総	<b>从快</b> 农			<b>俵式</b> 2
事務事	業名			営繕積算システ	ム管理事業				- I*	45004004		
事業	名			営繕積算システ	ム管理事業				コード	15031601		- 000
所管部	『署		財政局	技術管理課		責任	壬者	1	金子 隆行	問い合わせ先	048-	829-1512
事業	類型		県との見直し	ら手法が適正から 協議が必要な事 こよる見直しが必	業(B)		,	根拠法令	7			
メルク	マール	□ (	1) 🗆 (2)	□(3) □	[ (3) [	<b>(3)</b>		(3)	□(4) □(	5) [(6) [(	7)	え 該当なし
1 事第	美の概	要										
実施			1.全部直営	✓ 2.一部委託	3.全部	邵委託	<u> </u>	.補助金	□ 5.その他	.(		)
事業開	始年度		平成13年5月	1日前(旧市(		,	) •	年月	度) 🔽 平成	13年5月1日以後(	平成	戊15年度)
事業	概要		「工事の積算業 「算業務の管理		として統一し	た単価	i·步掛等	を使用	し、正確な積算業績	務を行うために、電算	システム	を利用した設
特定	財源		有 ·	▼ 無	根拠							
2 事第	≝の点	i <b>焓</b>			•	•						
			性 【メルクマー	- Jレ(4)]					した根拠			
			要な事業 要ではない事業	É			積算業	務のシス	テム化により、効率	整備のための営繕工 MMので適正単価によ がるため、市民に必要	る積算	が出来、公正
	2 役	引分担の	徹底 【メルクラ	マール(2)]			左記とし	て判断	した根拠			
妥当性			すべき事業 民間で同様又に	は類似の事業を乳	実施している	事業				きづいて実施している。 性に応じて市が実施		
	3 職	員に対す	る公費支出の	妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断	した根拠			
			に対して支出し 自らが負担す^									
	4 サ-	- ビス水塗	準の妥当性 【	メルクマール(3)	]		左記とし	て判断	した根拠			
<del>_</del>	☑□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	東指定		レ以下のサービス			ベル以	下の水準	<b>■となっている。</b>	ノステムでの取組みを	行ってい	1るため、同レ
1月201年	5 類化	以事業との	統合及び代替制	制度の検討 【メル	/クマール(3)	1	左記とし	て判断	した根拠			
		類似事業。 類似事業	と統合可能 なし	<ul><li>類似事業</li><li>代替制度</li></ul>			本市の	の他の部	署では、類似の事	業を行っていない。		
	6 費	用対効果	!の妥当性 【メ	ルクマール(3)	]				した根拠			
			果が低い事業 果を満たしてい	る事業						・運用することで、積り 利用することで、適正		
			活用【メルク	マール(6)]			左記とし	て判断	した根拠			
効率性		間委託 間委託 スト削減 間委託	(全部又は一部 可能	B)により成果を低 □ 民間に担			単価訓	固査業務	の一部を、専門業	者へ民間委託してい	る。	
			原則【メルク				左記とし	て判断	した根拠			
			や不納欠損あり 旦の見直し等で	『歳入確保は可能	נוט							
3 見直	<u> </u>	方向性										
F14.	* A	ア	廃止又は凍	結			オカ	事務			4 1	. 7
点検復 方向		<u>イ</u> ウ	縮小統廃合				キ	拡え終す			-	ク
		I	移管				ク	継糸				
見直し	内容			当する職員に対 に係るコストの縮え						より適正に発注業務か	「執行で	きるよう、今後

				_	平成22年	F歧手	+粉于	<b>耒</b> 総	<b>只快衣</b>			<b>觨式</b> 2
事務事	業名		公共	事業評価監視	委員会運営事	<b>事業</b>			¬	45000004		222
事業	名		公共	事業評価監視	委員会運営事	<b>事業</b>			コード	15032001		- 000
所管部	『署		財政局	技術管理課		責任	E者		金子 隆行	問い合わせ先	048-8	329-1512
事業	類型		県との見直し協	・手法が適正から 協議が必要な事 こよる見直しが必	業(B)		` '	根拠法令	>			
メルク	マール	□ (	1) 🗆 (2)	□ (3)	□ (3)	□ (3)		(3)	☐ (4) ☐ (5	) [ (6) [ (7	)	該当なし
1 事当	美の概	要										
	方法		1.全部直営 [	2.一部委託	3.全部	部委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他	(		)
事業開	始年度		平成13年5月	1日前(旧市(	大宮市 )・		年度	Ē)	□ 平成1	3年5月1日以後(	白	F度)
事業	概要	施過和		性、客観性の向						美の再評価を実施する 関として設置したさいた		
特定	財源		有	▼ 無	根拠							
2 事第	*の点	i <b>給</b>			•	*						
<u></u> -			性【メルクマー	- Jレ(4)]			左記とし	て判断	した根拠			
			要な事業 要ではない事業						施にあたっては、ī ていることから、必§	市民に対し、その過程 要な事業である。	に係る遠	透明性の確保
			徹底 【メルクマ	マーJレ(2)]			左記とし	て判断	した根拠			
妥当性			すべき事業 民間で同様又は	類似の事業を	実施している	事業			所管公共事業の再 Eめられている。	評価実施要領」により	、政令指	旨定都市に委
	3 職員	員に対す	る公費支出の多	妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断	した根拠			
			に対して支出し 自らが負担すべ									
	4 サ-	- ビス水	準の妥当性()	メルクマール(3)	]		左記とし	て判断	した根拠			
<del></del>	☑ 関	東指定		·以下のサービス					においても、同様 ≧となっている。	に委員会を設置し運営	含してい	るため、同レ
有幼性	5 類化	以事業との	統合及び代替制	削度の検討 【メル	/クマール(3)	]	左記とし	て判断	した根拠			
		類似事業 類似事業	と統合可能 なし	<ul><li>類似事業</li><li> 代替制度</li></ul>		מט	本市の	他の部	署では、類似の事	業を行っていない。		
	6 費月	用対効果	₹の妥当性 【メノ	ルクマール(3)	]		左記とし	て判断	した根拠			
			果が低い事業 果を満たしている	る事業						者機関からの意見をオ :め、費用対効果を満 <i>サ</i>		
			活用【メルクマ	7ール(6)]			左記とし	て判断	した根拠			
効率性		間委託 間委託 スト削減 間委託	(全部又は一部 可能	() により成果を低 民間に担						評価実施要領」に定め ければならない事業で		委員会の運
			原則 【メルクマ		1760		左記とし	て判断	した根拠			
			や不納欠損あり 旦の見直し等で	歳入確保は可能	能							
3 見道	重しの	方向性	<u> </u>									
·		ア	廃止又は凍約				オ	事務				
点検復 方向		<u>イ</u> ウ	縮小統廃合				カ キ	拡え終っ			1	ク
		エ	移管				ク	継糸				
見直し	内容			行うにあたり、当 い職員により運						実施過程の透明性、客	<b>系観性が</b>	向上するた

						_	半成221	牛皮	<b>尹</b> 務等	尹荣秘	に、一	रर				<b>様式</b> 2
事務事	業名				I	事検査	事業					<b>-</b> 1°		00 44 50 0		000
事業	名				I	事検査	事業					コード	'	03-14-50-0	1	- 000
所管部	『署		財政局	契約管	理部工	事検査	:課	責任	壬者		小宮に	山 義彦		問い合わせ先	048-	829-1848
事業	類型		県との見	,直し協	議が必	要な事	の検討が必 業(B) 要な事業(0		<b>業(A)</b>	根拠法	令 地方	5自治法第2	34条の2	2		
メルク	マール	□ (	1) $\square$	(2)	□ (3	)	□ (3)	□ (	3)	□ (3)		□ (4) [	(5)	□ (6) □	(7)	▼ 該当なし
1 事業	美の概	要														
	方法		1.全部直	i営 🗆	2.—	部委託	□ 3.全	部委託		4.補助金	ž [	5.その他	1 (			)
事業開	始年度		平成13年	年5月1	日前(	日市(			) •	年	度)	□ 平成	13年5月	月1日以後(		年度)
事業	概要		請負費に と都市施設					目治法第	第234务	その2に基	≛づく検	査業務を厳	証かつ	、公平に行い、	行政予	算の効率的
特定	財源		有		~	無	根拠									
2 事第	≛の占	油					!	4								
			性【メル	クマー	ル(4)]				左記と	:して判断	行した根	拠				
			要な事業 要ではない	事業												
	2 役	副分担の	徹底【メ	ルクマ・	<b>ー</b> ル(2)	]			左記と	:して判断	fした根	拠				
妥当性			すべき事詞 民間で同様		頂似の	事業を実	実施している	事業								
	3 職	員に対す	る公費支	出の妥	当性	【メルク	マール(7)]		左記と	:して判断	行した根	拠				
			に対して3 自らが負打			業										
	4 サー	- ビス水	準の妥当	性 【メ	レクマー	<b>-</b> ル(3)	]		左記と	:して判断	行した根	拠				
		東指定	都市を上  都市と同し	レベルり	人下のt	ナービス										
有幼性	5 類化	以事業との	)統合及び	代替制原	度の検討	す【メル	クマール(3)	1	左記と	:して判断	行した根	拠				
		類似事業 類似事業	と統合可能 なし		<ul><li>□ 類f</li><li>□ 代替</li></ul>		と統合不可能 の検討	能								
	6 費/	用対効果	の妥当性	上 【メル	クマー	ル(3)	1		左記と	:して判断	した根	拠				
			果が低い事 果を満たし		事業											
			活用【メ	ルクマ・	ール(6)	]			左記と	:して判断	行した根	拠				
効率性		スト削減	(全部又に 河能	は一部)	_		気下させず									
		間委託 平公正の	<u> </u>	ルクマ・		間に担 】	わせる		左記と	:して判断	した根	拠				
	<u></u> ЦХ	入未済1	や不納欠担の見直し	損あり	,		נע									
. P-	<u> </u>	ادل بشر عني							<u> </u>							
3 見]	<u> ましの</u>	<b>カ回性</b> ア	廃止又	は凍結					オ	事務						
点検征		1	縮小						カ	拡	大				]	ク
方向	性	ウェ	統廃合						+	終						
		エ	移管						ク	継						
見直し	内容	ることが	必要とされ	る。従っ	って、こ	れらを	価格面はも 受けて行われ を調査・研究	れる工事	請負數	型約の適	正な履	行の確保の	ためには	合的に優れた は、更なる検査	ものを市	民に提供す 充実を図って

				-	<b>作</b> 及22年	F及事務	于来的	以外风				<b>様式</b>
事務事業	業名		固	定資産評価審査	查委員会事業	¥		コード		025020		- 000
事業名			固	定資産評価審査	查委員会事業	Ě				035030		- 000
所管部	署		財政局积	说務部税制課		責任者		石塚 晃		問い合わせ先	048-8	829-1157
事業類	領型		県との見直し協	・手法が適正かの 協議が必要な事 こよる見直しが必	業(B)	,	根拠沒	令 地方税法第	至423条			
メルクマ	アール	□ (	1) [2]	□ (3)	□ (3)	□ (3)	□ (3	) [(4)	□ (	5) 🗆 (6) 🗆	(7) <b>•</b>	☑ 該当なし
1 事業	の概	要										
実施力			1.全部直営 [	2.一部委託	□ 3.全部	耶委託 □	4.補助	金 🛭 5.そ	·の他 (			)
事業開如	冶年度	•	平成13年5月	1日前(旧市(浦	和·大宮·与	野市)・昭和	和26年度	)	平成13年	年5月1日以後(		年度)
事業権	既要			市計画税におり 審査委員会で審			に登録さ	れた価格に関し	て、納利	<b>兑者からの不服申</b>	出に対し	、9人の委員
特定則	財源		有 ·	▼ 無	根拠							
2 事業	≛∧±					<u> </u>						
4 字末			性【メルクマー	-JV(4)]		左記	として判し	新した根拠				
		民に必要	要な事業 要ではない事業			り、約	税者のる	下服に対し、固定	官資産の	は第三者機関が審 )適正な価格を保 D救済を図るため	障し、課種	党の公平性を
	2 役割	割分担の	徹底 【メルクマ	7ール(2)]				折した根拠			· · -	
妥当性		が実施を	すべき事業 R間で同様又は	類似の事業を実	€施している	7 =	市町村で			、価格に対する納 者機関の設置が必		
	3 職員	員に対す	る公費支出の多	妥当性 【メルクラ	マール(7)]	左記	として判し	折した根拠				
	□ 本	長輝来	こ対して支出し 自らが負担すべ	でき事業								
Ī				メルクマール(3)	]			折した根拠				
	✓ 関	東指定		·以下のサービス		る。			:設置し <sup>-</sup>	て審査申出に対し	て審査・	決定してい
13/2/12	5 類化	以事業との	統合及び代替制	制度の検討 【メル	クマール(3)	上	として判し	折した根拠				
	マ 数	類似事業		□ 類似事業 d □ 代替制度 d						資産評価審査委員 设置されていない。		置が規定され
-	6 費月	用対効果	の妥当性 【メル	ルクマール(3)	]			新した根拠 言姿音報の価も	女 I- 関 <del>オ</del>	る不服について、	± mT t + #	いこが中立した
	▼費	用対効界	₹が低い事業 ₹を満たしている			中立 保護	的·専門 し信頼を	的な第三者機関 確保しているこ	目により著	るか放にしたで、 審査決定することで 行政へ寄与してし	で、納税者	
_		間活力の R間委託	活用 【メルクマ	7ール(6)]		左記	として判し	折した根拠				
			(全部又は一部 可能	()により成果を低 □ 民間に担				23条に市町村  終託することがて		資産評価審査委員	会の設置	置が規定され
			原則 【メルクマ		1769	左記	として判し	折した根拠				
			や不納欠損あり 旦の見直し等で	歳入確保は可能	E E							
3 見直	เ็นด	方向性				•						
		ア	廃止又は凍約	結		7		<b>%改善</b>				
点検後 方向性		<u>イ</u> ウ	縮小統廃合					大 フ				ク
\J [12] [:	_	エ	移管					 続			$\dashv$ $\mid$	•
見直し内	內容	産評価額	審査委員会の設	と置が規定されて	こいる。今後も	:固定資産稅	の運営の	つより一層の適正	E公平を	地方税法第423€ :期し、納税者の記 で審査決定する。		

				_	<b>ドカ</b> 及22年	F及与	一扮手	<b>東総</b>	<b>忌</b> 使表			<b>禄</b> 式 2
事務事	業名			税務管理	事業				<b>-</b>	205222		224
事業	名		 ਜੋ	<b>市税協力団体へ</b>	の補助事業				コード	035226		- 001
所管部	『署		財政局科	说務部税制課		責任	£者		石塚 晃	問い合わせ先	048-	829-1157
事業	類型		県との見直し協	手法が適正から 協議が必要な事 による見直しが必	業(B)		` ′	根拠法令		1 1		
メルク	マール	□ (	1) 🗆 (2)	<b>(</b> 3)	(3)	(3)		(3)	□ (4) □ (	5) [ (6) [	(7)	該当なし
1 車当	きの概	要										
	方法		1.全部直営 [	2.一部委託	□ 3.全部	部委託	<b>▼</b> 4	.補助金	□ 5.その他	.(		)
事業開	始年度	~	平成13年5月	1日前(旧市(浦	和·大宮·与	野市)・		年度	□ 平成	13年5月1日以後(		年度)
事業	概要		こ関する調査∙G 品交付	研究及び啓発活	動を図る市積	税協力	団体への	)補助金	交付(さいたま市和	说協力団体に対する <sup>:</sup>	補助金)	及び表彰への
特定	財源		有 ·	☑ 無	根拠							
2 事第	*の点	検			•	•						
			性【メルクマー	- Jレ(4)]			左記とし	て判断し	た根拠			
	市	民に必要	要な事業 要ではない事業				高揚を図	図ることで	税務行政の推進	制度の啓発や制度の に寄与している事業		
			徹底 【メルクマ	7ール(2)]			左記とし	て判断し	た根拠			
妥当性		りまれて		類似の事業を写		事業	すること	から実施	している。	税意識の向上を図り	、市税₫	D推進に寄与
	3 職員	員に対す	る公費支出の多	妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断し	た根拠			
	□ 4	来職員	に対して支出し 自らが負担すべ	き事業								
				メルクマール(3)	]			て判断し				
右効性	□ 関	東指定		·以下のサービス			物品73	5,000円)	0	は、各市では廃止済	である(丿	川崎市は啓発
HWIT	5 類化	人事業との	統合及び代替制	度の検討 【メル			左記とし	て判断し	た根拠			
	<b>V</b> 数	似事業		<ul><li>類似事業。</li><li>代替制度○</li></ul>			ι I.			は、庁内の他部局で	は事業を	E実施していな
	6 費月	用対効果	の妥当性 【メノ	ルクマール(3)	]		左記とし	て判断し	た根拠			
			果が低い事業 果を満たしている	る事業			市民への	の啓発事	業の経費としてみ	<b>⊁ると、補助額は高め</b>	と思われ	เ3.
		間活力の 間委託	活用 【メルクマ	7ール(6)]			左記とし	て判断し	た根拠			
効率性			(全部又は一部 可能	)により成果を低 □ 民間に担						ら自主納税への推奨 委託は不可能である。		る市税への波
			原則 【メルクマ		17 - 3		左記とし	て判断し	た根拠			
			や不納欠損あり 旦の見直し等で	歳入確保は可能	E .							
3 見道	<b>直</b> しの	<u>方向性</u>										
±+ <b>△</b> /4	<u> </u>	ア	廃止又は凍約 縮 小	结			オカ	事務法法			_	_
点検復 方向		<u>イ</u> ウ	施 小 統廃合				<u> </u>	終了			$\dashv$	1
	ŀ	Í	移管				· ク	継続				
見直し				については、効: 団体の運営状況					の方向で検討する	<b>პ</b> .		

					平成22m	干浸气	P扮争	<b>美総</b> 原	<b>元侠衣</b>			<b>禄式</b> 2
事務事	業名			税務管	官理事業				コード	025220		002
事業	名			租税教	女育事業				7-1	035226		- 002
所管部	8署		財政局和	税務部税制認	<b>R</b>	責任	£者		石塚 晃	問い合わせ先	048-	829-1157
事業	類型		県との見直し	協議が必要な	かの検討が必要 :事業(B) が必要な事業(C		` ,	艮拠法令				
メルク	マール	□ (	1) [(2)	□ (3)	□ (3)	□ (3)		(3)	□(4) □(5	5) [ (6) [ (	(7)	▼ 該当なし
1 事業	きの概	要										
	方法		1.全部直営	2.一部委	託 🗌 3.全部	部委託	□ 4.	補助金	□ 5.その他	(		)
事業開	始年度	~	平成13年5月	11日前(旧市	(浦和・大宮・与	野市)	•	年度)	□ 平成1	3年5月1日以後(		年度)
事業	概要	中学生	主・高校生の優	秀な作品をで		影し、記	念品を授	与するも		こ関する作文の募集! ま市租税教育推進協		
特定	財源		有 ·	▼ 無	根拠							
2 事第	美の点	検			•	•						
			性 【メルクマー	ール(4)]			左記とし					
			要な事業 要ではない事業	É			週間」の	一環とし		る一方、税務広報事 でもあり、市民に納税: る。		
	2 役割	引分担の	徹底 【メルクラ	マール(2)]			左記とし	て判断し	た根拠			
妥当性			すべき事業 民間で同様又に	は類似の事業	を実施している	事業	納税意識 いる。	ぱの啓発	及び高揚を促進す	するため、国や県でも	同様の	事業を行って
	3 職員	員に対す	る公費支出の	妥当性 【メノ	レクマール(7)]		左記とし	て判断し	た根拠			
			に対して支出し 自らが負担す^									
	4 サ-	- ビス水	準の妥当性【	メルクマール	(3)		左記とし					
<del>-</del> *****	☑ 関	東指定	都市を上回るた 都市と同レベル	レ以下のサー			ルである	(市によ		ており、本市の支出力 税務署や納税貯蓄組		
1月幼性	5 類化	以事業との	統合及び代替制	制度の検討【	メルクマール(3)	1	左記とし	て判断し	た根拠			
	□ 類		と統合可能		業と統合不可能					€も類似事業を行って ∖ら、統合は不可能。	いるが、	それぞれの
	6 費月	用対効果	の妥当性 【メ	ルクマール(3	) ]		左記とし	て判断し	た根拠			
			果が低い事業 果を満たしてい	る事業			将来の糾ある。	税者で	ある中学生・高校	生に対して、納税意	識を啓発	きする効果が
			活用【メルクマ	マール(6)]			左記とし	て判断し	た根拠			
効率性		間委託 間委託 スト削減 間委託	(全部又は一部 可能	_	を低下させず				及び高揚を促進 <sup>・</sup>  委託は不可能。	することを目的としてī	市長賞の	)表彰を行っ
			原則【メルク		-12-12-0		左記とし	て判断し	た根拠			
			や不納欠損あり 旦の見直し等で		可能							
3 見3	<u></u> しの	<u>方</u> 向性										
	_	ア	廃止又は凍	 結			オ	事務改				
点検復 方向		<u>イ</u> ウ	縮小統廃合				カキ	拡大終了			$\dashv$	ク
1 111	1	エ	移管				ク	継続			$\dashv$	_
見直し	内容	引き続き	l	発及び高揚	を促進するため、	、本事訓			ス水準で継続する	ることが適当。	ı	

			-	ールス 4 4 <del>1</del> 4	<b>反手</b> 物手	天心	<b>州代</b> 仪		(永工) 2
事務事業	業名		税務管理	事業			コード	025226	002
事業名	名		研修事	業			7-1	035226	- 003
所管部	署	財政	<b>牧局税務部税制課</b>		責任者		石塚 晃	問い合わせ先	048-829-1157
事業類	類型	□ 県との見す	ストや手法が適正か( 直し協議が必要な事 - ルによる見直しが必	業(B)	,	根拠法令	テ なし		
メルクマ	マール	□(1) □(	2) 🗆 (3)	□ (3) <b>『</b>	□ (3) □	(3)	□ (4) □ (5	) [ (6) [	(7) 🗹 該当なし
1 事業	の概要	Ę							
実施力			営 🔲 2.一部委託	3.全部	『委託 □ 4	.補助金	□ 5.その他	, (	)
事業開如	冶年度	▼ 平成13年	5月1日前(旧市(旧	引市(浦和·大語	宮・与野市)・年	度不明	)	13年5月1日以後(	年度)
事業権	既要	税務職員としての	の専門知識の習得の	)ため、外部団	体が主催する	研修への	の参加や会議の出	席、当課が主催して	研修を実施する事業。
特定則	財源	□ 有	· 🔽 無	根拠					
2 事業	の点板	<del>.</del>							
<u>- <del></del></u>		<del>×</del> の必要性 【メルク	フマール(4)]		左記とし	て判断	した根拠		
		に必要な事業 に必要ではない	事業		職員のも必要で		ぱの習得を図るもの	で、市民に対する正	Eしい説明を行うために
	2 役割	分担の徹底 【メル	ルクマール(2)]		左記とし	て判断	した根拠		
妥当性	<ul><li>☑ 市が</li><li>☐ 国†</li></ul>	が実施すべき事業 ゥ県、民間で同様	€ 又は類似の事業を§	実施している事	本市の	兇務職員	員として求められる。	人材を育成するため	•
	3 職員	に対する公費支出	出の妥当性 【メルク	マール(7)]	左記とし	て判断	した根拠		
		が職員に対して支 R職員自らが負担			本市の	兇務職員	員として求められる。	人材を育成するため	0
	4 サー	ビス水準の妥当性	生【メルクマール(3)	1	+		した根拠		
			図るサービス水準 ·ベル以下のサービス	ス水準		方公共区			を行っており、また、全 へ参加するため、同レ
有効性	5 類似	事業との統合及び付	弋替制度の検討 【メル	クマール(3)	] 左記とし	て判断	した根拠		
		以事業と統合可能 以事業なし	□ 類似事業 □ 代替制度				求められる人材をi 対する類似事業はな		あり、本市の他部署で
	6 費用	対効果の妥当性	【メルクマール(3)	1	左記とし	て判断	した根拠		
		対効果が低い事  対効果を満たし			税務職!	員として	の専門知識を効率	的に習得するために	こ必要な事業であるた
-		活力の活用 【メ <i>】</i> 闘委託済み	ルクマール(6)]		左記とし	て判断	した根拠		
	民間		一部)により成果を低 □ 民間に担				:実施するためにも 民間委託としては?		1ては、外部講師により
		公正の原則 【メ		1769	左記とし	て判断	した根拠		
		、未済や不納欠損 者負担の見直し	iあり 等で歳入確保は可能	能					
3 見直	il,の‡	·····································			<u> </u>				
<u>。 元自</u>		ア 廃止又	は凍結		オ	事務			
点検後 方向性		イ 縮小 公廃令			力 +	拡力			ク
73 [4] [5	*   <u> </u>	ウ統廃合エ移			<b>キ</b>	終継			
見直し内	N 20 1 -		な徴収を推進するた 後評価を検証しなが			句上のた	:め、外部団体が主	三催する研修参加後	のフィードバック方法、

				-	半成して	F及专	+ 7分字	<b>耒総</b>	<b>只快衣</b>		<b>禄</b> 式。
事務事	業名			税務管理	事業				- ·	005000	004
事業	名			地方税電子申	告システム				コード	035226	- 004
所管部	祁署		財政局和	说務部税制課		責任	[者	•	石塚 晃	問い合わせ先	048-829-1157
事業	類型		県との見直し協	○手法が適正から 協議が必要な事 こよる見直しが必	業(B)		` ′	根拠法令	>	1	
メルク	マール	□ (	1) 🗆 (2)	□ (3)	□ (3)	□ (3)		(3)	□ (4) □ (	5)	7) 🗹 該当なし
1 事業	美の概	要									
	方法		1.全部直営	2.一部委託	□ 3.全部	部委託	<u> </u>	補助金	▼ 5.その他	(運用管理団体であ	る地方税電子化協議
事業開	始年度		平成13年5月	1日前(旧市(浦	和·大宮·与	野市)・		年度	) ▼ 平成	13年5月1日以後(平	成17年度)
事業	概要									ができるシステムであ 団体が同協議会に加	
特定	財源		有 ·	▼ 無	根拠						
2 事第	≛の占	<b>始</b>									
<u> 4 <del>- 3</del> -</u> 3			性【メルクマー	-JV(4)]			左記とし	て判断	した根拠		
			要な事業 要ではない事業	į			納税者の	D利便性	とに貢献できるため	<b>.</b>	
			徹底 【メルクマ	マール(2)]			左記とし	て判断	した根拠		
妥当性		や県、目		は類似の事業を到		事業	は県税を	モエルタ	ックスで電子申告	であるため。(国は国税 等の業務を実施してい	
	3 職員	員に対す	る公費支出の	妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断	した根拠		
	□ 本	来職員	に対して支出し 自らが負担す^	べき事業							
				メルクマール(3)	]		左記とし	て判断	した根拠		
有効性	▼ 関	東指定		/以下のサービス				, .		き、同レベルである。	
HWIT.	5 類化	(事業との	統合及び代替制	制度の検討 【メル	·クマール(3)	1	左記とし	て判断	した根拠		
	▼ 類	似事業		<ul><li>類似事業</li><li>代替制度</li></ul>						において類似事業は	tない。
	6 費月	用対効果	の妥当性 【メ	ルクマール(3)	]				した根拠	おり、事務の効率化か	
	▼費	用対効界	<b>県が低い事業</b> 限を満たしてい∶				成23年 が見込め	1月から りるため	国税庁とのデ <b>ー</b> タ 。	あり、事務の効率にか 連携が開始となり、さ	
		間活力の 間委託	活用 【メルクマ	マール(6)]			左記とし	て判断	した根拠		
効率性	一瓦二		(全部又は一部 可能	3)により成果を低 民間に担					データについて審 £は困難である。	<b>音</b> 直し、税システムへき	データを移行する必要
			原則【メルクマ		17 C 0		左記とし	て判断	した根拠		
			や不納欠損あり 旦の見直し等で	歳入確保は可能	ש						
3 見道	<u>.</u>	方向器									
<u> </u>		ア	廃止又は凍	結			オ	事務			
点検征 方向		<u>ا</u>	縮小				カ キ	拡え			□   カ
ᄁᄓᄓ	i <del>I</del>	<u>ウ</u> エ	統廃合 移 管				<u>+</u> ク	終			'
見直し			快定している国際 が拡大が必要と		重携や導入を	を検討し	ている電	 『子納税	など、納税者の利	便性向上や事務の交	力率化に向けた、更な

					<b>一小人</b>	T 134.7	- 1/J -	75 MO			138.1.0.4
事務事	業名			税務管 	管理事業 ——————				コード	035226	- 005
事業	名			広報事業(税	のしおり作成)					000220	
所管部	部署		財政	<b>局税務部税制</b> 設	R	責任	<del>I</del> 者		石塚 晃	問い合わせ先	048-829-1157
事業	類型		県との見直	いや手法が適正 直し協議が必要な ルによる見直し <i>t</i>	:事業(B)		` ′	根拠法令	> さいたま市税のし	おり広告掲載取扱要	綱
メルク	マール	□ (	1) 🗆 (	2)	□ (3)	□ (3	)	(3)	□ (4) □ (	5) 🗆 (6) 🗆	(7) 🗹 該当なし
1 事第	後の概3	更									
	方法		1.全部直営	営 ▼ 2.一部委	託 🗌 3.全	部委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他	(	,
事業開	始年度	~	平成13年	5月1日前(旧市	(		) •	年度	覂) □ 平成1	3年5月1日以後(	年度 )
事業	概要	税にか	口えて県税、	国税の概要と税	の計算方法な	どを総1	合的に掲	載すると	ともに、当該年度		「税のしおり」では、市 登り込み、市HPでも公 っている。
特定	財源	<	有	·	根拠	さいた	ま市税の	ວປສາທົ	5告掲載取扱要綱		
2 事業	美の点				<u>-</u>						
<u>- <del></del> -</u>			性【メルク	マール(4)]			左記とし	て判断し	した根拠		
			更な事業 更ではない	事業			市民がi 必要な#		告と納税を行うた	めに、税を体系的に	理解できるPR冊子が
	2 役割	分担の	徹底 【メル	レクマール(2)]			左記とし	て判断し	した根拠		
妥当性	☑ 市河□ 国分	が実施で	すべき事業 民間で同様:	又は類似の事業	を実施している	事業	市税に	関する知	識の啓発と納税意	i識の向上を図るたと	か、市が行う。
	3 職員	に対す	る公費支出	はの妥当性 【メル	/クマール(7)]		左記とし	て判断し	した根拠		
				出している事業 すべき事業							
	4 サー	ビス水準	<u></u> 準の妥当性	【メルクマール	(3)		左記とし	て判断し	した根拠		
				るサービス水準 ベル以下のサー	ビス水準				R税の内容等で、国 せているため。	<b>Ⅰ税・県税との対比</b> を	充実させ、市税以外
有効性	5 類似	事業との	統合及び代	は替制度の検討 【	メルクマール(3)	]	左記とし	て判断し	 Jた根拠		
	□ 類位		と統合可能 なし	□ 類似事 □ 代替制	業と統合不可能 度の検討	能	他課に記	亥当する	事業がないため。		
	6 費用	対効果	の妥当性	【メルクマール(3	) ]		左記とし	て判断し	した根拠		
			見が低い事! 見を満たして				料収入(	の確保に	:努めている。効果		人的コスト削減と広告 市税を総合的に解説す こ活用されている。
				レクマール(6)]			左記とし	て判断し	した根拠		
効率性	_ = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	間委託 ない	(全部又は <del>-</del> 可能	一部)により成果: <i>一</i>			平成20	年度発行	うの「外国語版市和	说のしおり」は委託済	である。
	□ 民			<u>□ 民間に</u> レクマール(1)】	担わせる		左記とし	ア判除し	した根拠		
	□収入	(未済だ	や不納欠損		可能		7,000	( ( ) ( )	O TC TRIPE		
3 見]	重しのブ			+ '声 仕			<b>→</b>	击 7/2	小羊		<u> </u>
点検復	<b>≜</b> の	アイ	廃止又は 縮 小	<b>以</b> 保結			オカカ	事務に拡え			-   <u>_</u>
方向		ウ	統廃合				+	終了			ク
		Ĭ	移管				· ク	継続			
見直し									お、「税のしおり」 との共同化を図る		月下旬の発行時期の

				-	<b>作成22</b> 年	F及争	粉手	<b>耒総</b>	<b>积快衣</b>					<b>様式</b> 2
事務事	業名			税務管理	事業					L*		025220		000
事業	名			税証明等	事業				<b>⊐</b> -	Γ		035226		- 006
所管部	[图		財政局			責任	者	•	石塚 身	晃		問い合わせ先	048-	829-1157
事業	類型		県との見直し	や手法が適正かの 協議が必要な事 による見直しが必	業(B)		` '	艮拠法令				地方税法施行令 地方税法第387		<b>ፓ</b> 2 1
メルクラ	マール	□ (	1) 🗆 (2)	□(3) □	(3)	(3)	□ (3	) [	(4)	□ (5)	□ (	[6] [7]	V	該当なし
1 事当	もの概	要												
実施			1.全部直営		□ 3.全部	8季託	<u> </u>	補助金	<u> </u>	5.その他	. (			)
事業開	始年度		平成13年5月	月1日前(旧市(浦	和·大宮·与	野市)・	年度	)		平成	13年5月	月1日以後(		年度)
事業	概要	税制はように		するため、税シス	テムの改修を	を行うとと	もに、各	区役所	等で税証	明や固況	定資産	課税台帳等の[	閲覧が同	円滑に行える
特定	財源		有·	▼ 無	根拠									
2 事第	≝の占	<b>**</b>												
4 <del>5</del> 7 3			性【メルクマ	· 一 Jレ(4)]		Ž	生記とし	て判断し	た根拠					
			要な事業 要ではない事意	業					関等に提り 月書の交付			て、また、自身の るため。	D賦課怕	青報等を確認
	2 役割	副分担の	徹底 【メルク	7マール(2)]		ž	生記とし	て判断し	た根拠					
妥当性	□ 市	が実施 <sup>-</sup> ]や県、E	すべき事業 民間で同様又	は類似の事業を写	€施している▮	事業	<b></b> お税につ	いては	、市が証明	月するた	め。			
	3 職員	員に対す	る公費支出の	D妥当性 【メルク	マール(7)]	Ž	生記とし	て判断し	た根拠					
	□ 本	来職員	に対して支出 自らが負担す	べき事業										
				【メルクマール(3)	1				た根拠	古所	市民の'	窓口で行っては	≈ı1 —	郊の証明につ
有効性	✓ 贌	東指定	都市と同レベ	サービス水準 ル以下のサービス 		l ≅	ハては、 等のほか	市内郵付入 自動	更局や自動 交付機にで	動交付機	幾でも発	ぶつで行うでも 行している。他 こて2市が発行	政令市	では区役所
HWIT				情制度の検討 【メル			生記とし	て判断し	た根拠					
	<b>二</b> 類	似事業		<ul><li>類似事業</li><li>代替制度</li></ul>										
	6 費月	月対効果	:の妥当性 【:	メルクマール(3)	]	Ž	生記とし	て判断し	た根拠					
	▼ 費	用対効界	限が低い事業 限を満たしてい	る事業		ð	<b>か</b> 。			に適宜記	正明書等	等の表示を変更	する必	要があるた
		間活力の 間委託	活用 【メルク	7マール(6)]		<u> </u>	生記とし	て判断し	た根拠					
効率性			(全部又は一語 可能	部)により成果を低 民間に担					,			きるように郵便 託を行っている		託しており、
			原則 【メルク			ž	生記とし	て判断し	た根拠					
			や不納欠損あ 旦の見直し等 <sup>-</sup>	<sup>リ</sup> で歳入確保は可能	טט									
3 見直		方向性	 :											
		ア	廃止又は凍	東結			オ	事務						_
点検復 方向		<u>イ</u> ウ	縮小統廃合				カ キ	拡え終う						ク
		Ĭ	移管				ク	継続						
見直し	内容	税証明に	ま、市民に必引	要であり、現在のサ	ナービス水準	で継続す	することフ	が適当。						

事業名:税務体制の再構築(通番65)

この事業は、直接的な予算を伴わない事業のため、総点検表(様式 2 )の作成はしていません。

				_	<b>作成</b> 22年	F歧手物	争果然	以从代表		<b>禄</b> 式 2
事務事	業名			個人市民税則	武課事業			_ I*	005000	004
事業	名			個人市民税申告	<b>占受付事業</b>			- コード 	035202	- 001
所管部	『署			務部 市民税課	Į	責任者		三枝 政幸	問い合わせ先	048-829-1911
事業	類型		県との見直し	▶手法が適正から 品議が必要な事! こよる見直しが必	業(B)	,	根拠法	令		
メルク	マール	□ (	1) 🗆 (2)	□ (3)	□ (3)	□ (3)	□ (3)	□ (4) <b>□</b>	□ (5) □ (6) □	(7) ☑ 該当なし
1 事第	美の概	要								
	方法		1.全部直営	✓ 2.一部委託	□ 3.全部	耶委託 🗆	4.補助金	〕 □ 5.その他	<u>!</u> (	)
事業開	始年度	V	平成13年5月	1日前(旧市(浦	i和·大宮·与	野)・	年度)	□ 平成	13年5月1日以後(	年度)
事業	概要	-	す内に住所を有 寸を行う。	する個人、市	内に住所を有	<b>頁しないが、</b> ၨ	事務所、事	事業所又は家屋敷を	を有する個人、を対象	とし、個人市民税の申
特定	財源		有 ·	▼ 無	根拠					
2 事第	¥ጥ፟				<u> </u>	ļ				
<u>4 <del></del> -</u> -			性【メルクマー	- JV(4)]		左記	として判断	fした根拠		
		民に必要	要な事業 要ではない事業	ĺ		市日 ある7		ービスを提供するだ	ための財源確保の一	環として必要な事業で
	2 役	割分担の	徹底 【メルクマ	マール(2)]		左記	として判断	fした根拠		
妥当性	<b>☑</b> ∄	が実施を	すべき事業 民間で同様又に	は類似の事業を乳	€施している	事業 地方	方税法にる	その旨規定されてい	るため。	
	3 職	員に対す	る公費支出の	妥当性 【メルク	マール(7)]	左記	として判断	fした根拠		
			に対して支出し 自らが負担す^							
	4 サ-	ービス水準	準の妥当性 【	メルクマール(3)	1			fした根拠		
<b>→ &gt; +</b> 1,11	☑ 関	東指定		/以下のサービス		書のめ			東政令市でも同様に a他の関東指定都市	行っており、確定申告 と同一水準であるた
有幼性	5 類似	以事業との	統合及び代替制	制度の検討 【メル	クマール(3)	】 左記	として判断	fした根拠		
		類似事業。 類似事業	と統合可能 なし	<ul><li>類似事業。</li><li>代替制度○</li></ul>		本市	市で行う類	似事業は外にない	ため。	
	6 費	用対効果	の妥当性 【メ	ルクマール(3)	1	左記	として判断	fした根拠		
			果が低い事業 果を満たしてい	る事業		本	事業の歳と	出に対し、個人市民	税により十分な歳入	を得ているため。
		間活力の 民間委託	活用【メルクマ	マール(6)]		左記	として判断	fした根拠		
効率性		₹間委託 1スト削減	(全部又は一部 可能	3)により成果を低			けそのもの			]委託しているが、申告 民間委託はできない
		代間委託 平公正の	<u>小り能</u> 原則 【メルク <sup>、</sup>	□ 民間に担 マール(1)】	1) L S	左記	として判断	 fした根拠		
			や不納欠損あり 旦の見直し等で	が歳入確保は可能	טט					
3 見道	<b>ま</b> しの	方向性				•				
- 76E	<u> </u>	ア	廃止又は凍	結		7		<b>務改善</b>		
点検征 方向		<u>イ</u> ウ	縮小統廃合							┤ │ ク
נ-ו ני	'-	エ	移管			5				-    ·
見直し	内容							·は、新税システムの 哉員数の配置が必		職員数の逓減から大幅

					T1136 Z Z Z	- <i>13</i> 2.7	-100	75 MO /	mix 2			12以上() 2
事務事	業名			個人市民税則	武課事業				コード	035202		002
事業	名			個人市民税精查	₫·賦課事業				- '	033202	-	002
所管部	部署		財政局 稅	說務部 市民税課	Į	責任	壬者		三枝 政幸	問い合わせ先	048-829	9-1911
事業	類型		県との見直し	や手法が適正から 協議が必要な事 こよる見直しが必	業(B)		` ,	艮拠法令				
メルク	マール	□ (	1) 🗆 (2)	□ (3) □	(3)	(3)	□ (	3)	□ (4) □ (5	(6)	(7) 🗷 🖹	亥当なし
1 事第	後の概要	要										
	方法		1.全部直営	✓ 2.一部委託	□ 3.全部	部委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他(	,		)
事業開	始年度	>	平成13年5月	1日前(旧市(浦	i和·大宮·与	野)・		年度)	□ 平成1	3年5月1日以後(	:	年度)
事業	概要			iする個人、 市 人市民税を賦課 <sup>・</sup>		有しない	1が、事務	所、事業	業所又は家屋敷を	有する個人、を対象	とし、法令に	ニ基づき、
特定	財源	~	有 ·	□ 無	根拠	さいた	ま市納税	通知書	用封筒広告掲載取	双扱要綱		
2 事業	美の点					1						
<del></del>			性【メルクマ・	- Jレ(4)]			左記とし	て判断し	た根拠			
			要な事業 要ではない事業	ŧ			市民に行 あるため		- ビスを提供するた	めの財源確保の一	環として必要	更な事業で
	2 役割	分担の	徹底 【メルク	マール(2)]			左記とし	て判断し	た根拠			
妥当性	□ 市	が実施で	すべき事業 民間で同様又に	は類似の事業を調	実施している	事業	地方税	法にその	の旨規定されている	るため。		
	3 職員	に対す	る公費支出の	妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断し	た根拠			
			こ対して支出し 自らが負担す/									
	4 サー	ビス水差	準の妥当性【	メルクマール(3)	1		左記とし	て判断し	た根拠			
			都市を上回る† 都市と同レベル	ナービス水準 レ以下のサービス	<b>以水準</b>		標準税	率を採り	用しているため、基	本的に他都市との材	相違はない。	
有効性	5 類似	事業との	統合及び代替	制度の検討 【メル	クマール(3)	1	左記とし	て判断し	た根拠			-
	□ 類ſ ☑ 類ſ			<ul><li>類似事業</li><li>代替制度</li></ul>		É	本市で	行う類似	以事業は外にないが	<b>こめ</b> 。		
	6 費用	対効果	の妥当性 【メ	ルクマール(3)	]		左記とし	て判断し	た根拠			
			早が低い事業 早を満たしてい	る事業			本事業	の歳出	に対し、個人市民和	说により十分な歳入:	を得ているだ	<b>さめ</b> 。
			活用【メルク	マール(6)]			左記とし	て判断し	た根拠			
効率性	_ = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	間委託 スト削減	(全部又は一部	B)により成果を低 □ 民間に担					民間委託している <i>た</i> 託は困難。	が、賦課決定は公権	力の行使に	:あたり、こ
			<u> </u>		17 ピ む		左記とし	て判断し	た根拠			
			って納欠損あり 旦の見直し等で	『歳入確保は可能	טט							
, B=	51		•				<u>I</u>					
3 見]		フ <b>iの19</b> ア	- 廃止又は凍	 結			オ	事務こ				
点検征		1	縮小				カ	拡大	-			7
方向	性	ウー	統廃合				+	終了			_	
		エ	移 管				ク	継続	<u> </u>			
見直し									は、新税システムの 員数の配置が必要	導入と市民税担当時と思われる。	職員数の逓	減から大幅

				十月26.4.7.4.4	一尺字	177 T	天成心力	ペイス へく		124	たエレ 2
事務事	業名		個人市民税則	武課事業				- I	005000		000
事業	名	個人	人市民税申告書未	提出者調査	事業			コード	035202	- (	003
所管部	『署	財政局	税務部 市民税課	Į	責任者	者		三枝 政幸	問い合わせ先	048-829-19	<del>1</del> 11
事業	類型	□ 県との見直	、や手法が適正かの し協議が必要な事 レによる見直しが必	業(B)		` ′	<b>艮拠法令</b>				
メルクラ	マール	□ (1) □ (2	) [ (3)	(3) I	□ (3)		(3)	□ (4) □ (5	) [ (6) [	(7) 🗹 該当	なし
1 事第	美の概!	更									
実施	方法	□ 1.全部直営	▼ 2.一部委託	□ 3.全部	部委託	☐ 4. <del>1</del>	甫助金	□ 5.その他	(		)
事業開	始年度	▼ 平成13年5	月1日前(旧市(浦	和·大宮·与	野)・		年度)		3年5月1日以後(	年度	.)
事業	概要	課税の公平性の	実現のため、年齢	や前年の課	税状況等	を考慮	し、申告	書未提出者に対し	<b>ンて、積極的な調査</b>	を実施する。	
特定	財源	□ 有	· • 無	根拠							
2 事業	もの点	**************************************			•						
<u></u>		の必要性 【メルクマ	マーJレ(4)]		左	E記とし <sup>、</sup>	て判断し	た根拠			
		₹に必要な事業 ₹に必要ではない事	業			市民に行るとめる		ビスを提供するた	めの財源確保の一	環として必要な	事業で
	2 役割	分担の徹底 【メルケ	クマール(2)]		左	E記とし <sup>、</sup>	て判断し	た根拠			
妥当性	□ 市/□ 国	が実施すべき事業 や県、民間で同様又	【は類似の事業を写	実施している	事業	地方税	法にその	)旨規定されてい	るため。		
	3 職員	に対する公費支出(	の妥当性 【メルク	マール(7)]	左	E記とし <sup>、</sup>	て判断し	た根拠			
		が職員に対して支出 来職員自らが負担す									
	4 サー	ビス水準の妥当性	【メルクマール(3)	1	左	E記とし <sup>、</sup>	て判断し	た根拠			
<del>/-</del> >+.44		東指定都市を上回る 東指定都市と同レベ		<b>以水準</b>		他都市 Nる。	でも基本	的に本市と同様の	の申告書未提出者	に対する調査は行	行って
有効性	5 類似	事業との統合及び代替	替制度の検討 【メル	クマール(3)	] 左	E記とし <sup>、</sup>	て判断し	た根拠			
		以事業と統合可能 以事業なし	<ul><li>類似事業</li><li>代替制度</li></ul>		טט	本市で	行う類似	事業は外にない	ため。		
	6 費用	対効果の妥当性【	メルクマール(3)	]	左	E記とし <sup>、</sup>	て判断し	た根拠			
		対効果が低い事業  対効果を満たして				個人市 「るため		ての歳入を確保す	する一方、公平公正	な課税の実現に	:も資
		活力の活用【メルク	クマール(6)]		左	E記とし <sup>、</sup>	て判断し	た根拠			
効率性	□ 民!	間委託済み 間委託(全部又は一 (ト削減可能 調季託不可能	部)により成果を低				年度から 討緘)予		間委託する(未申告	ā調査用申告書 <i>0</i>	DED
		間委託不可能 公正の原則 【メルタ		1) L S	左	E記とし <sup>、</sup>	て判断し	た根拠			
		、未済や不納欠損 <i>あ</i> 益者負担の見直し等		נוע							
3 見道	<u>-</u>	5.向性			I						
		フリリュ ア 廃止又は)	東結			オ	事務改				
点検後		イ縮小			-	カ ナ	拡大				7
方向	1±  -	ウ統廃合エ移				キク	終了継続			1	•
見直し		歳入確保の観点か に低下しており、今後					シコストは	、新税システムの		職員数の逓減か	ら大幅

						<b>作</b> DX Z Z =	一尺子	切力于	天心	<b>州火火</b>		12	灰工し 4
事務事	業名			法人市	民税賦	武課事業				<b>-</b> 1*	005040		004
事業	名		 法	人市民稅	申告記	書受付·入力	J			コード	035213	- (	001
所管部	『署	財	政局 税	務部 市	民税課		責任	者	<u> </u>	三枝 政幸	問い合わせ先	048-829-19	911
事業	類型	□ 県との	の見直し協	協議が必要	要な事業	D検討が必要 業(B) 要な事業(C		` '	根拠法令	,			
メルクラ	マール	□ (1)	□ (2)	□ (3)		□ (3)	□ (3	()	□ (3)	□ (4)	□ (5) □ (6) □	□(7) ☑ 該当	≨なし
1 事当	美の概3	· 更											
· <del></del> 実施			『直営 ☑	2.一音	『委託	□ 3.全部	部委託		.補助金	□ 5.その他	<b>声</b> (		)
事業開	始年度	▼ 平成	13年5月1	日前(旧	市(浦	和·大宮·与	野)・		年度)	□ 平成	13年5月1日以後(	年度	٤)
事業	概要										管理を行う。また、法ノ  告内容を精査、デー		
特定	財源	□ 有	•	<b>▼</b> #	#	根拠							
2 事業	後の点	<b>4</b>											
<u>4 <del>- 1</del> 7</u>		<del>文</del> の必要性 【	メルクマー	Jレ(4)]				左記とし	て判断し	ンた根拠			
		Rに必要な事 Rに必要では						市民に ある	行政サー	ビスを提供するだ	ための財源確保の─∃	環として必要な事	事業で
	2 役割	分担の徹底	【メルクマ	- Jレ(2)]				左記とし	て判断し	した根拠 ニュー			
妥当性	☑ 市7 □ 国 <sup>4</sup>	が実施すべき や県、民間で	事業 同様又は	類似の事	業を実	€施している	事業	地方税	法にその	旨規定されている	るため		
	3 職員	に対する公園	麦出の妥	£当性 【.	メルクマ	マール(7)]		左記とし	て判断し	ンた根拠			
		が職員に対し 来職員自らか			業								
	4 サー	ビス水準の妥	き当性 【メ	ルクマー	ル(3)	]		左記とし	て判断し	した根拠 ニュー			
<del></del>		東指定都市を 東指定都市と				.水準		全国の	どの市町	村でも同様の事績	務を行っている		
有効性	5 類似	事業との統合法	及び代替制	度の検討	. 【メル	クマール(3)	1	左記とし	て判断し	した根拠 ニュー			
		以事業と統合 以事業なし	可能	□ 類似 □ 代替		と統合不可能 D検討	מט	類似す	る事業な	はい			
	6 費用	対効果の妥	当性 【メル	レクマール	<b>ν</b> (3)	]		左記とし	て判断し	)た根拠			
		月対効果が低 月対効果を満		事業				公平公	正な課税	の実現に必要な	事業であるため		
		活力の活用	【メルクマ	- ル(6)]				左記とし	て判断し	)た根拠			
効率性	□ 民間	間委託済み 間委託(全部 Vト削減可能 間委託不可能		) により成 □ 民間				申告書	の出力、	封入・封緘など、	既に民間への委託を	行っている	
		公正の原則				17 C V		左記とし	て判断し	Jた根拠			
		、未済や不納 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		袁入確保	は可能	E C							
3 見道	<b>まし</b> のす	- 向性					ı						
· Æ		ア廃」	上又は凍結	<b>‡</b>				オ	事務				
点検後 方向		イ縮						カ	拡え			_	ל
刀凹'	ı±	ウ 統原 エ 移						<u>キ</u> ク	終組継続			'	•
見直し											ストは、新税システムの な職員数の配置が必		担当職

				<b>作队人人工</b>	一尺字	177	天成心人	かえた		依工
事務事	業名		法人市民税期	武課事業				- I	005040	000
事業	名		法人市民税税額	領更正処理				コード	035213	- 002
所管部	3署	財政局 秭	说務部 市民税課	Į.	責任	者	•	三枝 政幸	問い合わせ先	048-829-1911
事業類	類型	□ 県との見直し	や手法が適正から 協議が必要な事 による見直しが必	業(B)		` '	艮拠法令			
メルクマ	マール	□(1) □(2)	□ (3) □	(3)	(3)	□ (	3)	□ (4) □ (5	5) [ (6) [	(7) 🗹 該当なし
1 事業	きの概要	更								
実施		□ 1.全部直営	☑ 2.一部委託	□ 3.全部	部委託	4.7	補助金	□ 5.その他	(	
事業開	始年度	▼ 平成13年5月	1日前(旧市(		) •		年度)	□ 平成1	3年5月1日以後(	年度)
事業	概要	市で把握している法理を行う。	5人税額(課税標	準)と国・県カ	から入手し	した申告	等の課	税資料との突合を	行い、税額に差異な	があった場合は更正
特定則	財源	□ 有 ·	▼ 無	根拠						
2 車型	(の点	<del></del>		!	1					
<u> </u>		<del>ス</del> の必要性 【メルクマ・	<b>-</b> Jレ(4)]		左	生記とし	て判断し	た根拠		
		Rに必要な事業 Rに必要ではない事業	Ě			市民に行 ある	政サー	ビスを提供するた	めの財源確保の一	環として必要な事業
-	2 役割	分担の徹底 【メルク	マール(2)]		左	生記とし	て判断し	た根拠		
妥当性	□ 市が	が実施すべき事業 や県、民間で同様又に	<b>は類似の事業を</b> 写	€施している	事業	也方税法	ここその	旨規定されている	ため	
-	3 職員	に対する公費支出の	妥当性 【メルク	マール(7)]	左	生記とし	て判断し	た根拠		
		が職員に対して支出し 来職員自らが負担すぐ								
-	4 サー	ビス水準の妥当性 【	【メルクマール(3)	1	左	生記とし	て判断し	た根拠		
		東指定都市を上回るた 東指定都市と同レベノ		以水準	£	全国のど	の市町	村でも同様の事務	を行っている	
有効性・	5 類似	事業との統合及び代替	制度の検討 【メル	クマール(3)	1 左	生記とし	て判断し	た根拠		
		以事業と統合可能 以事業なし	<ul><li>□ 類似事業</li><li>□ 代替制度</li></ul>		<b>*</b>	類似する	事業な	はい		
-	6 費用	対効果の妥当性 【メ	(ルクマール(3)	]	左	生記とし	て判断し	た根拠		
		目対効果が低い事業 目対効果を満たしてい	る事業		2	公平公正	な課税	の実現に必要な事	<b>事業であるため</b>	
		活力の活用(メルク)	マール(6)]		左	生記とし	て判断し	た根拠		
	□ 民間	間委託済み 間委託(全部又は一部 い削減可能 間委託不可能	耶)により成果を低 □ 民間に担		<b>[</b>	国税の税	額通知	の照合事務など、	既に民間への委託	を行っている
-		公正の原則 【メルク		1769	左	生記とし	て判断し	た根拠		
		、未済や不納欠損あり は者負担の見直し等で		טט						
3 見直	il.m±				1					
<u>, 76.8</u>		ア 廃止又は凍	結			オ	事務ご			
点検後 方向1		イ 縮 小				カーキ	拡大			ク
거비기	<del>-</del>	ウ統廃合エ移				ク	終了継続			<b>⊣</b>   ´
見直しア		表入確保の観点から、 員数の逓減から大幅に								

			_	十月26.4.7.4.4	一尺字(	TO THE	<b>表现</b>	オイズイン		(水工)
事務事業	業名		法人市民税期	武課事業				- I*	205242	200
事業名	名		法人市民税	実態調査				コード	035213	- 003
所管部	署	財政局	税務部 市民税課	Ę	責任者	皆		三枝 政幸	問い合わせ先	048-829-1911
事業類	類型	□ 県との見直	トや手法が適正から し協議が必要な事 レによる見直しが必	業(B)		,	视法令		,	
メルクマ	マール	□(1) □(2	) [ (3)	[ (3)	(3)		3)	□ (4) □ (5	) [ (6) [	(7) 🗹 該当なし
1 事業	を しまない 概要 かんしょう しゅうしゅう しゅう	Ę								
実施刀			□ 2.一部委託	□ 3.全部	部委託	☐ 4.₹	輔助金	□ 5.その他	(	
事業開始	始年度	▼ 平成13年5	月1日前(旧市(浦	和·大宮·与	野)・	;	年度)	□ 平成1	3年5月1日以後(	年度)
事業相	概要	市内に事業所また	:は寮等を有してい	ると思われ、	申告書の	提出の	ない法。	人等の実態を把握	とするために現地調	査を行う。
特定則	財源	□ 有	· 🔽 無	根拠						
2 事業	の点材	<del>•</del>		Į.	Į.					
<u>- <del></del></u>		<del>×</del> の必要性 【メルク <sup>3</sup>	マール(4)]		左	記として	て判断し	た根拠		
		に必要な事業 に必要ではない事	業			i民に行 iる	政サー	ビスを提供するた	めの財源確保の一ヨ	環として必要な事業
	2 役割	分担の徹底 【メル	クマール(2)]		左	記として	て判断し	た根拠		
妥当性	<ul><li>☑ 市が</li><li>□ 国</li></ul>	が実施すべき事業 や県、民間で同様又	ては類似の事業を写	実施している	事業 地	方税法	にその	<b></b>	ため	
	3 職員	に対する公費支出	の妥当性 【メルク	マール(7)]	左	記として	て判断し	た根拠		
		が職員に対して支出 R職員自らが負担す								
	4 サー	ビス水準の妥当性	【メルクマール(3)	]	左	記として	て判断し	た根拠		
		東指定都市を上回る 東指定都市と同レベ		(水準	全	国のど	の市町村	寸でも同様の事務	を行っている	
有効性 -	5 類似	事業との統合及び代替	替制度の検討 【メル	クマール(3)	] 左	記として	て判断し	た根拠		
		以事業と統合可能 以事業なし	□ 類似事業 □ 代替制度(		類	似する	事業なに	はい		
	6 費用	対効果の妥当性	【メルクマール(3)	]	左	記として	て判断し	た根拠		
		対効果が低い事業  対効果を満たして			公	〉平公正	な課税	の実現に必要な事	掌業であるため	
		活力の活用(メル	クマール(6)]		左	記として	て判断し	た根拠		
	民間コス	間委託済み 間委託(全部又は一 い削減可能 間委託不可能	-部)により成果を低 □ 民間に担		課る		調査権の	りある市で行うべき	き事業であり、民間へ	への委託は不可能で
		<u>司安託不り能</u> 公正の原則 【メル・		<u>れてる</u>	左	記として	て判断し	た根拠		
		、未済や不納欠損& 者負担の見直し等		נוע						
3 見直	il.M <del>±</del>				J					
J 元 <u>且</u>		フ 廃止又は	凍結			オ	事務改			
点検後		イ縮小				カ ナ	拡大			ク
方向性	±  -	ウ統廃合エ移				<b>キ</b>	終了継続			'
見直し内		大確保の観点から					迷続する	。なお、課税コス	トは、新税システムの 職員数の配置が必	ウ導入と市民税担当 要と思われる。

				_	<b>作成22</b> 年	干炭₹	尹犽尹	果総	<b>从快</b> 农		<b>棣式</b> 2
事務事	業名			軽自動車税則	武課事業				¬ 1°	005000	004
事業	名		標識	の交付、及び軽	自動車税の	賦課			コード	035220	- 001
所管部	『署		財政局 税	務部 市民税課	Į.	責何	任者	'	三枝 政幸	問い合わせ先	048-829-1911
事業	類型		県との見直し	ら手法が適正から 協議が必要な事態 こよる見直しが必	業(B)		` ,	艮拠法令	₹		
メルクマ	マール	□ (	1) 🗆 (2)	□ (3)	□ (3)	□ (3	)	(3)	□ (4) □ (5	) [ (6) [ (7	) 🗹 該当なし
1 事業	もの概	要									
実施			1.全部直営	✓ 2.一部委託	□ 3.全部	部委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他	, (	)
事業開	始年度	>	平成13年5月	1日前(旧市(浦	和·大宮·与	野)・		年度)	□ 平成1	13年5月1日以後(	年度)
事業	概要									機付自転車、及び小型 を作成し、通知する。	特殊自動車の標識
特定!	財源	~	有 ·	無	根拠	さいた	ま市納稅	通知書	引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引	取扱要綱	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	* <b>~</b> 上	+4			<u> </u>	1					
2 事業			性 【メルクマー	- JV(4)]			左記とし	て判断	した根拠		
			要な事業 要ではない事業	<u> </u>			市民に行ある	<b>丁政サ-</b>	- ビスを提供するた	めの財源確保の一環と	として必要な事業で
	2 役害	り分担の	徹底 【メルクマ	マール(2)]			左記とし	て判断	した根拠		
妥当性	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	が実施 <sup>-</sup> や県、E	すべき事業 民間で同様又に	は類似の事業を到	€施している	事業	地方税法	まにその	)旨規定されている	ため	
	3 職員	に対す	る公費支出の	妥当性 【メルクラ	マール(7)]		左記とし	て判断	した根拠		
			に対して支出し 自らが負担す^								
	4 サー	・ビス水	準の妥当性【	メルクマール(3)	1		左記とし	て判断	した根拠		
	✓関	東指定		レ以下のサービス					「村でも同様の事 <u>務</u>	8を行っている	
有划注	5 類似	事業との	)統合及び代替制	制度の検討 【メル	クマール(3)	1	左記とし	て判断	した根拠		
		似事業。似事業	と統合可能 なし	□ 類似事業 □ 代替制度の		מק	類似する	事業な	はい		
	6 費用	対効果	の妥当性 【メ	<b>ルクマール</b> (3)	]		左記とし	て判断	した根拠		
			果が低い事業 果を満たしてい	る事業			公平公正	Eな課利	<b>兇の実現に必要な</b>	事業であるため	
			活用【メルクマ	マール(6)]			左記とし	て判断	した根拠		
効率性	民二二二	スト削減	(全部又は一部	③)により成果を低 □ 民間に担			納税通知	口書のと	出力、封入・封緘な	ど既に民間委託を行っ	っている
			原則 【メルクマ		17 6 0		左記とし	て判断	した根拠		
			や不納欠損あり 旦の見直し等で	が歳入確保は可能	E E						
3 見直	i i i	方向性	<del></del>				•				
- /UE		ア	廃止又は凍	結			オ		改善		
点検後 方向		<u>イ</u>	縮小				カ +	拡			ク
刀凹"	· =	<u>ウ</u> エ	統廃合 移 管				<b>キ</b>	終継			
見直し			- 呆の観点から、					コストは		募入と市民税担当職員 要と思われる。	数の逓減から大幅

				-	<b>作成</b> 22年	F歧手	+7万字	来総	从伙伙		<b>様式</b> 2
事務事	業名			軽自動車税則	武課事業				<b>-</b>	005000	000
事業	名		車	至自動車税申告:	データの登録	<b>1</b>			コード	035220	- 002
所管部	祁署		財政局 税	热務部 市民税課	Į	責任	[者	•	三枝 政幸	問い合わせ先	048-829-1911
事業	類型		県との見直し	Þ手法が適正から 劦議が必要な事 こよる見直しが必	業(B)		,	根拠法令	7	1	
メルク	マール	□ (	1) [(2)	□ (3)	□ (3)	□ (3)		(3)	□ (4) □ (5	5) [(6) [(	7) 🗹 該当なし
1 事第	美の概	要									
	方法		1.全部直営	2.一部委託	□ 3.全部	部委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他	(	)
事業開	始年度	~	平成13年5月	1日前(旧市(浦	i和·大宮·与	野)・		年度)	□ 平成1	13年5月1日以後(	年度)
事業	概要	市内に	こ定置場のある	軽自動車等の所	所有者に対し	、軽自動	動車税を	賦課徴	収するため、申告:	を受付し、申告データ	アの登録を行う。
特定	財源		有 '	▼ 無	根拠						
2 事業	美の点	爚				4					
<u> </u>			性 【メルクマー	- Jレ(4)]			左記とし	て判断	した根拠		
			要な事業 更ではない事業				市民に行ある	テ政サー	- ビスを提供するた	めの財源確保の一環	<b>景として必要な事業で</b>
	2 役割	別分担の	徹底 【メルクラ	マール(2)]			左記とし	て判断	した根拠		
妥当性	□市□国	が実施で  や県、同	すべき事業 民間で同様又に	は類似の事業を写	€施している	事業	地方税剂	まにその	)旨規定されている	ため	
	国や県、民間で同様又は類似の事業を実施している事業 3 職員に対する公費支出の妥当性 [メルクマール(7)]							て判断	した根拠		
			に対して支出し 自らが負担す^								
	4 サー	- ビス水塗	準の妥当性【	メルクマール(3)	1		左記とし	て判断	した根拠		
右动州	▼ 関	東指定		レ以下のサービス					- 村でも同様の事務	8を行っている	
有劝注	5 類化	事業との	統合及び代替制	制度の検討 【メル	クマール(3)	1	左記とし	て判断	した根拠		
		i似事業。 i似事業	と統合可能 なし	<ul><li>類似事業</li><li>代替制度</li></ul>		מנא	類似する	多事業な	はい		
	6 費月	月対効果	の妥当性 【メ	ルクマール(3)	]		左記とし	て判断	した根拠		
			限が低い事業 限を満たしてい	る事業			公平公正	Eな課利	名の実現に必要な	事業であるため	
		周活力の 問委託	活用【メルクマ	マール(6)]			左記とし	て判断	した根拠		
効率性			(全部又は一部 可能	B)により成果を低 □ 民間に担			申告書き	データの	入力事務など既に	こ民間委託を行ってい	13
			原則 【メルクマ		1769		左記とし	て判断	した根拠		
			⇒不納欠損あり 旦の見直し等で	『歳入確保は可能	<del>ل</del> ا تا						
3 見道	<u>-</u>	方向性	:								
- /UE		ア	廃止又は凍	結			オ	事務			
点検復 方向		<u>イ</u> ウ	縮小統廃合				カ キ	拡え			┤ │ ク
ורו רי	· <del>-</del>	エ	移管				<u>+</u> ク	継			<del> </del>
見直し									、新税システムの		員数の逓減から大幅

			_	十70人 2 2 9	一尺于		未成功	动火花		依工し			
事務事	業名		その他市税期	武課事業				<b>-</b> 1:	205224	20.4			
事業	名		市たばこ税則	武課事業				コード	035221	- 001			
所管部	『署	財政局 稅	说務部 市民税課	Ę	責任	者	<u> </u>	三枝 政幸	問い合わせ先	048-829-1911			
事業	類型	□ 県との見直し	や手法が適正から 協議が必要な事 こよる見直しが必	業(B)		` ,	<b>艮拠法令</b>						
メルク	マール	□(1) □(2)	□ (3)	□ (3)	□ (3)		(3)	□ (4) □ (	5) 🗆 (6) 🗆	(7) 🗹 該当なし			
1 事第	美の概3	更											
実施	方法	☑ 1.全部直営	□ 2.一部委託	□ 3.全部	部委託	☐ 4. <del>1</del>	補助金	□ 5.その他	(	)			
事業開	始年度	▼ 平成13年5月	1日前(旧市(		) ·		年度	₹) □ 平成1	3年5月1日以後(	年度)			
事業	事業概要 たばこ製造業者や卸売販売業者を特別徴収義務者があり、手持ち品課税が実施される。 特定財源 「有 ・ 「 無 根拠						出される	申告書に基づき記	果税する。今年度は、	10月1日に税率改正			
特定	財源	□ 有 '	▼ 無	根拠									
2 車当	後の点	♣		!	·L								
4 <del>T</del> 3		<b>★</b> の必要性 【メルクマ・	ー Jレ(4)]		Ź	生記とし	て判断し	た根拠					
		Rに必要な事業 Rに必要ではない事業	É		II -	市民に行 ある	政サー	ビスを提供するた	めの財源確保の一ヨ	環として必要な事業で			
	2 役割分担の徹底 [メルクマール(2)]						左記として判断した根拠						
妥当性	当性 ✓ 市が実施すべき事業 □ 国や県、民間で同様又は類似の事業を実施している事						にその	旨規定されている	ため				
	国や県、民間で同様又は類似の事業を実施している事業 3 職員に対する公費支出の妥当性 【メルクマール(7)]						て判断し	た根拠					
		が職員に対して支出し 来職員自らが負担す/											
	4 サー	ビス水準の妥当性 【	メルクマール(3)	1	Ź	生記とし	て判断し	)た根拠					
左补州	▼ 関頭	東指定都市を上回る† 東指定都市と同レベル	レ以下のサービス			全国のど	の市町	村でも同様の事務	を行っている				
有効性	5 類似	事業との統合及び代替	制度の検討 【メル	クマール(3)	] 2	生記とし	て判断し	した根拠					
		以事業と統合可能 以事業なし	<ul><li>類似事業</li><li>代替制度</li></ul>		**	類似する	事業な	はい					
	6 費用	対効果の妥当性 【メ	<b>ルクマール</b> (3)	]	Ź	生記とし	て判断し	した根拠					
		目対効果が低い事業 目対効果を満たしてい	る事業		2	公平公正	な課税	の実現に必要な事	<b>事業であるため</b>				
		活力の活用 【メルク <sup>*</sup> 間委託済み	マール(6)]		Ź	生記とし	て判断し	した根拠					
効率性	日民間コス	間委託(全部又は一部 Vト削減可能	_		_	当事業は課税権のある市で行うべき事務内容であり、民間に委託する事務ではない							
	<ul><li>✓ 民間委託不可能</li><li>尽間に担わせる</li><li>8 公平公正の原則 [メルクマール(1)]</li></ul>					生記とし	て判断し	た根拠					
		、未済や不納欠損あり 監者負担の見直し等で		נוע									
3 見道	<u> </u>				I								
<i>→ 7</i> 0.E		ア 廃止又は凍	結			オ	事務。						
点検復 方向		イ 縮 小				カーキ	拡え終う			ク			
7314)	1 <del>*</del>	ウ統廃合エ移			+	ク	継続			<del> </del>			
見直し	内容	・ 内税義務者が少な〈、;	かつ申告納税制	度をとってい	るため、	課税の	事務負技	旦が小さく、改善の	余地が少ないのでヨ	見行どおりとする。			

				_	<b>作成22</b> 年	F及看	P榜手	<b>美総</b>	<b>只快衣</b>		(标:	式2
事務事	業名			その他市税則	武課事業				<b>-</b> 1*	205024		
事業	名			入湯税賦記	果事業				コード	035221	- 00	02
所管部	『署		財政局 税	說務部 市民税課	Į.	責任	£者		三枝 政幸	問い合わせ先	048-829-191	1
事業	類型		県との見直し	ら手法が適正から 協議が必要な事 こよる見直しが必	業(B)		` '	根拠法令	,			
メルクラ	マール	□ (	1) 🗆 (2)	<b>▼</b> (3)	(3)	(3)	□ (3	) [	(4) (5)	□ (6) □ (7)	□該当なし	,
1 事当	美の概	要										
	方法		1.全部直営	□ 2.一部委託	□ 3.全部	8委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他	.(		)
事業開	始年度	~	平成13年5月	1日前(旧市(		)	•	年月	₹) □ 平成	13年5月1日以後(	年度)	
事業	概要	鉱泉流する。	谷場の入湯行為	為に対して課税で	するもので、宿	宮泊をと	さもなう温	泉施設	を特別徴収義務者	ぎとし、毎月提出される ほ	自告書に基づき	課税
特定	財源		有	▼ 無	根拠							
2 事第	<del>≚</del> の占	i kde			·							
4 <del>5 </del> 3			性 【メルクマー	- ル(4)]			左記とし	て判断	ンた根拠			
			要な事業 要ではない事業	É			市民に行ある	<b>テ政サー</b>	ビスを提供するた	めの財源確保の一環と	として必要な事	業で
	2 役割	副分担の	徹底 【メルク <sup>-</sup>	マール(2)]			左記とし	て判断	した根拠			
妥当性	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	が実施 <sup>-</sup> 目や県、E	すべき事業 民間で同様又は	は類似の事業を写	€施している	事業	地方税法	去にその	旨規定されている	ため		
	3 職員	員に対す	る公費支出の	妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断	)た根拠			
			に対して支出し 自らが負担す/									
	4 サ-	- ビス水	準の妥当性【	メルクマール(3)	1		左記とし	て判断	した根拠			
右効性	☑ 関	東指定		レ以下のサービス						『同様の事務を行ってに	13	
HWIT	5 類似	以事業との	統合及び代替制	制度の検討 【メル			左記とし	て判断	した根拠			
		類似事業 類似事業 類似事業	と統合可能 なし	<ul><li>類似事業</li><li>代替制度</li></ul>			類似する					
	6 費月	用対効果	の妥当性 【メ	ルクマール(3)	]		左記とし	て判断	)た根拠			
			果が低い事業 果を満たしてい	る事業			公平公正	Eな課税	の実現に必要な	事業であるため		
		間活力の 間委託	活用 【メルク <sup>3</sup> ※ 3	マール(6)]			左記とし	て判断	)た根拠			
効率性			(全部又は一部 可能	B)により成果を低 □ 民間に担			当事業! ではな!		のある市で行うべ	き事務内容であり、民	間に委託する事	⋾務量
			原則 【メルクラ		17 6 8		左記とし	て判断	Jた根拠			
			や不納欠損あり 旦の見直し等で	『歳入確保は可能	Ę							
3 見直	直しの	 方向性										
·		ア	廃止又は凍	結			オ	事務				
点検復 方向		<u>イ</u> ウ	縮小統廃合				カキ	拡え終し			ク	1
	•	Ĭ	移管				ク	継糸				
見直し	内容	納税義剂	务者が少な〈、7	かつ申告納税制	度をとってい	るため、	、課税の	事務負	旦が小さく、改善の	)余地が少ないので現行	うどおりとする。	

					-	半成して	干歧争	初于	果総	<b>从快</b> 农		<b></b>		
事務事	業名			そ(	の他市税	<b>試課事業</b>				コード	025224	002		
事業	名			事	業所税賦	(課事業				J-1	035221	- 003		
所管部	<b>『署</b>		財政局	税務部	市民税談	₹	責任	者		三枝 政幸	問い合わせ先	048-829-1911		
事業	類型		県との見直	直し協議が	必要な事	の検討が必要 (業(B) 必要な事業(C		` '	根拠法令	>				
メルクマ	マール	□ (	1) 🗆 (	2) $\square$	(3)	<pre>(3)</pre>	□ (3)	Γ	<b>3</b> )	□ (4) □	(5)	〔(7) ☑ 該当なし		
1 事業	もの概	要												
実施	方法	•	1.全部直	営 🗌 2.	一部委託	3.全部	部委託	□ 4	.補助金	□ 5.その他	, (			
事業開	始年度	~	平成13年	5月1日前	(旧市(		) •		年月	度)	13年5月1日以後(	年度)		
事業	概要		合計床面積 申告に基7			事業所等にか	かかる資産	全割、1	5内従業	者の合計が100人	を超える事業所等に	かかる従業者割に		
特定	財源		有		無	根拠								
2 事業	*の点	冷				!	-!							
<u></u>			性【メルク	マール(4	)]		Ž	左記とし	て判断	した根拠				
			要な事業 更ではない	事業			1.	市民に? ある	ラ政サ−	・ビスを提供するた	:めの財源確保の一:	環として必要な事業		
	2 役割分担の徹底 【メルクマール(2)】						2	左記として判断した根拠						
妥当性	性							也方税	法にその	)旨規定されている	ため			
	3 職員に対する公費支出の妥当性 [メルクマール(7)]						2	左記とし	て判断	した根拠				
	<ul><li>□ 市が職員に対して支出している事業</li><li>□ 本来職員自らが負担すべき事業</li></ul>													
	4 サー	- ビス水2	準の妥当性	主【メルク <sup>・</sup>	マール(3)	]	Ž	左記とし	て判断	した根拠				
	▼ 関	東指定	都市を上回 都市と同レ	ベル以下の	のサービス			司税を行	数収する	市町村は、全国で	『同様の事務を行って	ている		
有幼性	5 類似	事業との	統合及び代	代替制度の	検討 【メル	レクマール(3)	] 2	左記とし	て判断	した根拠				
		i似事業。 i似事業	と統合可能 なし		類似事業 代替制度	と統合不可能 の検討	能	類似す	る事業な	はい				
	6 費月	月対効果	の妥当性	【メルクマ	<b>ー</b> ル(3)	1	2	左記とし	て判断	した根拠				
			果が低い事 果を満たし <sup>っ</sup>				2	公平公]	正な課利	名の実現に必要な	事業であるため			
			活用【メノ	レクマール	(6)]		2	左記とし	て判断	した根拠				
効率性	月二日二日	スト削減	(全部又は 可能	_		低下させず	_	当事業 ではない		重のある市で行うべ	き事務内容であり、	民間に委託する事務		
	<ul><li>✓ 民間委託不可能</li><li>※ 公平公正の原則 [メルクマール(1)]</li></ul>						7	左記とし	て判断	した根拠				
			や不納欠損 旦の見直し		雀保は可能	能								
3 見直	<u>.</u>	亡向州	<u> </u>											
<u>。 元星</u>		<b>クロ性</b> ア	廃止又は	は凍結				オ	事務	改善				
点検後		<u>ا</u>	縮小					力 +	拡力					
方向'	ı±	<u>ウ</u> エ	統廃合 移 管					<u>キ</u> ク	終継					
見直し										、新税システムの 員数の配置が必!	導入と市民税担当職 要と思われる。	員数の逓減から大幅		

				•	平成22m	F 浸 •	予防手	美総	<b>只</b> 快衣			<b>棣式</b> 2
事務事	業名		固定資	資産税及び都市	5計画税賦課	事業			<b>-</b> 1*	20504004		
事業	名		-	納税通知書等	手作成業務				コード	03521201		- 000
所管部	『署		財政局 税務	部 固定資産税	:課	責	任者		竹内 弘	問い合わせ先	048-	829-1182
事業	類型		事業のコストや 県との見直し協 メルクマールに	協議が必要な事	業(B)		,	根拠法令	> 地方税法第13条	条第1項、364条		
メルクラ	マール	□ (	1) 🗆 (2)	□(3)	□ (3)	□ (	3)	□ (3)	□ (4) □	(5) <b>(</b> 6) <b>(</b>	(7)	☑ 該当なし
1 事等	美の概	要										
実施			1.全部直営	✓ 2.一部委託	£ 🔲 3.全部	部委託	<u> </u>	.補助金	□ 5.その他	, (		)
事業開	始年度		平成13年5月	1日前(旧市(海	輔和市·大宮⋷	市·与里	予市)・ 年	F度)	□ 平成	13年5月1日以後(		年度)
事業	概要	毎年	5月上旬に発達	送する固定資産	€税及び都市					、の印字、 封筒への封		
特定	財源	>	有 ·	□ 無	根拠				知書用封筒広告 是供に関する協定	掲載取扱要綱、不動産	全取得和	党に係る不動
2 事業	能の点	検			•	•						
			性【メルクマー	- Jレ(4)]			左記とし	て判断	した根拠			
		民に必要 民に必要	要な事業 要ではない事業						ま市の基幹的税目 財源であるため。	であり、都市計画税に	は都市基	盤の整備を
			徹底 【メルクマ	マーJレ(2)]			左記とし	て判断	した根拠			
妥当性			すべき事業 民間で同様又は	類似の事業を	実施している	事業			定資産税は市が記 もに徴収すると定る	果するとの定めがあり、 かがあるため。	また、者	『市計画税は
	国や県、民間で同様又は類似の事業を実施している事 3 職員に対する公費支出の妥当性 [メルクマール(7)]							て判断	した根拠			
			に対して支出し 自らが負担すべ									
	4 サ-	- ビス水	準の妥当性()	メルクマール(3)	) ]		左記とし	て判断	した根拠			
<del></del>	□ 関	東指定	都市を上回るサ 都市と同レベル	,以下のサービ			ため。			できるように納税通知	書の様式	た変更した
有劝注	5 類化	以事業との	統合及び代替制	度の検討 【メノ	レクマール(3)	]	左記とし	て判断	した根拠			
		類似事業。 類似事業	と統合可能 なし	<ul><li>□ 類似事業</li><li>□ 代替制度</li></ul>		t t	本市	で行う事	業で類似する事業	は他に無いため。		
	6 費月	用対効果	との妥当性 【メノ	ルクマール(3)	]		左記とし	て判断	した根拠			
			果が低い事業 果を満たしている	る事業					対付が可能な平成 更性が高まったたと	22年度分の納税通知 か。	書を作	成したことによ
			活用【メルクマ	7ール(6)]			左記とし	て判断	した根拠			
効率性		間委託 間委託 スト削減 間委託	(全部又は一部 可能	5)により成果をf □ 民間に担			納税追 るため。	通知書の	様式の印刷、デー	タ印刷、封筒への封ん	入封緘る	₹委託してい
			バら能 原則 【メルクマ		21763		左記とし	て判断	した根拠			
			や不納欠損あり 旦の見直し等で	歳入確保は可	能							
3 見直	直しの	方向性										
	-	ア	廃止又は凍約	結			オカ	事務				_
点検復 方向		<u>イ</u> ウ	縮小統廃合				ナ	拡え終			-	ク
		Ĭ	移管				7	継				
見直し	内容	内容を精	<u>賃査した上で、</u> レ	<b>ィアウト変更を</b>	行うなどして紅	納税者	に分かり	やすい	内税通知書の作成	に努める。		

				_	<b>产成22</b> 年	F及¶	門的手	<b>耒総</b>	<b>只快</b> 农		彻	をエレノ	
事務事	業名		固定資	資産税及び都市	計画税賦課	事業			<b>-</b>	0050400		004	
事業					員管理業務				コード	0352120	- (	001	
所管部	『署		財政局 税務	部 固定資産税	課	責任	£者		竹内 弘	問い合わせ先	048-829-11	182	
事業	類型		県との見直し協	・手法が適正かの 協議が必要な事 による見直しが必	業(B)		` '	艮拠法令	地方税法第404	条第1項			
メルクラ	マール	□ (	1) [(2)	□ (3) □	(3)	(3)	□ (	3)	□(4) □(	5) [ (6)	(7) 区該当	なし	
1 事業	もの概	要											
実施	方法	~	1.全部直営	2.一部委託	□ 3.全部	部委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他	(		)	
事業開	始年度		平成13年5月	1日前(旧市(浦	和市·大宮市	节·与野	(市)・年	度)	□ 平成1	3年5月1日以後(	年度	<u>.</u> )	
事業	概要	地方	ī税法第404条	で市町村に設置	置することと定	≧められ	ている固	定資産	評価員の報酬等の	)管理を行う。			
特定	財源	>	有 ·	□ 無	根拠	労働係	保険の保障	倹料の征	數収等に関する法	律			
2 事第	きの点	検											
			性【メルクマー	- Jレ(4)]			左記とし						
		民に必要 民に必要	要な事業 更ではない事業				し、適正	な時価	を求めることは極め	村長が個々の固定 で容易ならざること 門的な知識を必要	であり、また、固え		
	2 役割分担の徹底 [メルクマール(2)]							左記として判断した根拠 総務大臣が示す固定資産評価基準に従い固定資産を適正に評価し、市町					
妥当性	性  市が実施すべき事業  国や県、民間で同様又は類似の事業を実施している事							う価格		準に従い固定負産 。実地調査、評価記			
	3 職員	員に対す	る公費支出の	妥当性 【メルクラ	マール(7)]		左記とし	て判断	した根拠				
	□ 本	来職員	こ対して支出し 自らが負担す^	(き事業									
	4 サ-	- ビス水塗	準の妥当性【だ	メルクマール(3)	]		左記とし					В. П	
右动州	▼ 関	東指定		,以下のサービス			勤務する 加で勤務	。千葉 3)。さい	市は報酬月額235 たま市は報酬300,	川崎市は報酬日額2 ,000円で週2日勤系 ,000円で週4日勤務	好する(必要に応し		
HWIT	5 類化	事業との	統合及び代替制	削度の検討 【メル	クマール(3)	]	左記とし	て判断	した根拠				
		(似事業) (似事業)	と統合可能 なし	□ 類似事業 d□ 代替制度 d		r F	本市で行	う事業	で類似する事業は	は他に無いため。			
	6 費月	用対効果	の妥当性 【メ	ルクマール(3)	]		左記とし	て判断	した根拠				
			関が低い事業 関を満たしている	る事業			本事業	によって	て、固定資産税収入	及び都市計画税収	を確保できるため	)。	
			活用【メルクマ	マール(6)]			左記とし	て判断	した根拠				
効率性	一瓦	間委託 間委託 スト削減 間委託	(全部又は一部 可能	() により成果を低			固定資產	[評価]	員の報酬の支払い	は市が行う必要があ	るため。		
			<u> 不可能</u> 原則 【メルクマ		1) L S		左記とし	て判断	 した根拠				
			や不納欠損あり 旦の見直し等で	歳入確保は可能	t t								
3 見直	້າເປັນ	方向性											
·		ア	廃止又は凍	結			オ	事務					
点検復 方向		<u>イ</u> ウ	縮小統廃合				カ キ	拡え			<b>-</b>	フ	
1 ,11	-	エ	移管				ク	継糸			$\dashv$ $\mid$ $\mid$		
見直し	内容								固定資産の評価を め継続して行うもの	行わせ、また、市町 のです	「村が行う固定資	産の価	

				-	<b>平</b> )及 2 2 耳	F歧.	尹務争	<b>耒総</b> 原	<b>示</b> 快衣			<b>棣式</b> 2		
事務事	業名		固定資	資産税及び都市	計画税賦課	事業			7 P	00504004		000		
事業	<b>固定資産関係研修管理</b>				修管理業務				コード	03521201	-	002		
所管部	『署		財政局 税務	部 固定資産税	課	責任	迁者	-	竹内 弘	問い合わせ先	048-82	9-1182		
事業	類型		県との見直し	ら手法が適正から 品議が必要な事 こよる見直しが必	業(B)		' '	艮拠法令						
メルク	マール	□ (	1) [(2)	□ (3) □	(3) <b>[</b>	<b>3</b>		(3)	□ (4) □ (	5) [ (6) [	(7) 🔽 i	該当なし		
1 事業	美の概	要												
実施	方法	~	1.全部直営	□ 2.一部委託	□ 3.全音	『委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他	.(		)		
事業開	始年度		平成13年5月	1日前(旧市(			) •	年度	(1) 区 平成	13年5月1日以後(		年度)		
事業	概要	日本 図る。	経営協会及び	<b>ぶ資産評価システ</b>	<del>-</del> ム研究センク	ターで	開催する[	固定資產	その評価に関する かんかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいか	研修に参加すること	で、職員のi	資質向上を		
特定	財源		有 ·	▼ 無	根拠									
2 事業	*の点	冷				•								
			性【メルクマー	- Jレ(4)]			左記とし	て判断し	た根拠					
			要な事業 更ではない事業	É					研修を受講するこ 事務を行うことが <sup>・</sup>	とで、固定資産を評f できるため。	面する能力	が向上し		
	2 役割分担の徹底 【メルクマール(2)】							左記として判断した根拠						
妥当性			すべき事業 民間で同様又は	は類似の事業を到	実施している₹	事業			講した内容を持ち 底上げにつながる	帰り、内部の講師としるため。	て成長する	ることで課税		
	3 職員	員に対す	る公費支出の	妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断し	た根拠					
	□ 本	来職員	こ対して支出し 自らが負担す^	べき事業										
	4 サ-	- ビス水2	準の妥当性 【	メルクマール(3)	1		左記とし							
右効性	▼ 関	東指定		レ以下のサービス			他の関東の指定都市では、会費の負担金は払っているが、研修に参加するための負担金は支払っていないため。							
HWIE	5 類化	事業との	統合及び代替制	制度の検討 【メル	クマール(3)	1	左記として判断した根拠							
		似事業。 似事業	と統合可能 なし	<ul><li>類似事業</li><li>代替制度</li></ul>			本市で	で行う事業	業で類似する事業	(は他に無いため。				
	6 費月	月対効果	の妥当性 【メ	<b>ルクマール</b> (3)	]		左記とし	て判断し	た根拠					
			見が低い事業 見を満たしてい	る事業			職員の	能力、抗	技術が向上すること	とで、より公平、適正な	は評価がで	きるため。		
		間活力の 間委託	活用【メルクマ	マール(6)]			左記とし	て判断し	た根拠					
効率性	一瓦二	問委託 スト削減	(全部又は一部 可能	③)により成果を低			職員が	参加した	こ研修の参加費用	は市が支払うべきで	あるため。			
		間委託 F公正の	<u> 不可能</u> 原則 【メルク <sup>、</sup>	<u>□ 民間に担</u> マール(1)】	<u>わらり</u>		左記とし	て判断し	た根拠					
	□ 収入未済や不納欠損あり □ 受益者負担の見直し等で歳入確保は可能													
3 見道		方向性	:				•							
		ア	廃止又は凍	結			オ	事務						
	気検後の イ 縮 小 方向性 ウ 統廃合						カキ	拡大終了				1		
731-3		エ	移管				7	継続						
見直し	内容	外部機	関など研修参	加人数を減らし、	受講者による	る内部	機関の研	修講師	へと移行する。					

		平成2	22年度	<b>事務</b> 事	業総	点模表		桥	羕式2	
事務事	業名	固定資産税及び都市計画税	賦課事業			٦_ ك	00504004		002	
事業	名	評価替業務				コード	03521201	-	003	
所管部	8	財政局 税務部 固定資産税課	責	任者		竹内 弘	問い合わせ先	048-829-1	182	
事業	類型	■ 事業のコストや手法が適正かの検討が □ 県との見直し協議が必要な事業(B) ■ メルクマールによる見直しが必要な事		業(A)	根拠法令	→ 地方税法第341	条、349条、401条			
メルク	マール	$\square$ (1) $\square$ (2) $\square$ (3) $\square$ (3)	□ (3	) [	<b>3</b> )	□ (4) □ (5)	(6) □ (	7) 🗹 該当	なし	
1 事第	美の概要									
実施	方法	□ 1.全部直営 ☑ 2.一部委託 □	3.全部委託		4.補助金	□ 5.その他	(		)	
事業開	始年度	▼ 平成13年5月1日前(旧市(浦和市・	大宮市·与野	予市)・:	年度)	□ 平成1	3年5月1日以後(	年月	隻)	
事業	概要	市内に所在する固定資産の価格を3年ごの	とに見直す	事業。						
特定	財源	□有 · ☑ 無 根:	拠							
2 事業	美の点	· ————————————————————————————————————								
		の必要性 【メルクマール(4)】		左記と	して判断	した根拠				
	日市 □	Rに必要な事業 Rに必要ではない事業		地方税法及び固定資産評価基準に基づき適正に固定資産評価替えを行 必要があるため。						
		分担の徹底 【メルクマール(2)】		左記として判断した根拠						
妥当性		が実施すべき事業 や県、民間で同様又は類似の事業を実施して	いる事業	地方税法の規定によって、評価替えは市で行うものとされているため。						
	3 職員	に対する公費支出の妥当性 【メルクマール(	[7)]	左記と	して判断	した根拠				
		が職員に対して支出している事業 来職員自らが負担すべき事業								
	4 サー	ビス水準の妥当性 【メルクマール(3) 】		左記と	して判断	した根拠				
右孙州		東指定都市を上回るサービス水準 東指定都市と同レベル以下のサービス水準		関東指定都市においても3年に一度同様に業務を行っているため。						
有効性	5 類似	事業との統合及び代替制度の検討 【メルクマー】	V(3) ]	左記として判断した根拠						
		以事業と統合可能 □ 類似事業と統合 <sup>ス</sup> 以事業なし □ 代替制度の検討	不可能	本市	で行う事	業で類似する事業	は他に無いため。			
	6 費用	対効果の妥当性 【メルクマール(3) 】		左記と	して判断	した根拠				
		3対効果が低い事業 3対効果を満たしている事業		本事	業よって、	公平・適正な固定	資産の価格決定がで	可能なため。		
		活力の活用 【メルクマール(6)】 間委託済み		左記と	して判断	した根拠				
効率性	日民間コス	司安託月の 間委託(全部又は一部)により成果を低下させ                  民間に担わせる	゙゙ヺ゙	土地の鑑定評価及び課税に関係するシステムの改修を民間に委託しているため。					けてい	
		公正の原則 【メルクマール(1)】		左記と	して判断	した根拠				
		、未済や不納欠損あり 養者負担の見直し等で歳入確保は可能								
3 見1	すしのす	- 6件		1						
		ア 廃止又は凍結		オ	事務					
点検领 方向				カキ	拡え終っ			-   '	ク	
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	-	エ 移 管		ク	継糸					
見直し	内容	地価動向、経済情勢等を的確に把握し、公司	—- ☑ · 適正な評	価替えの	ー D業務を	<u></u> 行う。				

				2	<b>作成22</b> 年	F/及气	P物争	<b>耒総</b>	<b>只快衣</b>			<b>様式</b> 2
事務事	業名			資産税及び都市	計画税賦課	事業			<b>-</b> 1*	20524224		201
事業	名		固定資	資産税及び都市	計画税賦課	業務			コード	03521201		- 004
所管部	『署		財政局 税務	部 固定資産税	課	責任	壬者	U.	竹内 弘	問い合わせ先	048-	829-1182
事業	類型		県との見直し協	・手法が適正から 協議が必要な事 による見直しが必	業(B)		` '	根拠法令	→ 地方税法第342	条、364条、702条		
メルクラ	マール	□ (	1) 🗆 (2)	□ (3)	□ (3)	□ (3)	)	(3)	□ (4) □ (5	5) 🗆 (6) 🗆 (7	)	該当なし
1 事第	美の概	要										
	方法		1.全部直営 「	✓ 2.一部委託	□ 3.全音	耶委託	<u> </u>	補助金	□ 5.その他	. (		)
事業開	始年度	~	平成13年5月	1日前(旧市(浦	i和市·大宮市	b·与野	(時)・年	度)	□ 平成1	13年5月1日以後(		年度)
事業	概要			見在における市内 い、税額を確定		屋∙償去	印資産の	利用状流	兄を正確に把握し、	適正な評価に基づく	固定資	産税及び都
特定	財源		有 ·	▼ 無	根拠							
2 事第	<b>≝</b> ഗല്	i Ande			!							
_ <del></del>			性【メルクマー	-JV(4)]			左記とし	て判断	した根拠			
			要な事業 要ではない事業						市の基幹的税目で 源であるため。	であり、都市計画税は都	都市基盤	盤の整備をす
			徹底 【メルクマ	マール(2)]			左記として判断した根拠					
妥当性			すべき事業 民間で同様又は	は類似の事業を写	€施している₹	事業	地方税 た、都市	経法の規 「計画税	定により、固定資産 は固定資産税と併	筆税は市が賦課するも 「せて賦課できるという	のとされ 規定が	いており、ま あるため。
	3 職	員に対す	る公費支出の	妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断	した根拠			
	□ 4	来職員	に対して支出し 自らが負担すべ	(き事業								
	4 サ-	- ビス水	準の妥当性 【次	メルクマール(3)	1		左記とし	て判断	した根拠			
右効性	▼ 関	東指定		/以下のサービス						8を行っているため。		
カが圧	5 類化	以事業との	)統合及び代替制	制度の検討 【メル	クマール(3)	]	左記とし	て判断	した根拠			
		類似事業。 類似事業	と統合可能 なし	<ul><li>類似事業</li><li>代替制度</li></ul>			本市	で行う事	業で類似する事業	は他に無いため。		
	6 費	用対効果	の妥当性 【メ	ルクマール(3)	]		左記とし	て判断	した根拠			
			果が低い事業 果を満たしている	る事業			本事業	€によっ <sup>-</sup>	て、固定資産税収入	及び都市計画税収を研	催保でき	きるため。
		間活力の 民間委託	活用【メルクマ	マール(6)]			左記とし	て判断	した根拠			
効率性			(全部又は一部 河能	(3) により成果を低					価に関するシステ より賃借しているた	ムの導入を民間に委言 ∵め。	もしてお	り、そのシス
			原則 【メルクマ		17 6 8		左記とし	て判断	した根拠			
			や不納欠損あり 旦の見直し等で	歳入確保は可能	۶ <del>۵</del>							
3 見直	直しの	方向性										
·		ア	廃止又は凍綿			-	オ	事務				
点検復 方向		<u>イ</u> ウ	縮小統廃合				カキ	拡え終っ				ク
		I	移管				2	継糸				
見直し	内容	市の歳 <i>)</i>	<b>\確保に必要な</b>	:事業であるため	現行どおりと	ゔする。						

## 平成22年度事務事業総点検表

様式2

				•	十八人 4 4	一反司	户们于	未能	外代农			依正して		
事務事	業名			納税管理	事業				_ 10			201		
事業	名		ī	市税の納付方法	の拡大事業				コード	03523401		- 001		
所管部	18署		財政局 税利	務部 収納対策	<del></del> 課	責任	£者	L	関根 三男	問い合わせ先	048 -	829 - 1164		
事業	類型	□県	₹との見直し抜	ら手法が適正か 協議が必要な事 こよる見直しが必	業(B)		, ,	根拠法令	地方自治法					
メルク	マール	□(1)	) [(2)	□ (3)	□ (3)	<u> </u>	3)	□ (3)	□ (4)	□ (5) □ (6) □	<b>(7)</b>	☑ 該当なし		
1 事第	美の概3	<b>F</b>												
	方法		全部直営	✓ 2.一部委託	3.全音	邵委託	<u> </u>	.補助金	□ 5.その他	년 (		)		
事業開	始年度	□ ∓	<sup>z</sup> 成13年5月	1日前(旧市(		)	•	年周	₹) 🔽 平成	13年5月1日以後(平	P成22年	拝度)		
事業	概要	市税の第る。	新たな支払い	1方法であるコン	ビニエンスス	トアでの	の納付を	促進する	ることで、納付機 <i>会</i>	会の拡大を図り、納税	者の利何	更性を向上させ		
特定	財源		有·	▼ 無	根拠									
2 事業	<b>事業の点検</b> 1 事業の必要性 【メルクマール(4)】													
<del></del>			【メルクマ-	- Jレ(4)]			左記として判断した根拠							
		そに必要な そに必要で	は事業 ではない事業	É			納付機	会が拡大	されることにより糸	内税者の利便性が向.	上する。			
	2 役割分担の徹底 [メルクマール(2)]							左記として判断した根拠						
妥当性	2 役割分担の徹底 【メルクマール(2)】  「 市が実施すべき事業 国や県、民間で同様又は類似の事業を実施している事 3 職員に対する公費支出の妥当性 【メルクマール(7)】							市税の納付方法の拡大のため。						
	3 職員	に対する	公費支出の	妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断	した根拠					
			対して支出し らが負担す^											
	4 サー	ビス水準の	の妥当性【ご	メルクマール(3)	1				した根拠					
<del></del>			市を上回るサ 市と同レベル	ナービス水準 レ以下のサービス	八水準 ポープ・スペース マイン・マイン アイア アイア アイア アイア アイア アイア アイア アイア アイア ア		関東指定都市でコンビニエンスストアでの納付を導入している。相模原市ではパソコン、携帯電話及びATMからの納付が可能なしくみ(ペイジー)も導入している。							
有効性	5 類似	事業との統	合及び代替制	制度の検討 【メル	クマール(3)	]	左記とし	て判断	した根拠					
		以事業と約 以事業な	統合可能 し	▼ 類似事業  代替制度		CNCN				ストアでの納付を導 <i>う</i> あるため、統合不可能		る。しかし、公		
	6 費用	対効果の	妥当性【メ	ルクマール(3)	]		左記とし	て判断	した根拠					
			が低い事業 を満たしてい	る事業			納付機	会の拡大	こにより納税者の利	可便性が向上する。				
			用 【メルクマ	マール(6)]			左記とし	て判断	した根拠					
効率性	日民間コス	スト削減可	全部又は一部 「能	3)により成果を何			費用対	効果の観	見点から、市が実施	色すべき事業である。				
		間委託不 公正の原	<u> 可能</u> [則 【メルクマ	□ 民間に担 マール(1)】	1わせる		左記とし	て判断	した根拠					
	□ 収入未済や不納欠損あり □ 受益者負担の見直し等で歳入確保は可能													
3 見直	しのす	一												
- 702		ア	廃止又は凍締	結			オ	事務						
	点検後の イ 縮 小 方向性 ウ 統廃合					カ キ	拡え				ク			
1111	5向性 <u>ウ 統廃合</u> エ 移 管						ク	継糸						
見直し	内容 る		度から開始し	,たコンビニエン	スストアでの糸	枘付を仏	足進する	ことにより	〕、納付機会の拡	大を図ることで納税者	番の利便	性を向上させ		

事務事業名	納税管理事業			7 1 00500404				
事業名		 業		コード	03523401	- 002		
所管部署	財政局 税務部 収納対策課	青仟者		 関根 三男	問い合わせ先 04	8 - 829 - 1164		
事業類型	事業のコストや手法が適正かの検討が必要な 県との見直し協議が必要な事業(B)	7 (III II	根拠法令	地方税法、さいた	 :ま市税条例、さいたま市会 関に関する規則、公金収糾	計規則、さいたま市		
メルクマール		3)	[(3)	□(4) □(	5) [ (6) [ (7)	▼ 該当なし		
1 事業の概	要							
実施方法	□ 1.全部直営 □ 2.一部委託 □ 3.全部	長託 □	4.補助金	□ 5.その他	(	)		
事業開始年度	▼ 平成13年5月1日前(旧市(浦和市·大宮市·	与野市)·	年	度) □ 平成1	3年5月1日以後(	年度)		
事業概要	市税の安定確保を図るため、日曜納税窓口を開設で図る。	するとともに	、納期内	納付の促進に有効	な手段である口座振替制	削度の利用促進を		
特定財源	□ 有 ・ ☑ 無 根拠							
2 事業の点	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
	業の必要性 【メルクマール(4)】			した根拠				
	民に必要な事業 民に必要ではない事業	向上す	日曜納税窓口を開設することで、納付機会が拡大され、納税者の利便性が向上する。また、口座振替制度を勧奨することにより、納税者の利便性が向上する。					
2 役	引分担の徹底 【メルクマール(2)】	左記と	左記として判断した根拠					
	「が実施すべき事業 日や県、民間で同様又は類似の事業を実施している事」	業 市税の	安定確保	呆のため。				
3 職	員に対する公費支出の妥当性 【メルクマール(7)】	左記と	して判断	した根拠				
	が職員に対して支出している事業 来職員自らが負担すべき事業							
4 th	-ビス水準の妥当性 【メルクマール(3) 】			した根拠				
	]東指定都市を上回るサービス水準 ]東指定都市と同レベル以下のサービス水準	に数回	]平日夜同	間(19時まで)納税器	阝市では導入していない。 窓口を開設している。 定都市でも導入している。	相模原币では年		
5 類(	以事業との統合及び代替制度の検討 【メルクマール(3) 】	左記と	して判断	した根拠				
	類似事業と統合可能 □ 類似事業と統合不可能 類似事業なし □ 代替制度の検討	国民優	康保険	税と統合可能。				
6 費	用対効果の妥当性 【メルクマール(3) 】	左記と	して判断	した根拠				
	用対効果が低い事業 用対効果を満たしている事業		後会の拡え 3ら <b>れ</b> る。	大により納税者の利	便性が向上する。また、約	納期内納付の促		
	間活力の活用 【メルクマール(6)】	左記と	して判断	した根拠				
効率性   □ 目	記聞委託済み 記聞委託(全部又は一部)により成果を低下させず スト削減可能 記聞委託不可能 □ 民間に担わせる	納期カレンダー・ポスター・チラシの印刷及び電算業務については、民間系 託をしている。						
	平公正の原則 【メルクマール(1)】	左記として判断した根拠						
	入未済や不納欠損あり 益者負担の見直し等で歳入確保は可能	口座振替手数料を納税者に負担してもらうことで、費用の確保が可能である。						
3 見直しの	方向性	l						
	ア 廃止又は凍結	オ		改善				
点検後の	イ 縮 小	カ	拡			カ		
方向性	ウ     統廃合       エ     移管	<b>キ</b>	終継					
見直し内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				こ、納期内納付の促進に	有効な手段となる		

事務事	務事業名         市税徴収事業           事業名         市税徴収事業						コード	03524201	_	001
事業	名		市税徴収事業				<b>4</b> -1	03324201	-	001
所管部	肾署	財政局 税務部	祁 収納対策課	:	責任者		関根 三男	問い合わせ先	048 - 829	- 1164
事業	類型		法が適正かの検記 議が必要な事業(B る見直しが必要な	3)	事業(A)	根拠法令	◇ 地方税法、国税	徴収法、さいたま市税务	€例	
メルクラ	マール	□ (1) □ (2) □	$\square$ (3) $\square$ (3)	) [	[3)	<b>3</b> (3)	□ (4) □ (5	5) [ (6) [ (	[7] 区該	当なし
1 事業	美の概	要								
実施	方法	▼ 1.全部直営 □	2.一部委託 🗀	3.全部委	託 🗆 4	1.補助金	□ 5.その他	, (		)
事業開	始年度	平成13年5月1日	日前(旧市(浦和市	ī·大宮市·与	∋野市)・	年度)	□ 平成1	13年5月1日以後(	年	度)
事業	概要	税負担の公平を実現す	<sup>-</sup> るため、市税滞納	者に対し督	<b>译促、催告</b> 、	納税折復	<b>衝、滞納処分等の</b> 流	<b>帯納整理を行い、市</b> 移	紀以入を確保	する。
特定	財源	□ 有 ·	<b>▽</b> 無	根拠						
2 車当	美の点	· i <b>始</b>	*							
<u></u> -		業の必要性 【メルクマー】	V(4)]		左記と	して判断	した根拠			
		民に必要な事業 民に必要ではない事業			よりよい	市民への	の行政サービスを扱	是供するため、その財	源確保を図る	3.
		割分担の徹底 【メルクマー	-Jレ(2)]		左記と	して判断	した根拠			
妥当性	<b>▽</b> †	が実施すべき事業 国や県、民間で同様又は類	鼠似の事業を実施し	している事業	自主財	源として	の市税の安定確保	そを図る。		
	3 職	員に対する公費支出の妥論	当性 【メルクマー)	JV(7)]	左記と	して判断	した根拠			
		が職員に対して支出して 本職員自らが負担すべき								
	4 サ-	- ビス水準の妥当性 【メル	レクマール(3)		左記と	して判断	した根拠			
有効性	✓ 関	関東指定都市を上回るサー 関東指定都市と同レベル以	、下のサービス水準		関東指	定都市で	でも同様の市税の領	徴収業務を実施してい	1る。	
HWIE	5 類化	以事業との統合及び代替制度	きの検討 【メルクマー	- Jレ(3) 】	左記と	して判断	した根拠			
			<ul><li>類似事業と統合</li><li> 代替制度の検討</li></ul>		債権回	収対策詞	果において市税以	外の債権を所掌してい	1る。	
	6 費/	用対効果の妥当性 【メル・	クマール(3) l		左記と	して判断	した根拠			
		用対効果が低い事業 用対効果を満たしている	<b>事業</b>		自主財	源として	の市税の安定確保	はが図られる。		
		間活力の活用 【メルクマ <del>-</del> 記間委託済み	- Jレ(6)]		左記と	して判断	した根拠			
効率性		問委託(全部又は一部)   スト削減可能	こより成果を低下さ □ 民間に担わせ		滞納整	理業務は	は公権力を行使する	る業務のため、民間委	き託は不可能	
		平公正の原則 【メルクマー		3	左記と	して判断	した根拠			
		入未済や不納欠損あり 益者負担の見直し等で歳	入確保は可能					納整理業務を遂行し 収入未済や不納欠打		
3 見重	 [しの									
		ア 廃止又は凍結			オ	_	改善			
点検復 方向	-	イ   縮 小 ウ   統廃合			<u>カ</u>	拡え終	•			ク
		工 移管			7	継糸			1	
見直し	内容	平成22年度市税収納対分	策基本方針に掲げ	た重点事項	頁を中心に、	各区収	納課と密接な連携	の下、一層の収納率の	の向上を図っ	ていく。

			-	十八人人	十/文号		未能	动火农		Ti Ti	灰工 4			
事務事	事務事業名 市税徴収事業							- I*	00504004		000			
事業	名	電話等による納税催告事業						コード	03524201	-	002			
所管部	『署	財政局 税	務部 収納対策	課	責任	£者		関根 三男	問い合わせ先	048 - 829 -	1 1 6 4			
事業	類型	□ 県との見直し	や手法が適正か( 協議が必要な事 による見直しが必	業(B)		` '	<b>根拠法令</b>	,						
メルク	マール	□ (1) □ (2)	□ (3)	(3)	)	(3)	□ (4) □ (5)	□ (6) □ (	7) □該当	なし				
1 事第	後の概3	<b>E</b>												
実施方法 1.全部直営 2.一部委託 3.全部委託							補助金	□ 5.その他	,		)			
事業開	始年度	□ 平成13年5月	月1日前(旧市(		)	•	年度	₹) ▼ 平成1	3年5月1日以後(19	年度)				
事業	概要	市税の収納対策をするとともに市税収入				た職員に。	より、電話	舌による納付の呼て	がかけ業務を実施し、	自主納付の低	足進を図			
特定	財源	□ 有 '	▼ 無	根拠										
· · · · · · ·	後の点材	<b>↓</b>		<u> </u>										
2 學第		<del>文</del> の必要性 【メルクマ	-JV(4)]			左記とし	て判断し	ンた根拠						
		ミに必要な事業 ミに必要ではない事業	業			よりよいテ	市民への	)行政サービスを提	供するため、その財	源確保を図る	0			
	2 役割	分担の徹底 【メルク	マール(2)]			左記とし	て判断し	ンた根拠						
妥当性	☑ 市加	が実施すべき事業 や県、民間で同様又I	は類似の事業を調	実施している	事業	市税収入の確保を図るため。								
	3 職員	戦員に対する公費支出の妥当性 【メルクマール(7)】					て判断し	した根拠						
		が職員に対して支出し 来職員自らが負担す												
	4 サー	ビス水準の妥当性	【メルクマール(3)	]		左記として判断した根拠								
<del>-</del> ••••		東指定都市を上回る 東指定都市と同レベル		以水準		千葉市、川崎市が電話等による納税催告事業の導入を検討している。								
有効性	5 類似	事業との統合及び代替	制度の検討 【メル	/クマール(3)	1	左記として判断した根拠								
		以事業と統合可能 以事業なし	<ul><li>類似事業</li><li>代替制度</li></ul>		תל	国民健康保険税と統合可能。								
	6 費用	対効果の妥当性()	メルクマール(3)	]		左記とし	て判断し	した根拠						
		目対効果が低い事業 目対効果を満たしてい	る事業			自主財源としての市税の安定確保が図られる。								
		活力の活用(メルク	マール(6)]			左記とし	て判断し	した根拠						
効率性	□ 民間	間委託済み 間委託(全部又は一部 い削減可能 間委託不可能	部)により成果を低 □ 民間に担			公権力の行使に当たらない業務(滞納者に対する電話による自主的納付の 呼びかけ業務)を民間委託している。								
		公正の原則 【メルク		.17 C 0		左記とし	て判断し	Jた根拠						
		、未済や不納欠損あり 会者負担の見直し等で		אַנ										
3 見道	ましのす	- 向性												
- 76E		ア 廃止又は凍	結			オ	事務							
点検復 方向		イ縮小ウ統廃合				カ キ	拡え終う			-   -	ク			
73143	- L	<u>リ                                    </u>				<u>+</u> ク	経制			-	-			
見直し	内容 関	東指定都市では実施	施していないが、	現在19政令	指定都	市中117	市が導 <i>)</i>	、しており、その費月	用対効果を検証して	<b>.</b> 1<.				

			_	十八人人工	一反引	アイカラ	未能》	动火花			依正して	
事務事	務事業名 納税貯蓄組合事業							コード	00505004		004	
事業	名	名 納税貯蓄組合事務費補助金交付事業						7-1	03525601		- 001	
所管部	部署	財政局 税	務部 収納対策	課	責任	E者		関根 三男	問い合わせ先	048 -	829 - 1164	
事業	類型	□ 県との見直し	や手法が適正かり 協議が必要な事 による見直しが必	業(B)	` '	艮拠法令	納税貯蓄組合法。要鋼	さいたま市納税貯蓄	組合事務	<b>:費補助金交付</b>		
メルクマール □(1) □(2) 匝(3) 匝(3)							(3)	□ (4) <b>☑</b> (5	) [(6) [(	7) 🗆	該当なし	
1 事業	美の概!	<b>E</b>										
実施方法 🔽 1.全部直営 🗆 2.一部委託 🖂 3.全部委託						<b>▼</b> 4.	補助金	□ 5.その他	(		)	
事業開	始年度	▼ 平成13年5月	11日前(旧市(浦	和市·大宮市	市·与野	市)・	年度)	□ 平成1	3年5月1日以後(	年度	₹)	
事業	概要	市内の納税貯蓄組想の普及啓発をする					めに補助	助金を交付する。 衤	#助金の交付を通じ	納期内糾	<b>外付、納税</b> 思	
特定	財源	□ 有 '	▼ 無	根拠								
2 事第	きの点	· *			1							
_ <del>_</del>		の必要性 【メルクマ	<b>-</b> Jレ(4)]			左記とし	て判断し	た根拠				
		Rに必要な事業 Rに必要ではない事業	Ě			市民に対 要である		期内納付を促進す	ることや納税思想を	普及啓発	きすることは必	
	2 役割	分担の徹底 【メルク	マール(2)]			左記として判断した根拠						
妥当性	□ 市	が実施すべき事業 や県、民間で同様又I	は類似の事業を	実施している	事業	市税収入の安定確保を図るものである。						
	3 職員	に対する公費支出の	妥当性 【メルク	マール(7)]		左記とし	て判断し	)た根拠				
		が職員に対して支出し 来職員自らが負担す										
	4 サー	ビス水準の妥当性	(メルクマール(3)	]		左記とし	て判断し	した根拠				
有効性	□ 関!	東指定都市を上回る <sup>・</sup> 東指定都市と同レベノ	レ以下のサービス			政令指定都市中、平成21年度以降事務補助金を交付するのは、さいたま市 のみ。						
有劝注	5 類似	事業との統合及び代替	制度の検討 【メル	クマール(3)	]	左記として判断した根拠						
		以事業と統合可能 以事業なし	<ul><li>□ 類似事業</li><li>□ 代替制度</li></ul>		מט	本市の他の部署では、類似の事業を行っていない。						
	6 費用	対効果の妥当性 【メ	リルクマール(3)	]		左記として判断した根拠						
		目対効果が低い事業 目対効果を満たしてい	る事業			口座振替制度の普及やコンビニエンスストア収納の導入により、納期内納付の促進が図られている。						
		活力の活用 【メルク 間委託済み	マール(6)]			左記とし	て判断し	)た根拠				
効率性	民	ョ安託海の 間委託(全部又は一部 八ト削減可能 間委託不可能	耶)により成果を低 □ 民間に担			納税貯蓄組合の事務経費に対する運営費である。						
		公正の原則 【メルク		.17 C 0		左記とし	て判断し	た根拠				
		(未済や不納欠損あ! 益者負担の見直し等で		علا								
3 見直	ましのず	5向性			<u> </u>							
		ア 廃止又は凍	[結			オ	事務に					
点検復 方向		イ 縮 小 ウ				カ キ	拡大終了				ア	
		工移管				ク	継続					
見直し	内容(代	也の政令指定都市の	うち、いずれの市	でも実施して	いない	ことから、	平成22	年度実績分を平成	<b>戊</b> 23年度に交付し腐	を上する。		

					5	- 0,00	714110				127.702	
事務事業名 納税貯蓄組合事業							コード	03525601	- 002			
事業	事業名      納稅貯蓄組合連合会補助金交付事				事業	T						
所管部	图署	財政局	引税務部 収納対策	<b>策課</b>	責任	E者		関根 三男	問い合わせ先	048 -	829 - 1164	
事業	類型	□ 県との見	ストや手法が適正が 直し協議が必要な ールによる見直しが	事業(B)			艮拠法令	, 納税貯蓄組合法 要綱	さいたま市納税貯蓄	組合連合	合補助金交付	
メルク	マール	□(1) □	(2) (3)	(3)	□ (3)		(3)	□ (4) <b>☑</b> (	5) [ (6) [	(7)	該当なし	
1 事第	もの概要	更										
実施方法 □ 1.全部直営 □ 2.一部委託 □ 3.全部委託							補助金	□ 5.その他	(		)	
事業開	始年度	▼ 平成135	年5月1日前(旧市(	(浦和市・大宮	r市·与里	<b>予市</b> )・	年度	) □ 平成1	3年5月1日以後(平	Z成13年	度)	
事業	事業概要 単位組合が加入するさいたま市納税貯蓄組合連合会に 合会活動を支援することにより市税収入の安定確保を図							研修等の事業に補	助金を交付する。補	助金の多	さ付を通じ連	
特定	財源	□有	· 🔽 無	根拠								
2 車巻	後の点	· •		<del>!</del>	_ <b>_</b>							
4 <del>T</del> 3		<del>ズ</del> の必要性 【メル	クマール(4)]			左記とし	て判断	した根拠				
		Rに必要な事業 Rに必要ではない	∖事業			納税思想	恩の啓発	終活動は、市民にと	って必要な事業でも	5る。		
	2 役割	分担の徹底 【メ	ルクマール(2)]			左記として判断した根拠						
妥当性		が実施すべき事態 や県、民間で同様	業 <sup>羕又は類似の事業を</sup>	を実施している	事業	市税収入の安定確保を図るものである。						
	3 職員	員に対する公費支出の妥当性 【メルクマール(7)】					て判断	した根拠				
		が職員に対して3 来職員自らが負	支出している事業 担すべき事業			市の職員が任意団体である連合会の事務局をしている。						
	4 サー	ビス水準の妥当	性 【メルクマール(	3) ]		左記とし	て判断	した根拠				
有効性	□ 関	東指定都市と同じ	回るサービス水準 レベル以下のサーと			市の連合会へ補助金を交付しているのは、本市と千葉市のみとなっている。						
HWIT	5 類似	事業との統合及び	代替制度の検討 【メ	ルクマール(3)	1	左記として判断した根拠						
		以事業と統合可能 以事業なし	能 □ 類似事 □ 代替制原	業と統合不可能 度の検討	אָנוּ	本市の他の部署では、類似の事業を行っていない。						
	6 費用	対効果の妥当性	[メルクマール(3)	]		左記とし	て判断	した根拠				
		対効果が低い   対効果を満たし				納税貯蓄組合連合会の納税勧奨グッズを使用した納税思想の啓発活動に ついては、費用対効果が見込めない。						
		活力の活用 【メ 間委託済み	.ルクマール(6)]			左記とし	て判断	した根拠				
効率性	□ 民!		は一部) により成果を □ 民間に			納税勧奨グッズの作製については、一部民間委託している。						
		町安託小り能 公正の原則 【メ		<u>1日17日                                  </u>		左記とし	て判断	した根拠				
		、未済や不納欠技 益者負担の見直し	員あり J等で歳入確保は□	丁能								
3 見重	- 51.のせ	5.向性										
」 元星		ア 廃止又	は凍結			オ	事務					
点検後	_	イ 縮 小				力拡大				コーアー		
方向	<u> </u>	ウ統廃合エ移				<u>キ</u> ク	終組継続			$\dashv$		
見直し	内容  現	見在、連合会で行	<b>示っている納税思想</b>	の啓発活動は	、市が事	業主体	となるべ	きものであることか	ら、平成22年度交付	寸までとし	)廃止する。	

					-	平成225	干浸气	户7分=	月美総	<b>从快</b>	रर			<b>禄式</b> 2
事務事	業名			市税還付	金及び還	付加算金事	業			_	. 10	00505504	000	
事業	事業名 市税還付金及び還付加算金事業							_	1 <b>-</b> F	03525501		- 000		
所管部	『署		財政局	税務部	収納対策	課	責任	· 王者		関根	三男	問い合わせ先	0 4 8 - 8	29 - 1164
事業	類型		県との見	直し協議が	必要な事	の検討が必要 業(B) &要な事業(C		<b>≰</b> (A)	根拠法	令 地方	税法第17条	条、第17条の2、第17	条の4	
メルクマール □(1) □(2) □(3) □(3) □(3)									(3)	□ (4)	□ (5)	□ (6) □ (7	) 🔽 ii	亥当なし
1 事業	美の概	要												
	方法		1.全部直	営 🗆 2.	.一部委託	3.全部	部委託		4.補助金	È [	5.その他	,(		)
事業開	始年度	~	平成13年	<b>∓</b> 5月1日前	竹(旧市(浦	f和市·大宮市	市·与野	\$市)·	年度	)	□ 平成1	13年5月1日以後(		年度)
事業	概要	市税の	の過誤納会	金及び課税	の更正・耳	双消等に生じ	る還付	金·還信	寸加算金	を還付す	する。			
特定	財源		有		[ 無	根拠								
2 事第	<del>≚</del> の占	: <b>t</b>				·!	1							
4 37 9			性【メル	クマール(4	)]			左記と	して判断	fした根拠	<u>U</u>			
			要な事業 更ではない	事業										
	2 役割	副分担の	<b>う担の徹底 【メルクマール(2)】</b>						して判断	した根拠	ŭ.			
妥当性			すべき事業 民間で同様		の事業を	実施している	事業							
	3 職員	員に対する公費支出の妥当性 【メルクマール(7)】						左記と	して判断	「した根拠	ŭ.			
				を出している 旦すべき事										
	4 サ-	- ビス水	準の妥当性	性【メルク	マール(3)	]		左記と	して判断	fした根拠	処			
ᆂᅒᄴ	□ 関	東指定	都市と同し	回るサービ. ノベル以下	のサービス									
有知性	5 類化	<b>事業との</b>	統合及び	代替制度の	検討 【メル	/クマール(3)	1	左記と	して判断	した根拠	処			
		類似事業 類似事業	と統合可能 なし		類似事業 代替制度	と統合不可能 の検討	תל							
	6 費月	用対効果	の妥当性	【メルクマ	·一ル(3)	1		左記と	して判断	した根拠	処			
			関が低い事 関を満たし	事業 ている事業	ĺ									
			別活力の活用 【メルクマール(6)】						して判断	fした根拠	<u>U</u>			
効率性		間委託 スト削減	間委託済み 間委託(全部又は一部)により成果を低下させず スト削減可能											
		間委託 平公正の		ルクマール	<u>民間に担</u> ·(1)】	11762		左記と	して判断	iした根接	<u>u</u>			
			や不納欠損 旦の見直し	員あり √等で歳入む	確保は可能	能								
3 見重	<u>-</u>	古白州						<u>I</u>						
」 元皇		<u>クロ性</u> ア	廃止又	は凍結				オ		務改善				
点検征 方向		<u>ا</u>	縮小	·	-			力 +	拡		·		]	ク
刀凹	ı <del>I</del>	<u>ウ</u> エ	統廃合 移 管					<b>キ</b>	終継				$\dashv$ $\mid$	•
見直し	内容	市税の過	過誤納金及	 ひ課税の	更正·取消	肖等に生じる泊	還付金	·還付加	算金が	あるときし	は、遅滞なり	〈還付する。		

事務事業名				債権回収対	策事業			7 <b></b> k	03526001	1	001			
事業名			高	<b>高額困難債権事</b> 多	と	1		コード 	0352600	I	- 001			
所管部	『署		税務部 億	責権回収対策課		責任者		矢板 齋	問い合わせ先	048-	329-1194			
□ 事業のコストや手法が適正かの検討が必要な事業 事業類型 県との見直し協議が必要な事業(B) □ メルクマールによる見直しが必要な事業(C)							根拠法	地方自治法第24 令 地方税法第331第 条、同728条	10条 条、同373条、同459务	条、同702条	の8、同706			
メルクマ	マール		1) 🗆 (2)	□ (3)	□ (3)	□ (3)	□ (3)	□ (4) □	□ (5) □ (6)	□ (7) <b>□</b>	▼ 該当なし			
1 事業	きの概	要												
実施			1.全部直営	□ 2.一部委託	□ 3.全部	『委託 □	4.補助金	≦ □ 5.その他	, (		)			
事業開始年度 ▼ 平成13年5月1日前(旧市(浦和·大宮·与野)·						野)・	年度)							
事業	事業概要 さいたま市債権回収対策基本計画に基づき、市税等の 施する。							5債権の困難事案の一部を債権所管課から引継ぎ、滞納整理を集中的に実						
特定!	財源		有 ·	▼ 無	根拠									
2 車当	きの点	i 始				·								
			性 【メルクマー	<b>- ル</b> (4)]		左記と	して判断	fした根拠						
		民に必要 民に必要	な事業 ではない事業	É				号負担の公平性の研 としているため。	催保といった点も含	め、歳入の	安定確保を			
	2 役割	割分担の	徹底 【メルク <sup>-</sup>	マール(2)]		左記と	して判断	した根拠						
妥当性	□ 市	が実施する	すべき事業 間で同様又は	は類似の事業を実	€施している§	事業 本事第	本事業は、市が有する債権を回収する事業のため。							
	3 職員	員に対する公費支出の妥当性 【メルクマール(7)】					して判断	した根拠						
			こ対して支出し 自らが負担す/											
	4 サ-	- ビス水準	車の妥当性 【	メルクマール(3)	]	左記と	して判断	fした根拠						
			都市を上回るt 都市と同レベル	ナービス水準 レ以下のサービス	.水準		他の関東指定都市で、専門組織として高額困難事案を債権所管課から引継ぎ、回収を集中的に実施している都市はないため。							
有劝注	5 類化	以事業との	統合及び代替制	制度の検討 【メル	クマール(3)	】 左記と	左記として判断した根拠							
		類似事業と 類似事業を	:統合可能 よし	<ul><li>類似事業</li><li>代替制度</li></ul>			現在他の債権所管課が回収に取組んでいる困難事案も、必要に応じて引継ぎ、本課で回収可能であると考えられるため。							
	6 費月	用対効果	の妥当性【メ	ルクマール(3)	1	左記と	として判断	fした根拠						
			くが低い事業 そを満たしてい	る事業			それぞれの所管課での対応が困難な事案を引継いで集中処理を実施した結果、収納率が向上しているため。							
			活用 【メルクラ	マール(6)]		左記と	して判断	した根拠						
効率性		民間委託派民間委託( 民間委託( Iスト削減で 民間委託で	全部又は一部 可能	B)により成果を低 □ 民間に担			弁護士などの債権回収の専門家に回収を依頼するための費用が発生し、費 用対効果が合わないため。							
			<u> 原則 【メルク</u> ラ		176 8	左記と	左記として判断した根拠							
			・不納欠損あり ]の見直し等で	『歳入確保は可能	E .	るため	それぞれの所管課での対応が困難な事案を引継いで集中処理を実施しているため、収入未済額が生じる。 なお、不納欠損処理は、それぞれの所管課で行っている。							
3 見直	เ็บก	方向件				•								
	-	ア	廃止又は凍	結		オ		3改善 ·						
点検後 方向		イウ	縮 小 <u> </u>			<u>カ</u>	拡終				ク			
		エ	移管			2	継							
見直した		さいたまで ある。	———— 市債権回収対	── <u>──</u> 策基本計画によ	— <u>—</u> る本事業の実	— <u>——</u> 『施について	<u></u> は、 有効′	性の検証を踏まえた	こ上で、平成23年度	— <u>—</u> 未まで継	<del></del> 続する方向で			

				TDX = T	F歧手物手	不成	<b>ポイス</b>		(家工) 2			
事務事業名							<b>-</b> 1*	00500004	000			
事業	養名 徴収技術の支援・強化						コード	03526001	- 002			
所管部	18署	税務部 億	責権回収対策課		責任者		矢板 齋	問い合わせ先	048-829-1194			
事業	類型	□ 県との見直し	や手法が適正から 協議が必要な事 こよる見直しが必	業(B)		根拠法令	₹	1 1				
メルク	マール	□(1) □(2)	□ (3) <b>∠</b>	(3)	(3)	(3)	□ (4) □ (	5) [ (6) [	(7) 🗌 該当なし			
1 事業	美の概3	<b>E</b>										
実施方法 □ 1.全部直営 □ 2.一部委託 □ 3.全部委託						.補助金	□ 5.その他	(	)			
事業開	始年度	□ 平成13年5月	11日前(旧市(		) •	年	隻) ☑ 平成1	3年5月1日以後(平	<b>Z</b> 成 20 年度)			
事業	概要	さいたま市債権回収 り徴収技術の向上を		ニ基づき、債ホ	権所管課(19誤	₹所·1室	()を対象に、助言、	指導、研修等の支援	爰策を実施することによ			
特定	財源	□有・	▼ 無	根拠								
	*	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>							
2 學 第	美の点材 1 事業	<b>奥</b> の必要性 【メルクマ・	- Jレ(4)]		左記とし	ノて判断	した根拠					
		Rに必要な事業 Rに必要ではない事業	É				負担の公平性の確 としているため。	<b>雀保といった点も含め</b>	の、歳入の安定確保を			
	2 役割	分担の徹底 【メルク	マール(2)]		左記とし	左記として判断した根拠						
妥当性	☑ 市加	が実施すべき事業 や県、民間で同様又に	は類似の事業を調	実施している	事業 本事業	本事業は、市が有する債権を回収する事業のため。						
	3 職員	に対する公費支出の	マール(7)]	左記とし	て判断	した根拠						
		が職員に対して支出し 来職員自らが負担す/				本事業中内部講師による研修については、職員が外部の専門家を講師とした研修を受講し、その回収ノウハウを他の所管課に提供しているため。						
	4 サー	ビス水準の妥当性【	メルクマール(3)	]		左記として判断した根拠						
<del></del>		東指定都市を上回る† 東指定都市と同レベル		ス水準	横浜市	全庁的な債権管理組織 さいたま市:有(債権回収対策課) 横浜市:有(財政課 歳入確保強化担当) 千葉市:無 川崎市:有(滞納債権対策室) 相模原市:無						
有効性	5 類似	事業との統合及び代替行	制度の検討 【メル	クマール(3)	】 左記とし	左記として判断した根拠						
		以事業と統合可能 以事業なし	<ul><li>類似事業</li><li>代替制度</li></ul>			本事業は、本課が債権回収の専門組織として全庁的な債権回収対策を推進するために実施されるもので、本市でほかに同様の組織は存在しないため。						
	6 費用	対効果の妥当性 【メ	ルクマール(3)	]		左記として判断した根拠						
		目対効果が低い事業 目対効果を満たしてい	る事業		高い方: 回収に	本課が主宰する研修は、それぞれの所管課で実施するよりも費用対効果の 高い方法で、受講した債権所管課職員からの評価も高く、最新の高度な債権 回収に関するノウハウを提供していると認められるため。						
		活力の活用 【メルク <sup>*</sup> 間委託済み	マール(6)]		左記とし	左記として判断した根拠						
効率性	日日日	司安記/月07 間委託(全部又は一部 Vト削減可能 間委託不可能	B)により成果を低 □ 民間に担		弁護士	弁護士などの債権回収の専門家を講師とした研修を実施しているため。						
		公正の原則 【メルク		.17 = 0	左記とし	左記として判断した根拠						
		、未済や不納欠損あり 会者負担の見直し等で		) L	該当な	L						
3 見直												
		ア 廃止又は凍	結		オ		改善					
点検领 方向		イ     縮     小       ウ     統廃合			<u>カ</u>	カ 拡 大						
1 111	-	エ 移管			<u>+</u> ク	継			<b>-</b>			
見直し		いたま市債権回収対 うる。	策基本計画によ	る本事業の第	 実施については	、有効性	生の検証を踏まえた		未まで継続する方向で			